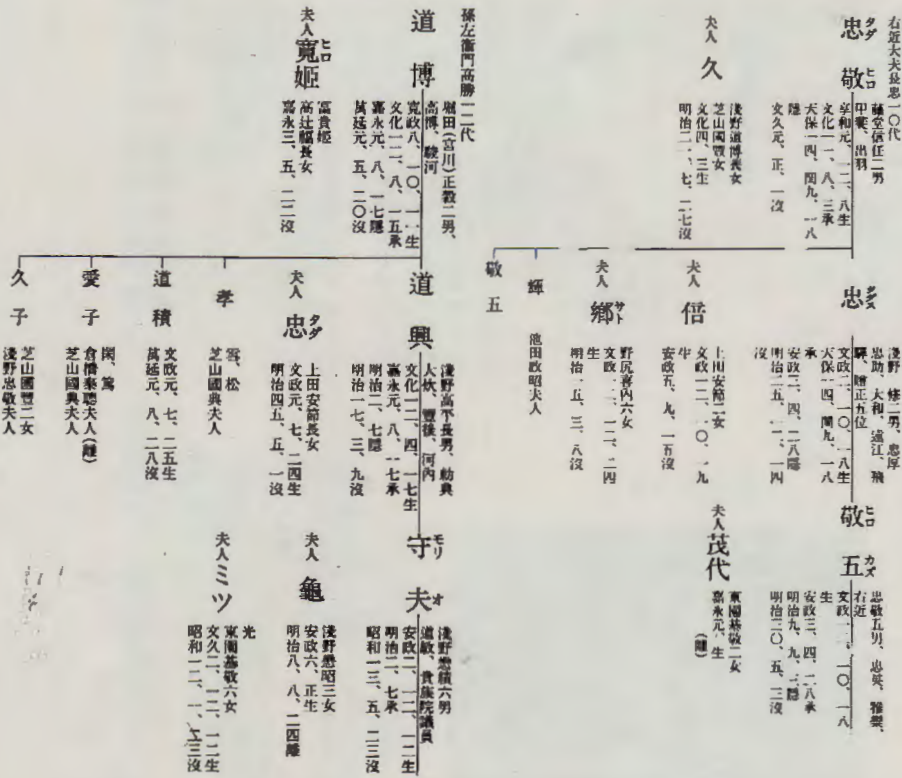


① 東城浅野家系図

② 三原浅野家系図



『平成新修旧華族家系大成 上巻』(社団法人霞会館、吉川弘文館)

嘉永六年「村上家乗」参考資料(令和5・11・11) 7  
 ◎三月九日

①久姫様：家老三原浅野家の先代当主浅野出羽忠敬(ただひろ)の室で、次の当主右近(雅楽) 忠英(後に敬五と改名)の母。芝山国豊(しばやまくにとよ)の娘。東城浅野家の浅野道博の養女となり、忠敬の室となる。東城浅野家と芝山家とは縁戚関係が濃い(38頁の系図参照)。  
 ②於竹様：藤原氏北家中御門流公卿である東園右近衛権中将基敬(もとゆき)の二女。別名茂代。公卿と諸藩家臣との直接の縁組は許可されなかったため、近江国常願寺の養女となり、文久二年二月に婚姻した。

◎三月十一日  
 ③海棠(かいどう)：バラ科の落葉低木。中国原産で、日本では古くから観賞用に栽植されている。幹は高さ五〜八mに達し、枝を多数分ちち紫色で垂れ下がって広がり、先端が刺(とげ)になることがある。葉は互生し、先のとがった楕円形で、若葉のうちは紅色を帯びる。四〜五月頃、長い花柄(かへい)にリンゴの花に似た三〜五cmの紅色の五弁花が開く。果実は径五〜八mmの球形で、黄赤色に熟す。漢名は垂糸海棠。はなかいどう。



「ハナカイドウ」(ウィキペディア(Wikipedia))

④波多野権祐：家老三原浅野家士。慈君(彦右衛門の継母、彦右衛門妹・お梅の実母)の実父である吉光軍右衛門が三原浅野家士なので、詳しいことは不明だが、慈君を中心に村上家と交流がある。



「天明年間の広島城下絵図」(『新修広島市史』五 地図)

⑤鷹匠(たかじょう)町：広瀬村域内にできた武家町で、本川(太田川)西側の筋筋に面し、南は町地の鍛冶屋町に続き、北は空鞆町。この筋の西側、清住寺東隣に御鷹部屋があったため(天明年間広島城下絵図)この名があったと思われるが、文久年間広島城下絵図には北の空鞆神社北西に餌差組の者の居住する多門を描く(次頁)。現在の中区本川町一〜三丁目・十日市町一〜二丁目 『広島県の地名 日本歴史地名大系35』(平凡社)

⑥餌指(えさし)：鷹匠の配下であり、鷹のえさとする小鳥を捕えることを人とする役職。

⑦鴨羅(かもら)：鴨はひよどり。羅は羅網(らもう)のこと。羅網は鳥を捕獲する網。

げんろくたたまふし



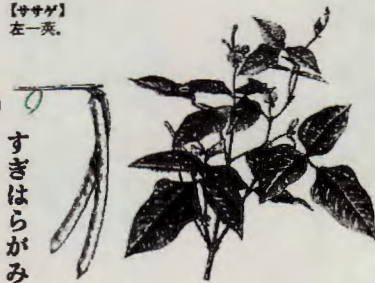


⑳青和へ(青莢)：青豆をゆでてすりつぶし、塩、砂糖、みりんなどで味加減をして、ゆでて下味をつけた熬海鼠(いりこ)をあえた料理。あえこ。

㉑豆(さやげ)

長く垂れ下がり、30~80cm、品種によっては1m以上にもなる。豆はアズキに似るがやや角ばるので大角豆とも呼ばれ、著しく扁平で角ばった大型の品種もある。豆の色は赤、白、茶、黒などのほか、斑紋のつく品種があり、多くはへその回りに黒っぽい輪状の紋様がある。寒さに弱い、干ばつに強く、土壌や土地を選ばず、栽培が容易である。初夏に種をまき、夏から秋に若莢を、秋に熟豆を採る。アフリカやインドでは重要な作物群の一つで、多くの品種が分化している。日本では熟豆は煮豆やあん(餡)とし、若莢はてんぷらやあえ物、汁の実などとする。飼料には、青刈りや乾草、サイレーンなどとして利用する。  
星川清観  
【料理】豆の成分は50%が炭水化物で、ほかにタンパク質、ビタミンB<sub>1</sub>などが含まれる。風味に乏しいが種皮が破れにくいので、慶事の赤飯にはアズキ代りに使われることも多い。ジュウロクササゲの若い莢は、筋をとってゆで、煮物、あえ物、揚物などにする。松本伸子

【ササゲ】左一莢。



㉒

すぎはらがみ「杉原紙」

中世の武士社会でもっとも多く流通した中厚の楮紙。原産地は兵庫県多可郡加美町の杉原谷といわれ、もともとは「殿曆」永久四年(一一一六)七月十一日の条に、藤原忠実が娘泰子と息子忠通にそれぞれ杉原庄紙百帖を贈ったとあるように、「杉原庄紙」といったが、中世には杉原紙の名が定着し、略して「杉原」「スギ」「スイ」ともい、「水原」と記すこともあった。「武家年代記」(北条九代記)には承久元年(一一二九)「杉原紙はじめて流布す」とあって、鎌倉方面にも普及したことがわかり、室町初期の「書札作法抄」には「武家には杉原ならでは文をばか、ぬ事也」と記している。武家の常用紙として愛好されたので、中世

⑳席書(せきがき)：江戸時代、手習いの師匠が、門弟その他の人々を集めて開いた習字の会。集会の席上でいつせいに制作して展覧すること。「せきしよ」ともいう。

㉓三月十九日

遊戯的趣向の弓会であろうか? (八田さん・平成二十八年二月例会資料(二月例会分後追い))。

㉔ササゲ 豆 *Vigna unguiculata* (L.) Walp. (= *V. sinensis* Endl.)  
若い莢を食用とし、莖葉を飼料や緑肥とするために栽培するマメ科の一年草。カウピー cowpea ともいう。

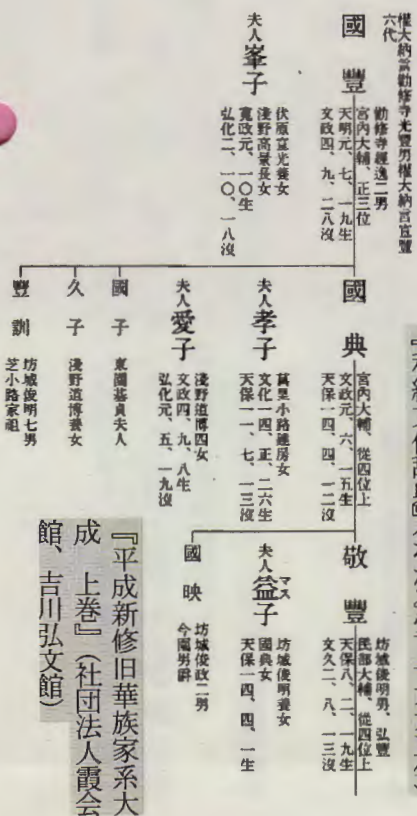
(中略)

春まどめてササゲとして扱われる。葉は羽状の小葉からなる複葉で、柄は長く、葉に互生する。茎はつる性の品種では2~4mの長さになり支柱に巻きつくが、矮性品種の品種では30~40cmで直立する。ジャコササゲは矮性品種が多く、ジュウロクササゲはつる性の品種が多い。夏に葉の付け根から柄が伸び、数個の蝶形花を咲ける。花弁は5枚で白または淡青色。莢は円筒形で12~20cm、若いうちは先端がやや上方に反り返り、物をささげ持ち形となり、これが名前の由来といわれる。ジャコササゲの莢はやや短く、上向きにつく。ジュウロクササゲでは、莢は

『大百科事典』(平凡社)

⑳矢代：鎌倉時代以来、武士が笠掛、犬追物(いぬおうちもの)、草鹿(くさじし)、などの射芸をする時、射手の矢を用いて籤(くじ)に代え、組合せ、順番などを決めること。矢を一本ずつ借り受け、手にとつて交差するように落し、上矢(うわや)と下矢(したや)の別をつけ、順次上矢組と下矢組とを編成する。またその決め方。「家乗」には「射揚京矢代」(嘉永六・十・廿五、十一・十七)などの語句も出てくる。「総合すると、(中略)順次的を替えて競射する

①ア芝山家系図



○七日、辛亥、雨、「朝素読所へ出席、直二出勤、

夕八時退、「西向寺江千代吉為參、「北御部屋様方御菜園へ出来候  
水菜沢山二頂戴被仰付、「夕堀尾眠石入来、御多門替之  
義二付内談有之

○八日、壬子、雨、風吹、寒、不順氣也、「夕為伺御機嫌

罷出、北御部屋様へ昨日之水菜頂戴御礼二罷出ル、折柄老女  
幾田へ御製菓之石臼并篩等拜借之義願試呉候様頼置也、  
「終日胸中を痛、夜早臥、「夕堀尾へ御多門替被仰付候歎・

見舞旁二行、矢野源内児不快を訪、何分氣遣候由也

○九日、癸丑、雨罷、猶陰寒、風も吹、「例時出勤、

夕八時退、「今日遠江様二而久姫様於竹様を御奥へ

御招被遊、午後御出被成候由、御出之上老女迄御機嫌相伺也、

御目見者不仕、夜半後御立坐被成候由也、「幾三郎左之頸

根へ腫物之如く脹起いたし候二付、良伯診を乞、薬を惠

○十日、甲寅、晴、寒、「例時出勤、夕八時前退、

「長束茂兵衛・星野幸次郎来、皆内用談也

○十一日、乙卯、晴、寒、「夕渡辺雅登室一昨夜安

産之悦二行、女子出生也、一応之歎者早速使を遣候也、

「御機嫌伺与して罷出ル、「辻清人・石井園蔵入来

○十二日、丙辰、晴、暖、「例時出勤、九半時過退、

「幾三郎夜中微熱有之、全腫物二伴候而之事歎与見ゆる也、

「慈君午後妙慶院・西向寺へ御参詣、夫方波多野権祐并辻へも

御出被成、森岡へも卒与御寄被成候由也、波多野二而者達而留、酒を

出候由也、「佐伯郡地御前村之山二而、鷹匠町御餌指之者

毎年春秋鴨羅を張候由、

且那樣近日為御一覽御出被遊度、幸小松屋武兵衛方隣

家右御餌指之者宿之由兼而承及居候二付、右伝手を以予か

方方下地聞合候様二与の御様子二付、今日足輕小畑孝次を

予方使ニして委細之義聞合させる也

○十三日、丁巳、晴、暄、夕曇、「朝素読所講釈へ出

席、直二出勤、夕八時退、「幾三郎日之中者相応氣輕二

候得共、夜中者熱出うとく致候方也、腫物も追々起脹致候也、

「松本良伯来診、何分格別之事二者無之旨申也、「穀雨

○十四日、戊午、晴、暄、「午後為伺御機嫌罷出、

「岩崎常介方江被招行、堀尾眠石会、囲碁也、夕酒出ル、

「十一日  
海棠満開

「桑原吉郎二入来」「幾三郎同様也」「今日比治山千本杭

瀉二於て、山下氏射延稽古有之、

且那樣為御一覽御出被遊候由也

○十五日、己未、晴、暖、「朝五ツ時揃諸品御礼有之、

麻上下着罷出、九半時前退、「朝汁清人入来、「幾三郎

夜前以来者熱氣強く、今日者至而氣重、腫物益脹起、地

腫有之、痛も有之趣二見ゆる也

○十六日、庚申、雨、暖、「先考御祥月如恒規宿戒・晨

興・礼服・献膳・献果無滞相濟、妣廟も御合祭仕也、

「朝妙慶院へ参詣、「例時出勤、夕八時退、「幾三郎今日者熱

醒、氣も軽、少々遊嬉も致ス、腫物益脹起スル也、「朝松本良伯

入来

○十七日、辛酉、晴、暖、「朝為伺御機嫌罷出、「堀尾

眠石入来、「夕井沢寿体入来、幾三郎を診しくれる、良伯同

考、何も格別之腫物二者無之趣申也、尤今朝以来者又々氣重、

腫物も勢減候方也、夕方者氣軽二成也

○十八日、壬戌、晴或曇、暖甚、「例時出勤、九半時退、

「旦那様今暁七時御供揃二而地御前江御出被遊

出衛様二も御一緒二御出被成候由、「昨今於射場石井園蔵方

花見京矢代有之候由、万之進昨今出候由二而來、「朝良伯来診、

幾三郎今日者大ニ氣軽、腫者益減スル也

○十九日、癸亥、曇、夕雨、「例時出勤、夕九半時頃退、

「朝松本良伯来診、幾三郎夕方又々熱出、氣重也、「今日

九時揃於素読所席書有之、出ル、御臨坐も被為在、書生

三十三人、足軽以下十一人、都合四十四人也、出席之面々江杉原

紙壳帖ツ、被下之候也、「藤川甚吉来

○廿日、甲子、雨、午後晴、朝有風、寒、「夕為伺

御機嫌罷出、夫方六丁目御館へ為伺御機嫌罷出ル、

鴨之御到来被為在候由二而、御次二而御酒頂戴被仰付也、森岡へ

寄帰ル、「幾三郎昨来之熱二而又々腫所起脹之氣味二相見

入夜熱醒、氣軽二成也

「十六日早晨

す和へ

人参

椎たけ

御皿

蓮根

油揚

葛蕪

けん

みそ

御汁

焼豆腐

しゐ茸

茗荷小口

青わへ

御坪

うと

わらひ

御飯

御香之物

御平

ふき

油揚

山の子

椎たけ

三ツ葉

御菓子

焼饅頭

巻せんへい

干くわし

夕御茶

豇豆飯

右森岡へ贈

令和五年十一月例会資料（十月分後追）

家乗嘉永六年 二月二十四日〜三月四日

一、先月の解読文活字読みの確認点

二月廿三日 P 21-1行目「老女加みね」は「老女加りみね」

（9月配布の解読文の訂正です。文書館資料集PDFは直っています）

二、指摘・意見・質問・他

① P 20・12行目『下げ札』とは：質問がありました。

下げ札・1.下げた札。氏名、住所、所属などを書いて身につけたり、物につけて下げておく札。・・・3.決定された租額を村方へ通告する書付。年貢の割当状・・・等々（日本国語大辞典）

下紙（さげがみ）ともいう。江戸時代の公文書に貼付された付箋の一種で、文書の下の方縁部に貼下げた紙片（世界大百科事典）

此処では同役三人の名前を書いた紙を木地台に添えるか貼り下げて置いたのでしょうか

（余談）

家乗では刀剣を鑑定に出すと鑑定銘・寸尺・代付け（価値）を記した下げ札を付けて返されてきました。ネット記事によると、本阿弥家では金五枚以上は折り紙、以下は小札（下げ札）を発行したようです。

② P 21・9行目『一汁一菜御認被下』

認【したため】：1.整理すること。処理。2.準備すること。支度。3.食

事すること。

（大辞泉）

御認【おしたため】：宮中で、夜など臣下に賜る食事。（日本国語大辞典）

（何れにしても食事と云うことで・・・）

③ 二月廿三日頭書 『鼻紙代並之通』

（過去資料再掲）

はながみ・しろ【鼻紙代】・日本語大辞典

「名」①鼻紙を購入する費用、代金。②手当。報酬。\*浮世草子・傾性野群談（1717）三・三「当分はな紙代に八百石などはつかはされうと存る」\*滑稽本・浮世風呂

④ 二月廿三日頭書 『銀五枚毎歳被下之』

銀五枚・・・江戸時代に銀一枚というときは43匁を意味したが、丁銀一枚が43匁未満のときには豆板銀を添えて43匁となし、これを紙に包み、包銀として用いる慣行が見られた。これは銀一枚包と呼ばれた。銀五枚||銀四十三匁×5||銀二百五匁||約三兩二分

⑤ 三月六日頭書中の役職

役職名の後に続く「差」「加」が分かりません。

「・・同格」「・・並」「・・次席」等は字の通りとして、

「加」は（くわり）で、列する位の意なのででしょうか？

それとも本職以外に臨時に務める役を意味する「加役」の「加」？

（役職兼務は「・・兼帯」が有るので、違うのでしょうか？）

「差」は全く想像ができません。何なのでしょう？

又、それらの語の間に上下関係・序列が有るのでしょうか？

（しょうか？しょうか？・・・消化不良です）

三、報告・お知らせ

◆ 会員動静

退会 A 7班の大久保延子さんが九月例会を以て退会されました。

大久保さんは同好会発足当初からの会員でいらしたそうです。

◆ 次例会は、十二月二日（第一土曜日）午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A 1班及びB 2班です。

一月例会は、一月六日（第一土曜日）です。

\*\*\*\*\* 萬津箱 \*\*\*\*\*（全くの余談）\*\*\*\*\*

P 24・3行目『・・夕八時退、「千代吉夜前（昨夜）・・・』

夜前【やぜん】：昨夜。よべ。前夜。（日本国語大辞典）

昔の時刻と、「夕」「夜」他 時間帯表現

○不定時法では、先ず昼夜に分ける夜明けと日暮れの時間を「明六つ」「暮六つ」としました。その基準は、明け方自分の手が見えるようになる時間とか、星が消えていく時間、薄明の始まる時間などと曖昧なものでした。夕方はその反対です。



◎三月廿一日

①若党(わかとう)・小者(こもの)

：一般に、若党・中間(ちゆうげん)・小者などと呼称される者たちを武家奉公人と呼ぶ。各地域・藩・武家によって意味合いに差があり、厳密な区別はできない。「村 upper 家乗」には中間は登場せず、若党と小者だけである。

若党は、武家に仕える軽輩

だが、足軽以下で、士分ではないものの、大小をさすことを許され、羽織袴を着用して主人の身辺に付き添い、雑務や警護を務める。村 upper 家の若党は千代吉。一季が半季の交替り奉公人だが、更新は可能で、主人に認められれば、足軽(武士身分)になれる(千代吉の次の若党である兵蔵は文久三年七月に東城浅野家鉄炮組(足軽)として二人扶持で召抱えられ、慶応元年十月には、刀差組、勘定所詰、二石となつた。私的武家奉公人の小者は、住み込みで主に雑用を行った。

三供

武士が連れて歩くのは、槍持ち、挟箱持ち、草履取りという最低3人。ただ、金銭的に余裕がないときは、槍持ちを省くこともあった。



上級武士とすれ違う際はひれ伏すのが決まり  
足軽は雨の日に傘を差すことすら禁じられていた。上級武士とすれ違う際に笠を脱いで平伏したので、雨に濡れる姿から「びしょ」と呼ばれた。

『大江戸 武士の作法』  
(株式会社G.B.)

②上野彦三郎：家老東城浅野家士。安政二年(一八五五)二月、小姓組並御取立、作事奉行添役から同役定加、同六年七月死去。

③上野吉次郎：彦三郎の子で、家老東城浅野家士。安政六年九月に死去した彦三郎の家督を継ぎ、歩行組、御用部屋日参。文久三年十一月書役。

④(藤川) 甚吉：東城浅野家士で与力である毎登の子。後に甚吉郎と改名。毎登の子。安政六年七月小姓組雇い、慶応二年八月銃隊頭。

⑤坪内久米之助：家老上田家士。彦右衛門の父星右衛門は、久米之助の父文治(当観院)の実弟なので、久米之助は彦右衛門の従兄弟に当たる。安政三年四月出頭役。同五年三月に側用達役、同七年に勘定奉行吉和村支配、側用達兼帯。

⑥当観院殿：久米之助の父文治。彦右衛門の伯父。文政十二年三月廿四日死去。○(文政十二年三月廿四日)「例時出勤中坪内文治殿今朝を塞キ有之候処、復不申候趣しらせ有之二付、即刻御断ヲ申出、直二見舞候処、夜前四時過る頭痛発し、夜明前吐二相成、少し者居合申候由、四時比医師へ申遣し可申与自身手紙ヲ書せられ候場合、忽閉塞、鼾睡(かんすい)、吉村文哲、喜連見伯、栗原道味など即刻呼寄て種々養生ヲ尽候得共、一向復し不申、九半時比終二物故也、人生如朝露、天命不可如何、無是非御事也、夜卒度帰り、半減十日之忌受申御用達中ヲ以申達し、又々坪内氏へ参り宿ス

(頭書)「廿四日、予実兄坪内文治政從君物故、法諡 当観院無口道居士、□五十歳也  
村 upper 星右衛門「村 upper 家乗」後編卷廿(文政十二年)

◎三月廿三日

⑦合羽籠：大名行列の時などに、供の人の雨具を入れて下部(しもべ)になわせた籠。ふたのある二つの籠で、前後に棒でかついだ。(図は43頁の下)

⑧御齋(おとき)：「お」は接頭語。「とき(齋)」は「時」で僧家での正午以前の食事の意。寺または仏事法会(ほうえ)のときの食事。

⑨三宅吉左衛門：家老東城浅野家士。嘉永七年(一八五四)八月までに用達役、その後出頭役(嘉永六年三月も出頭役。安政二年十一月佐藤益之丞三男猶人(益登)を養子に迎え、慶応二年(一八六六)二月隠居。

⑩桑原内蔵二：家老東城浅野家士。天保十年（一八三九）二月中小姓組並に取立

てられ、作事奉行、嘉永六年（一八五三）三月までに奥附、安政五年（一八五八）二月台所奉行・奥附兼帯、万延元年（一八六〇）八月奥附兼帯免。

⑪土屋政之進：家老東城浅野家士。嘉永七年（一八五四）四月小姓組並取立。安

政四年七月一日より浅野出衛に対して「千家古流」茶道の指南を始める。万延元年（一八六〇）十月奥詰定加。文久元年（一八六一）九月御次詰加となり、御茶方・御活花御用向きを勤めるよう命じられる。

⑫長束千甫：家老東城浅野家士。旧名熊太郎。嘉永五年（一八五二）二月御次坊主となり改名か。

⑬木村喜齋：家老東城浅野家士、坊主。嘉永六年（一八五三）八月生花相伝の褒美として銀三両下賜。安政五年二月歩行列加。

ア 月待

ある定まった月齢の夜に、寝ないで遅い月の出を待ち、まつる行事。月待の「待」は、まつりの意とも、月の出を待つ意ともされ、十六夜待、十七夜待、十八夜待、十九夜待、二十夜待、二十一夜待などがある。これらのうち十七夜待を立待、十八夜待を居待などとも言う。文獻的には二十三夜待が最も古くから見え、

すでに「五世紀後半の文明年間（一四六九―一七）には京都の貴族の間で広く行われていたことが「実隆公記」などから確認できる。もっとも、関東地方に多い

板碑のなかには、月待の結衆によって造立された月待板碑が二〇〇基ほどあることが知られており、その

初見資料は埼玉県富士見市の嘉吉元年（一四四一）銘のものなので、月待の習俗は京都の貴族から地方へと広がったものと言えないことがわかる。また月待板碑

の月日の銘を分類すると、十一月二十三日の銘のもの

がとくに多く、柳田国男がかつて主張した霜月三夜、つまり冬至の夜の収穫祭と月待との深いかわりを認めることができよう。

中世の板碑からでは月待の夜になをしたのかは知られないが、貴族の日記によれば、ほぼ決まった数人のメンバーが集まり、香合や将棋などの遊興のほか、

看經・念誦などで過ごし、またいっしょに飲食をしたことがわかる。これは庚申待の夜の過ごし方とも共通しているが、立願により看經する、などの記事が比較的多出するので、庚申待よりは祈禱的要素が強いように思われる。

近世の月待は、地域によっては二十三夜より十九夜や二十六夜などのほうが多く認められるなど、多様である。このうち十九夜や二十三夜は女人講であることが多く、庚申講が男性によって構成されることが多い

ことは異なる。また二十六夜は各地で行われているが、ことに江戸近辺の海岸でのそれがよく知られ、海を望む高台で徹夜して月を待つようすが随筆などに多く書かれている。いずれも祈禱的要素も含むが、奇合

いを楽しむ遊興的要素が強いことを指摘してよからう。近世の月待の講は、庚申講と同様にしばしば講で供養

塔（月待塔）を建てており、それらの石塔は現在はずでに月待が行われていない地域でも、かつて月待が行われていたことを示す貴重な資料となっている。



未知の細道 江戸時代の夏フェス!? 「二十六夜待」の今に迫る

『東都名所高輪廿六夜待遊興之図』という名のその絵は、江戸時代の絵師・歌川広重の描いた浮世絵だった。描かれているのは、屋台に花火、賑やかに集う人々の図。

彼らは一体何のために集まってきているかという、それこそ「月を見るため」なのだ。

タイトルの「廿六夜」とは、その月が旧暦の26日目の月であることを現している。月の満ち欠けのリズムを考えると、26日目の月はかなり新月寄りの細い月だ。なんでも阿彌陀仏が観音菩薩と勢至菩薩をひきつれて光の中に現れ、これを拜むと願い事が叶ってしまうありがたい月なのだとか。

嘉永8年に最古の史料を残すこの行事は、はじめこそ信仰の儀式としての形をしていたものの、年月を経るうちに祭りとしての色が濃くなっていった。というのもこの月を顔を出すのが深夜1時や2時という遅い時間だったため、いつしか月よりかそれ待つ時間のほうが行事のメインとなり、呑めや歌えの大騒ぎをしているうちにすっかり「祭りごと」となってしまったのだ。

絵をよく見ると屋台で売っているのは当時のファストフードであった寿司や天ぷら、いか焼き、それに甘いものもちやんと売っていて、水菓子（果物のこと）やだんごまである。

騒いでいる人の中にはたこの着ぐるみを着ている者がいたり、伊達男やお姫様の扮装をする者、楽器を持ってどこかへ行こうとしている者なども……。深夜だから街に出ているのは若者ばかり。その光景はまるで現代の夏フェスカなにかのようだ。

（ドラブラ | 未知の細道 江戸時代の夏フェス!? 「二十六夜待」の今に迫る (driveplaza.com)

なお月待講は月読尊をまつるとされるが、中世の月待板碑の場合、本尊は月天子の本地仏である勢至菩薩やそれを含む阿彌陀三尊が本尊であることがほとんどで、近世の月待塔の場合も、十九夜は如意輪観音、二十六夜は愛染明王を本尊として刻むことが多く、神道説に基づいて塔が建てられることは多くはない。

- ⑮ 高屋久登……… 団組外人支配 (勤吟同格津口屋番) ⑫246B17 安政2(1855)割奉行⑬102B6 安政5(1858)勘定所吟味役⑭101A20 文久3(1863)勘定所吟味役⑮101A31 ⑯吟味役同格(吉田用達所工相助) ⑰122C8, ⑱113(天保6父升家督) ⑲(口屋番)⑳124A3

- ⑰ 西山民人……… 馬廻浅野組⑳125C18, ㉑86

- ⑰⑱ 高橋新一編『芸譜輯要』人名索引

○三月廿四日

⑰森岡弟婦：高木唯一の妹たつ。嘉永元年三月二十三日に万之進の後妻となる。士列の森岡家に対して高木家は歩行列であったが、彦右衛門は、たつの一人柄方発至極、家之為に相成候者」と見込んで縁談に賛成した。

○三月廿八日

⑱足袋相用：時代劇で武士が足袋を履いているのは誤りで、正式な儀式で礼服を着用する場合を除き、裸足が原則であった。大名を始め、武士が出仕するとき防寒用に足袋を履くのは、老体となり、許可された者だけであった。この願いは毎年提出する必要がある、嘉永四年三月廿九日にも次のような記事がある。

○(嘉永四年三月廿九日)「足冷二付当夏秋中時二取足袋相用申度旨昨於席上与三右衛門迄申達置候処、今日勝手次第二仕候様被仰出候段、御家司中より紙面を以被申達、御受返書出ス也  
「村上家乗」続編巻八(嘉永四年)

⑲近來之御時節柄：嘉永元年(戊申年)四月、広島藩では大俵令(「嘉永の大俵令」)が発せられ、諸庁の経費を半額に削減し、民間へは節句の祝事を含めた厳酷な大俵を命じた。さらに同年末には家老以下諸士卒に対して、年頭・歳暮・五節句等の祝詞・訪問を廃止し、寒暑の見舞訪問や音信贈答、饗応・供連・吉凶慶弔・祭事に至るまで省略するよう命じた。

⑳百石二付八人扶持：八人扶持は月に一石二斗(一人扶持は一斗五升)

広島藩では、「嘉永の大俵令」により家中の給米は減石されて二つ物成となつてゐる(例えば百石取り藩士の給米が二十石)。通常では百石藩士の給米は五十石であった。減石の下限は二つ五分(半知)というので、二つ物成はそれよりも厳しい減石であった。三原浅野家はそれよりもさらに減石されるということ。

㉑向御屋敷御長屋去々年焼失：

○(嘉永四年六月十一日)「夜五時過有失火、南方二当間近煙気見ゆる、早速出ル、主水様御向屋敷御長屋下手を焼出、御門隣まで焼上り、同所二而拒留候由、此御方様御人数出ル、然ル処主水様方御出馬御頼二付御出馬被遊、雅登

御供に罷越也、曉七時前退、夫主水様江為御窺御機嫌罷出ル也、尤平服二而出ル

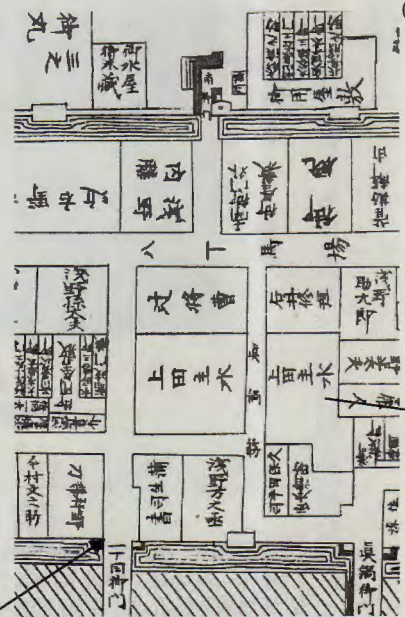
(頭書)「十四日、上田

公御向屋鋪内災、全勘定場火元二而、同日者休日出勤も無之、格別火ノ気も無之、既二朝之内者御用向有之、卒与出勤之者も有之候得共、其何何之事も無之候之処、右之次第甚以怪敷火之由、尤其日終油紙之焚候嗅いたし候由、

雨合羽を火出たる可有之与申説も有之由、何分御銀蔵へ火入候故、金銀者勿論、大切之旧記類不殘焼失之由、扱々恐入候義とも也  
「村上家乗」続編巻八(嘉永四年)

⑳御趣法役所：国産開発を目的として東城浅野家で運営していた事務所。石内村製糰場と、奴可郡下千鳥村・高田郡上根村人參畑が整備されたことがわかる。

㉑御家司渡辺宗右衛門殿之功：渡辺宗右衛門は文化八年(一八一二)までは少々学問がある才子であったが、歩行組から一足飛びに立身し、同九年十一月に用人並、御用部屋頭取、同十年五月には家司役と昇進した。以後、安政六年七月十四日に七十六歳で死去するまで、同役を四十七年間滞りなく勤め、知行も二五〇石に至つた。家老三原浅野家や上田家の財政が逼迫したのに対し、東城浅野家の「御趣法役所」の御金も凡壹万金二及んだのは、宗右衛門の指導により



一丁目御門跡の標柱(広島市が最近設置)

「広島城下絵図 其一 (部分)」  
『藩政時代広島城明細絵図 附属城坊居館武家屋敷図』

格外に省略した結果であり、その手腕と功績は大きく評価され、隠居も容易には許可されなかったほどの人物であった。

◎三月卅日

②4 貫名先生...

ア 貫名松翁 安永七・文久三・五・六（一七九一～一八六八）吉井氏のち本姓の貫名氏を称す。阿波の人。名は苞、字は君茂、海仙・海客・海屋・海夏と号し晩年は摘菘翁・菘翁などと号す。号は須静堂・三城堂。武士の子に生



まれたが身体虚弱で武術に堪えず文事に専念した。初め書を西言行に、画を狩野派の矢野典博に学んだが、中年高野山にのぼり空海の真蹟をみて悟入するところあり、以後各地を

い ぬきなかいおく「貫名海屋」一丈一六号。はじめ吉井氏を称し、のち本姓の貫名氏に復した。名は苞、字は君茂、海屋、菘翁、須静堂、三城堂などと号す。はじめ書を西言行、画を矢野典博に学び、のち和漢の真蹟をみて書法を悟入して一家を成した。生存中は画名の方が高かったが、明治になり日下部鳴鶴が稱揚してよりにわかに評価が高まった。巻菱湖、市河米庵とともに、幕末三筆と呼ばれている。

天地無私為善自然後福  
聖賢有教修身可以齊家  
貫名海屋 對聯

『玄社版日本書道辞典』

ウ 各時代の三筆  
三筆：空海、嵯峨天皇、橘逸勢  
三蹟：小野道風、藤原佐理、藤原行成  
寛永三筆：本阿弥光悦、近衛信尹、松花堂昭乘  
幕末三筆：市河米庵、貫名松翁、巻菱湖

『書道辞典普及版』（東京堂出版）

遊歴して書画の研鑽につとめ、長崎に至り僧鉄翁につき南画の法をうけた。書はことに唐人の真蹟と唐碑の臨摹につとめ、また画の用筆法を取り入れて一家を成した。漢学を中井竹山にうけ徳徳堂塾頭となり、のち京都岡崎に住し漢学を教授したが、当時は儒者あるいは書家としてよりも画家として知られていた。その書は明治になってからとみに声価を増したが、これは日下部鳴鶴・巖谷一六らの宣伝が少しきすぎた感があり、今に至るも信者が絶えない。

○（嘉永四年二月廿一日）「当時関西第一之書家京師之住貫名海屋先生へ筆道指南

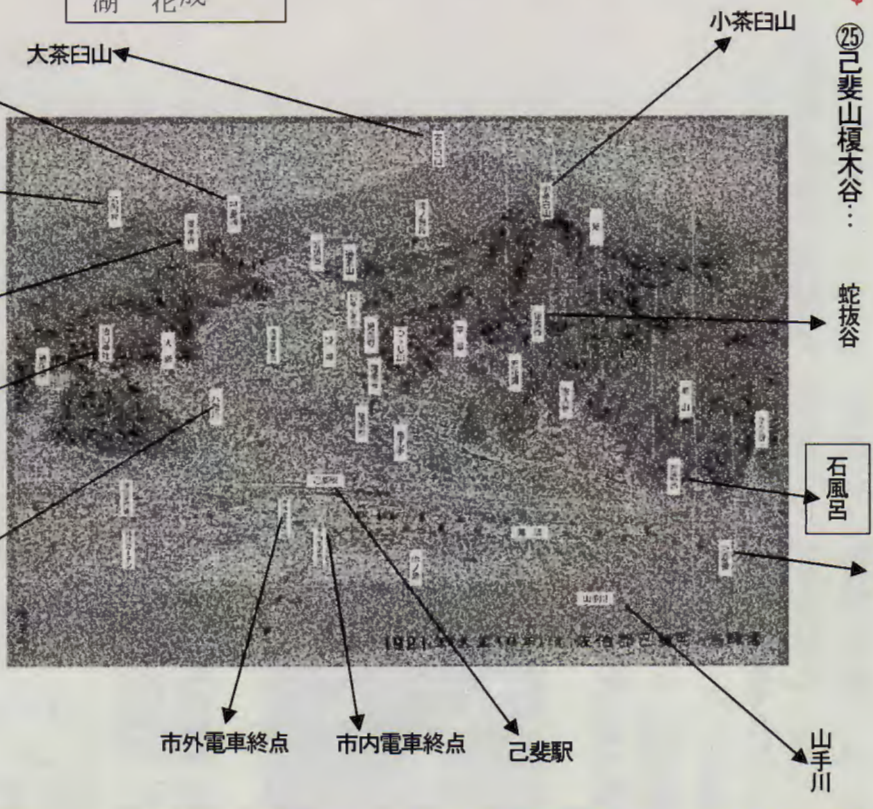
相受度予近来之志願ニ而、渡辺雅登門人之事故兼而同人へ相頼置候処、漸当春其段同人方駈合くれ候由ニ而、先達而承知之旨申来、依之今日始而書状差出し、束脩之意干鯛料金式百疋相贈、且昔年来臨模いたし候蘭亭帖清書して遣ス也、先生者阿波国山内家之浪人之由、名者苞、字者君茂、俗称者泰次郎、京師

○（嘉永四年十一月廿九日）「京師貫名海屋先生方八月廿七日付二而当春之返書来、并法帖式冊調来、且揮筆一枚被惠也羽、渡辺雅登方へ一緒二届来也

「村上家乗」続編巻八（嘉永四年

◎四月二日

②5 己斐山榎木谷...



②6 石内村：佐伯郡の東北端、己斐村の西にあたる石内村は、同郡古江村などとともに、東城浅野家の給知であった。

1921年（大正10年）頃の己斐町の鳥瞰図  
企画編集：己斐の歴史研究会 己斐公民館 制作：西区地域起こし推進室  
発行：2018年（平成30年）2月、改訂：2019年（平成31年）3月  
「己斐の歴史めぐり」（己斐歴史めぐりパンフレット一部 OL.indd (hiroshima.lg.jp))

②7 大師堂

(目) 金剛院 原田・大師

寺号 大日山金剛院

宗派 高野山真言宗

本尊 大日如来

建物 本堂 庫裏 鐘楼

由緒 金剛院は、仁寿二年(八五二) 岐島

(宮島) 字中西町に建立された。明治一〇

年に石内村の石仏山遍照庵(真言宗)の常

広重右衛門が、金剛院を当地に移し大正元年に本堂を再建し、今日に及んでい

る。浅野家の信仰厚く、仰正忌は旧曆三月二二日である。その後、昭和一九年

八月一三日火災にあい、現在の建物はその後建立されたものである。当寺は、

新広島八十八か所第九番の霊場となっている。

『五日市町誌』下巻(昭和58年)

②8 村酒(そんしゅ) : 田舎で醸造した酒。田舎酒。地酒。

②9 堀尾幾之進 : 家老東城浅野家土堀尾善大夫の子で、文久三年九月に村上彦右衛

門の養子となる敬次郎の兄。万延元年(一八六〇)十一月召出され、小姓組、

児小姓。後に勝登。文久三年(一八六三)八月、父隠居にともない家督を継ぎ、

一三五石。同年十一月側詰、御用部屋出勤、元治元年(一八六四)七月用人並、

慶応四年四月用人。

③0 大蔵一件 : 村上彦右衛門の父星右衛門の実兄で、彦右衛門の伯父に当たる水谷

又左衛門は、養子にしていた大蔵を、嘉永四年十一月二十三日に「御所存二不

叶」という理由で離縁しようとしたが、その実父である福田直右衛門から同意

を得られなかった。福田方は納得せず、とかく事を左右に寄せて日を送り、明

確な返答をせずに問題を長引かせていた。この問題が決着するのは嘉永七(安

政元)年八月のことである。

元は宮島の五重の塔の麓辺りに建立されていきました(創建仁寿2年約千百年前頃) 明治のはじめの神仏分離令により廃仏毀釈となり、常廣重右衛門が本尊の大日如来と不動明王を勧請(他の地に移して祀ること)し、現在の場所に移りました。現在の金剛院の地にはもともと石佛山遍照庵(僧侶などが閑居する小さな家)があり、弘法大師を本尊としてお祀りされておりました。現在でも近郊では当院を『石内のお大師さん』と称しておられます

【広島県】金剛院 - 偲墓 (しば) ~お墓のサブスク~ (inory.jp)

◎ 四月五日

③1 辻清人家

辻 長左衛門重時

現主 辻 吉彌

元祖辻長左衛門重時初名吉藏、長左衛門重政の長子で姓は源氏近江國辻の庄に生る浅野家老臣浅野孫左衛門高勝に仕へ重臣たり朝鮮役に従ひ軍功あり又關ヶ原役に於て瑞龍寺塔攻落の時敵の武者頭和田宗仙齋を討取りて大功を建て會て幸長公その武勇を聞かれ知行千石を以て召抱へる旨仰出されしも幼少より孫左衛門高勝の重恩あるに依り之を辭退して依然高勝に事へ陪臣を以て甘んじた△二代長左衛門重政初名龜之丞又三太郎父の遺跡を継ぎ知行八百石を領す高勝其女を以て之に妻はす△三代宗右衛門重興父の遺跡を継ぎ家老浅野家領地東城の守護たり△四代長左衛門政興初名權平元祿三年二月十人扶持を給ひ後更に三人扶持を加増さる△五代新右衛門政榮初名龜之丞又源次享保七年四月十人扶持を給ひ寶曆九年十二月新知百石を領す△六代並次政盛初名吉六明和六年二月十四日十人扶持を給ひ後新知百三十石を領す△七代並次政敏初名多見藏父の遺跡を継ぎ知行百三十石を領し六十六歳にて歿す△八代喜和馬政徳初名辰之進又清人父の遺跡を継ぎ知行百十五石を領す明治維新藩制改革に依り藩主浅野長勳公の直屬となる△九代吉彌十二歳にて家督を相続し後廣島縣屬を勤め更に福山誠之館、廣島師範學校、山中等女學校、山口師範學校をはじめ各縣多くの公私中學校に教諭として歴任しその後退職して現在に及ぶ嗣子正路高等商船學校卒業現在機關長勤務、次男周正海軍機關將校三男參正帝國大學法科を出て司法官奉職四男安正機關士勤務中である村木町誓願寺を菩提所とす

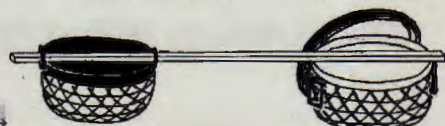
『芸藩輯要』第四編 藩士家系録

- ③2 堀田助六..... 文久3(1863)組頭③70B4  
馬廻浅野組③125B7, 2084
- ③3 寺西要人..... 安政3(1856)先手者頭③52A23  
園先手者頭③233B4  
園先手者頭③111B4, 2058  
(嘉永6父源三郎家督)  
園④93B7(保之、弥六)

- ③4 寺西源三郎..... 文化15(1818)奥詰③94B28(大学卒)  
文政4(1821)鎗奉行③70A18  
文政6(1823)先手者頭③52A5  
天保6(1835)中小姓頭③47B1  
天保14(1843)旗奉行③41A18  
園並長晟公え相勤家筋③218B  
園④93B4(正周)

③2~③4 高橋新一編 『芸藩輯要』人名索引

⑦ 合羽籠



合羽籠 この中に桐油塗合羽をたくさん入れる

笹間良彦『復元江戸生活図鑑』(柏書房) →

③⑤松平伊豆守様被仰渡

|                    |
|--------------------|
| 三月十五日              |
| ○上                 |
| 松平安養守              |
| 御暇年、御儀得共當年御暇不取     |
| 下候                 |
| 右於仰白書尻録頼老中列座伊賀守中波之 |

嘉永六年三月十五日「幕府、広島藩主浅野齐肃「安芸守」・大溝藩主分部光貞「若狭守」の就封を停む。」(東京大学史料編纂所「維新史料綱要データベース」)

③⑥松平伊豆守(伊賀守)：老中松平伊賀守忠優(ただます)

松平忠固 まつだいらただかた

文化八年(二二)一安政六年(八五)九月一四日 忠優・忠固 忠玉助、侍従・伊賀守 喜上田藩主、老中 忠父は姫路城主酒井雅楽頭忠実、二男 喜五万三〇〇石 忠大 円院殿鏡管勇進知道大居士 忠東京都港区(天徳寺)、府中市多磨町(多磨霊園)に改葬(参「柳」)

天保元年四月二十日家督を相続し伊賀守と称した。同五年四月奏者番、九年四月寺社奉行加役、弘化二年大坂城代となり、従四位下に叙せられた。嘉永元年十月十八日老中職を命ぜられ、十二月十五日侍従に任ぜられた。安政元年正月、約のごとくペリー再び来りて客を促した。幕府はこの時まで、海防掛は阿部正弘・牧野忠雅の二人であったが、松平忠固および松平乗全を加えて四名とした。当時多く攘夷論に傾いており、開国論を主持したのは閣老首班阿部正弘および末席松平忠固のみであったが、ついに修好条約を締結するに至った。この時徳川斉昭の容喙を斥け、幕府の

意見を買いたのは、主として忠固の力に基づいたと言われる。安政二年八月職を免ぜられた。同四年九月忠固は再び老中の次席に列せられ、名を忠優から忠固と改めた。忠固は外国交易のごときは家康以来、一にみな幕府の専断に出で、朝敵を奏請したことはなかったことに準拠すべきであると考えていた。同五年四月井伊直弼が大老となり、六月十九日ハリスよりの調印要請に対する会議の席上忠固は即時調印を主張、閣老皆これに賛成した。幕議はここに一決、神奈川にてハリスと修好通商の仮条約に調印した。ついで二十三日忠固は老中職を免ぜられた。年四九で没。

『明治維新人名辞典』(吉川弘文館)

③⑤東叡山火之御番

綱吉政権下における大名課役(津軽藩)

江戸に参府した大名に対して、幕府は家格・石高に合わせて務めを課した。その最も基本的なものは儀礼のたびに江戸城に登城し、将軍へ挨拶することであった。このほかには、幕府役職の任命(ほぼ譜代大名に限られる)、江戸城各門の警備(門番)、江戸城や幕府施設などの防火(火消・火之番)、寛永寺(かんえいじ)・増上寺(ぞうじょうじ)などで將軍家の法事が執行される時の予参(よさん)や道中筋の警備などが課せられた。登城や役職以外の勤めには大名本人が出ないで済むものも多く、病気等を理由として名代を出す大名もあった(東京都江戸東京博物館・東京新聞編集『参勤交代—巨大都市江戸の成り立ち—』1997年 東京都江戸東京博物館・財団法人東京都歴史文化財団刊)。主君の居城の警護や勤番は家臣の義務であり、その意味からも、門番や防火に当たることは、大名にとって重要な務めであった。

このうち、火消制度は寛永年間から享保年間(1716~36)にかけて徐々に整備されていったが、整備途上の段階においては、幕府の番方の人々が動員される一方で、参勤交代で江戸に参府した大名に対して、火事の最中に老中が奉書を発し人数の出動を命じていた。これを奉書火消と呼んでいる。一方、整備された大名の消防関係の役務は、大別すると、①寛永6年(1629)にその嚆矢(こうし)がみられ、人数や組数を変化させながら慶安2年(1649)の3隊10家編成まで確認できる(狭義の)大名火消、②明暦2年(1656)に開始され、幾多の改組を経て、正徳6年(1716)には大手組(おおてぐみ)・桜田組(さくらだぐみ)の二組に編成され、火事の際に大手門・桜田門に集合して防火に当たる役目を担った方角火消(なお、増援として奉書火消も併用された)、③江戸城や寛永寺・増上寺、米蔵や材木蔵といった幕府の主要施設の防火に当たる所々火消(火之番)、④自衛的消防組織である近所火消(自分火消・三町火消)があった。このうち、幕府が大名に命じる課役で、幕末期まで制度が存続した火之番・方角火消のいずれも、延焼を防ぐことに主眼があり、専ら初期消火に当たった(池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」『江戸町人の研究』五一九七八年 吉川弘文館刊、針谷武志「軍都としての江戸とその終焉—参勤交代制と江戸勤番—」『関東近世史研究』42、『新編 千代田区史』通史編 1998年 東京都千代田区刊)。

テキスト / 綱吉政権下における大名課役 (adeac.jp)

○廿一日、乙丑、晴、夕曇、寒、「例時出勤、九半時退、

「風呂を立、」幾三郎夜来者大二気軽、腫も亦減也、

「夕八時方本照寺江為見分罷越、麻上下着、供者若党・草履取計、白衣二而連ル也、御目付武内純介也、「此松本良伯来

診、「上野彦二郎倅吉次郎此間方素読所へ出し候由二而、頼

旁召連来候由、「夕藤川毎登殿甚吉此間席書無滞

相濟候謝御入来、「坪内久米之助方来ル廿四日当觀院殿

廿五回忌相当法事執行致候由二而案内紙面差越也

○廿二日、丙寅、晴、「先妣君御祥月、早朝西向寺江

參、献膳者十六日二仕、相濟也、「素読所講釈へ出席、直二出勤、

夕八時前退

○廿三日、丁卯、曇、午後雨、「台現院様御法事二付、

麻上下着、六半時頃出宅、本照寺へ罷越、供連者若党・小者

道具・合羽籠也、尤雨具者天氣合故為持ル也、九半時頃相濟

帰宅、帰り掛御館へ罷出、今日者主水様方御使者有之、

且那樣二者御法事濟御參詣被遊候也、御斎を被出、酒も被出、

殊外叮嚀之事也、御寺詰者御馬回吉本繁右衛門・御出頭三宅

吉左衛門・御目付武内純介・御奥附桑原内蔵二、御帳前松井

八郎・土屋政之進、坊主長束千甫・木村喜斎也、

周防様之御代香予勤之、右相濟候段者御次二而御用達迄申上

候之事、「夕坪内久米之助へ当觀院殿和逮夜へ被招行、有饗、

妙慶院・水谷又左衛門殿・木野一馬・近藤重太郎会、「夜堀尾

江田某二被招行、廿二夜二而饗も有之也、夜半後歸

○廿四日、戊辰、晴、寒、「朝妙慶院へ千代吉代參二遣入、

「例時出勤、夕八時退、「森岡弟婦来、夜万之進迎二来、酒

鮓を饗

○廿五日、己巳、雨、寒、「朝例時出勤、夕八時退、

「松本良伯来、幾三郎腫物弥以消散二相違無之、先葉も

休候而可然与申也

○廿六日、庚午、晴、「午後為伺御機嫌罷出

○廿七日、辛未、晴、暄、「朝素読所会読江出席

直二出勤、夕八時前退、「坪内久米之助此間法事之節

之謝入来、「西向寺江千代吉為參也、「夜始蚊帳を垂

○廿八日、壬申、雨霏々、「慈君今晝方中津屋江御出

被成、千代吉付參ル、「例時出勤、夕八時前退、「予足冷二付

廿八日

「遠江様近来之

御時節柄二而弥益御世

帶向御逼迫被成、

依之此度格外

之御省略被仰

出、御家来中知行

方百石二付八人扶持

渡之割合二相成候

之由也、主水様二も

御同様之御逼迫与

相聞候得共、いまた

格別御省略事

等被仰出も無之

趣、却而此砌向

御屋敷御長屋

去々年焼失之

処御普請始り、

御大造之事之由、

御積凡千金与申事也、

乍去将来之御取

続如何之御覚悟  
被為在候哉、甚不審  
之もの与有心輩者  
窃二申值候事也、  
此方様二者從來  
御締合宜敷、其上  
去申年以來屹度  
御覚悟を「由損」、格別  
御省略被行候之故、  
御金も凡壹万金二  
及、当御場合二而も、  
何も差向御頓着者

不被為、誠二御家来一統任々之幸福也、夫与申も御家司渡辺宗右衛門殿之功居多也

「廿三日」

一知行高百十石

民二郎家督

西山民人殿

一御切米二拾式石

升家督

高屋久登殿

一願之通隠居

西山民三郎殿

高屋升殿

「五日」

一知行高四百七拾石◇

源二郎家督

寺西要人殿

一願之通隠居

寺西源三郎殿

／御旗奉行方

当夏秋中時二取足袋相用申度旨与三右衛門を以申出置候  
之处、勝手次第仕候様被仰出候段、今日渡辺宗右衛門殿より  
紙面二而被申達、御請返書差出、申出候者昨日於御用所如例口  
演二而申出也、「夕長喜三太入来

○廿九日、癸酉、雨、温、「夕為伺御機嫌罷出、「夕方

堀尾精一郎弓会二付射場へ出ル、「夜万之進來、「千代吉昨

日者中津屋へ泊、今日帰候也、慈君者暫御滞留被成筈也

○卅日、甲戌、晴、暖、「例時退出勤、九半時頃退、

「辻清人・堀尾眠石入来、「風呂を建、「貫名先生へ書状

遣ス、浄書十二枚遣ス也、「立夏

四月 大

○朔日、乙亥、晴、暖、「例時出勤、九時過退、「夕射場へ  
出ル

○二日、丙子、晴、暄、「午前方出、己斐山榎木谷江采

蔵二行、石内村へ越、大師堂へ参り帰ル、々途上野彦三郎野居を

尋、達而留、村酒を出ス、堀尾幾之進を伴、蔵も相応二采得也、暮過

宅帰宅、「留守中水谷又左衛門殿御出被成、大蔵一件二付内田織馬

殿へ御内答振之草案御持参被成候由

○三日、丁丑、晴、暄、「朝素説所講釈へ出席、直二出勤、

(院脱力)

九半時過退、「小倉甚右衛門入来、「夕妙慶二而坪内当觀院殿御墓へ

参、夫方波多野権祐を訪、菅多久馬へ去月御兒小姓被仰付候歎二

行、坪内へ年回之節被招候謝二行、木野・水谷江行、両家二而酒出ル、

水谷二而者昨日御持参之草案事二付御内談有之、及深更帰也

○四日、戊寅、雨、暖、「例時出勤、九半時退、「平野藤吉郎

来話、三宅内外来

TEL 088-922-1111 FAX 088-922  
徳島市百屋町5-11 ニシカム徳島万二

徳島舞芸団

舞芸団  
S1世新5舞業舞1

ホットムル・アムツェン均格めホ

「五日

殿様当年御滞

被為蒙

仰候者、昨年御参

府以来東叡山

火之御番被為蒙

仰候処、当年も

其儘御勤被遊候

二付、右様御暇不被

仰出義二有之

与の風説也、左も

有ぬへし

「同日、腹背灸治

○五日、己卯、晴、暖、「夕射場へ出ル、「夕松本三寿来、

辻清人家之系図与相見、彼辺町家之者如何之訳二而敷持居

候之由二而不図見あたり、先方二も勿論持居候而用を不為ものゝ義

所望いたし候ハ、随分如何様二も可致趣、自然辻之方入用二とも者

無之哉之旨申聞、巻物持参し見せル、幸辻之方二者去ル文化

中自火烧失之節、系図も焼失、当時無之由二付取次、所望も

為致度与見合候処、如何様辻家之系図二者有之候得共、清人

家之二而者無之、同姓当時堀田助六殿家之系図与相見ゆる、

如何ニして他へ出候もの二哉不審也、因て窃ニ写し取置、追而辻之

方系図編立進度与存、明日まで借用之義申、留置也、

「左之通御移極出ル

先月十五日殿様御登城被遊候処、御居残被遊候様

御達有之、当年御暇年二候得共、御暇被下間敷旨、御老中様

(伊賀守忠徳)

方御列坐二而松平伊豆守様被仰渡候、此段不洩様可被相触候、以上

四月五日

P 38

P 39

令和五年十二月例会資料（十一月分後追い）  
家乗嘉永六年 三月四日〜三月十七日

一、先月の解説文活字読みの確認点 なし

指摘・意見・質問・他

① P 30、1行目『諸品御礼』（年に一〜二度実施。無い年もあります。）  
文久二年一月十五日の記に「旦那様御下城後、於御書院御役成之御礼申上ル、奏者御用人渡辺雅登、外ニ諸品御礼少々有之、夫々与力中年頭御礼も有之、」とありました。

右は前年御家司に任せられた御礼であり「全体昨年御役成間もなく可被為請答ニ候得共、御序も不被為在候故、当春迄御延ニ相成候御様子」とのこと。実際に万延二年（文久元年）二月十五日「其方義足知式拾石遣、家司役申付」の後、同年中に「諸品御礼」は有りませんでした。

又、文久三年十二月十八日には「今朝諸品御礼有之、致席詰、当度々御礼申上候当人之外麻上下着相止、平服ニ成也、堀尾父子も隠居家督之御礼相濟、使を以歛申遣ス也」の記がありました。

此等から考えられるのは、「諸品御礼」とは役成り・役替え・隠居家督などの辞令を受けて殿様へ直接お礼を言上する行事の様です。勿論御請は御用召当日、直ぐに御用達等に通している筈です。対象の格は何処まででしょう？ 歩行は？ 足軽は？「少々有之」ゆえ上級職のみか？

と云うことで「諸品」の「品」の意は「品物」ではなく

「品」【ホン・ヒン・しな】身分・階級・位階でしょうか？

（物品の献上・下賜等有ればその旨記されている筈なので）  
御作事諸品方と云う役職も家乗に出て来ます。この「諸品」は諸品・諸御道具引請とありますので「品物」のことでしょう。

② P 30、頭書7行目『西御山屋敷』  
B3班 豊原兼輔さんから

西御山屋敷は東城浅野家が広島藩より正金140両で譲り受けたことが『村上家乗』続篇弘化三年の記事に有る事を教えて頂きました。

家乗からその部分を書き抜いてみます。

弘化三年九月六日

「佐伯郡古江村ニ有之西御山屋敷与〇居候御山荘（尤当時立前者無之〇真之御腰掛耳也）此度御不用御払ニ相成候との事ニ而抑此三月下瀬孫平方予江内々申聞、其後度々往反相談約候所、正金百四拾兩之直を以御払、此御方様御所望与申事ニ相約り、尤表向者古江村庄屋喜作江御下ケ、同人方御屋敷江者差出候振ニ而昨日引渡相濟、此方方岩崎常介・星野武平次・増田吉右衛門・田川権内参り、あちら方御当用方御歩行組福原周平・深尾栄之進、番組何某参り立合候由也、右御山荘者已前翠江山園与申而福山故鳳洲先生記文も有之、御立物も数々有之候由之所、当時者下之方ニ玉水軒与申小キ御腰掛外ニ御多門三軒有之候計之由也、乍併山者余程御手広ニ而殊ニ御知行所之事ニも在之旁好キ御遊慰之御場所也

同年十月朔日、

御山屋敷ニ而者御境内御歩行被遊、岩崎常介御案内申上ル、誠ニ御手広、目を驚候事共也、先年安永中（恭昭力）院様福山鳳洲先生へ被仰付御書せ被成候記文之内ニ有之白龍泉・仙路巖等者今猶風景実ニ仙境ニ入か如し、清明館・停雲廬等之御建前者天明中二敷江戸江引候由ニ而当時之御建前者玉水口計也、望岳岡眺望殊ニ好、松簾（尊力）少々有之御取被遊、夫方御酒被召上、予へも御饌頂戴被仰付、暮頃御立座、六半時頃被為入、日之入頃方雨振出ス、好き御間合也、右御山屋敷者先月六日之記ニ有之已来古江御山屋敷与相唱候様被仰出也、岩崎常介者右御山屋敷引受被仰付候故今日も罷越候也、

（関係ありませんが、岡山城の供腰掛の写真を裏面に載せます。）

三、報告・お知らせ

◇ 次例会は、一月六日（第一土曜日）午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。  
当日の会場当番は、A2班及びB3班です。

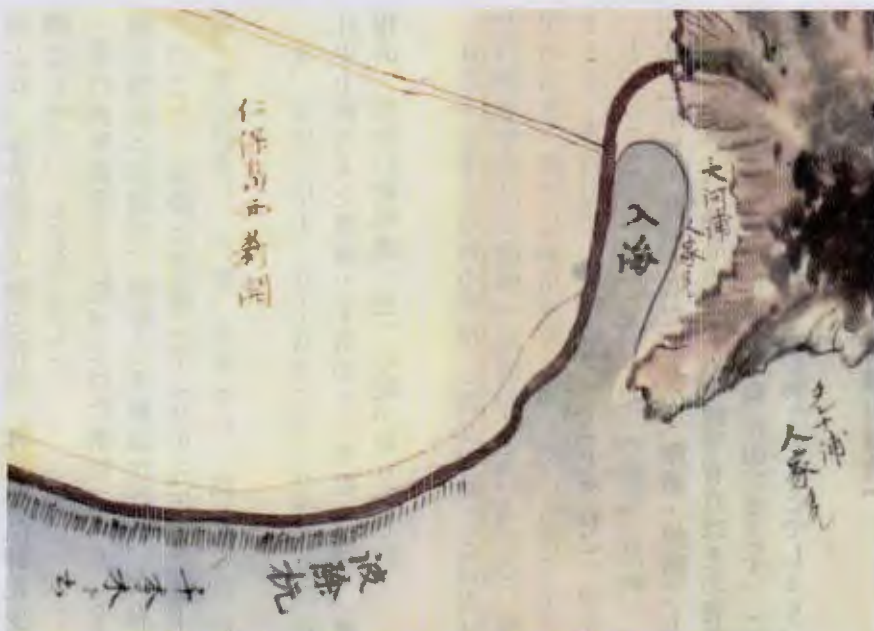
二月例会は、二月二十四日（第4土曜日）です。

三月例会は、三月九日（第2土曜日）です。

間が二週間しかありません。済みません。

◇ 一月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください

\*\*\*\*\* 萬津箱 \*\*\*\*\* (余談) \*\*\*\*\*  
 三月十四日3行目『比治山千本杭潟』  
 千本杭



芸藩広島の図（西尾市岩瀬文庫データベース）右下、仁保島西新開(皆実新開の古称)の堤際に棒線で杭の絵が描かれ「波除杭千本木と云」とあります。寛文2年堰堤が設けられ皆実新開が開かれる前は比治山の南側一部、山崎・亀島新開の間が海に面していました。（然し、千本杭潟が何処かは、分かりません。）  
 波を消す為の簡易防波堤のようなものとして松等の杭が打ち込まれ、その数の多さから千本杭とか百本杭とか呼ばれたもので、現在も各地に残っている。その現代版テトラポッド帯を千本杭と呼ぶ所もある。

広島は太田川下流域三角州の低地にあり、低湿地帯の砂地上に城を築くために「千本杭」と呼ばれる木杭を砂地盤に打ち込んだ上に基礎を築いた工法(島普請)が採用されたと伝えられてきた。ただ近年の発掘ではその証拠が見つかっておらず、それ以前の毛利元就時代の弘治元年(1555年)2月には山県就相宛の書状で現在の広島のに堤が作られていた事から、実際に島普請が行われたかについて否定的な意見を唱えるほうが主流となりつつある。ちなみにこの千本杭は厳島神社大鳥居の基礎に用いられている

(HP: 日本城めぐり)

↓ しろやや広島城No.69 より →



↑ 上図、波除杭は此の辺り



岡山城供腰掛→腰掛とは云え立派な建物!

嘉永六年「村上家乗」参考資料(令和6・1・6) 9

◎四月七日

①福山直衛：家老上田家士。安政三年十月用人から組頭。万延二年(一八六一)二月御役御免、組頭格、文久二年九月隠居。

②妙風寺：城下東白島町の日蓮宗一致派寺院。岩崎家・石井家の菩提寺。

◎四月九日

③伊田千松：家老東城浅野家士。嘉永六年四月父定右衛門家督、四石二人扶持、歩行組並。安政五年二月御次坊主、千水と改名。・定右衛門

④消渴(しょうかち)症：のどがかわいて、小便の通じなくなる病気。かちのやまい。かわきのやまい。現在では糖尿病を指す言葉として用いられている。

◎四月十一日

⑤河野権六：家老東城浅野家士。嘉永六年四月二十七日に、思召しにより扶持米を召し上げられ、蟄居を命じられる(理由は同日頭書。十二月九日に同姓熊之進が三石五斗、二人扶持で、歩行列に加えられ、河野家の家名を建てること許された。

⑥おせつ：岩崎常介の二女。安政元年十二月に菅馬之進後妻となる。

⑦気随放埒(きずいほうらつ)：「気随」は自分の気持、気分のままにふるまうこと。また、そのさま。気まま。「放埒」は(馬が馬場の周囲の柵である「埒」(ら)を放たれるというところから)勝手気ままにふるまうこと。きまりやしきたりにしたがうこと。また、そのさま。放縦(ほうじゆう)。

◎四月十三日

⑧蒙養軒：東城浅野家では、広島藩学問所(天明二年設立)、上田家講学所(宝暦年間設立)にならない、家中教育機関として寛政元年(一七八九)城内上屋敷内

ア 蒙養館

蒙養館は寛政元年(一七九〇)浅野豊後道興が広島城内の私邸中に設け、家臣大崎泰造が教授に任命されて子弟の教育にあたった。道興は「夫学ハ修身齐家治国平天下至大業ニシテ片時モ欠クベカラズ」として公務の余暇にはしばしば臨校して講義を聴聞し、家臣にも奨励した。のち三宅内外・湯川新太郎が教授となった。

校務は用達が兼務する主管一名、蒙養館掛一名、書記一名で行ない、教授・助教に定員はなく、句読師は子弟中より選抜した。生徒数は年によって増減があったが、平均一〇〇名以下のはなかった。入学年限・教育課程・教育内容は上田氏の講学所とはほぼ同様であり、学規は「白鹿洞書院揭示」を用いた。また家臣の私邸に泊舎という寄宿舎を設け、訓導生で将来成業の見込みある者約三〇名を入れた。学校経費は金五〇〇両であった。

『広島県史』近世2

に蒙養館を設立した。嘉永六年(一八五三)四月、金子徳之助(霜山)書湯川新太郎刻による「蒙養軒」の扁額が同所に掲げられた

⑨扁額：室内や門戸にかかげる横に長い額。横額。

⑩金子徳之助：広島藩士で儒学者の金子徳之助(一七八九〜一八六五)。

子徳之助(一七八九〜一八六五)号は霜山(そうざん)。金子家は東城浅野家抱えの医師であったが、安永三年(一七七四)に楽山が召し出されて藩儒となり、子の華山、孫の霜山も学問所教授となった。霜山は文化八年(一八一二)に学問所教授となり、文久三年(一八六三)に中小姓頭同格御軍方御用掛。長沼流軍学に通じていたため、同年七月に抜擢されて用人並となり、学問所教育任務を解かれて軍務に参与、役料を合わせて四〇〇石となる。



「日東第一景勝」の扁額

朝鮮通信使・李邦彦の書を板に彫り、鞆の福禅寺・対潮楼の室内に掲げられた「日東第一形勝」の扁額。(ここが「日東第一形勝」の地、鞆の浦・1：楽餓鬼(exblog.jp))

⑪湯川新太郎：家老東城浅野家士。天保十五年(一八四四)二月小姓組並御取立、学事方、嘉永七年四月小姓組本格。文久二年(一八六一)四月十九日に死去。

表4-9 広島藩三家老の給知分布

| 国名 | 郡名         | 三原浅野氏      |     |            | 上田氏        |     |            | 東城浅野氏     |     |             | 郡石高(D)      | 家老石高% 兼 |
|----|------------|------------|-----|------------|------------|-----|------------|-----------|-----|-------------|-------------|---------|
|    |            | 石高(石)(A)   | 村数  | 石高%        | 石高(石)(B)   | 村数  | 石高%        | 石高(石)(C)  | 村数  | 石高%         |             |         |
| 安芸 | 沼田郡        |            |     |            | 8,395.047  | 20  | 49.3       | 3,190.682 | 6   | 31.9        | 16,505.214  | 0       |
|    | 佐西郡        |            |     |            | 1,210.832  | 3   | 7.1        | 318.597   | 1   | 3.2         | 34,798.070  | 33.3    |
|    | 豊田郡        | 4,698.180  | 4   | 15.7       |            |     |            | 130,000   | 2   | 1.3         | 51,414.858  | 12.1    |
|    | 山県郡        |            |     |            | 1,000.820  | 1   | 5.9        | 238,207   | 3   | 2.4         | 28,518.669  | 0.5     |
|    | 安北郡        | 1,067.950  | 2   | 3.5        |            |     |            | 361,905   | 3   | 3.6         | 16,193.796  | 14.2    |
|    | 賀茂郡        |            |     |            | 1,081.520  | 1   | 6.4        | 199,395   | 2   | 2.0         | 49,298.892  | 5.1     |
| 備後 | 安南郡        |            |     |            | 878.132    | 3   | 5.2        | 195,000   | 3   | 2.0         | 25,356.685  | 2.3     |
|    | 高田郡        |            |     |            |            |     |            |           |     |             | 47,406.306  | 0       |
|    | 小計         | 5,766.130  | 6   | 19.2       | 12,566.351 | 28  | 73.9       | 4,633.786 | 20  | 46.4        | 269,478.310 | 8.5     |
|    | 御調郡        | 9,901.096  | 23  | 33.0       | 969,204    | 2   | 5.7        | 2,845.173 | 5   | 28.4        | 29,269.104  | 33.8    |
|    | 世羅郡        |            |     |            | 179,417    | 1   | 1.0        |           |     |             | 29,571.425  | 12.9    |
|    | 三郷郡        | 216.715    | 1   | 0.7        |            |     |            |           |     |             | 18,156.255  | 2.2     |
| 備前 | 三次郡        |            |     |            | 949,392    | 1   | 5.6        | 2,521.965 | 7   | 25.2        | 22,950.071  | 0       |
|    | 三上郡        | 6,352.423  | 9   | 21.2       | 2,351,859  | 4   | 13.8       |           |     |             | 21,729.806  | 0       |
|    | 三上郡        | 3,251.278  | 4   | 10.9       |            |     |            |           |     |             | 12,780.562  | 57.1    |
|    | 奴可郡        | 4,513.443  | 8   | 15.0       |            |     |            |           |     |             | 17,468.016  | 46.5    |
|    | 甲奴郡        |            |     |            |            |     |            |           |     |             | 4,513.479   | 99.9    |
|    | 小計         | 24,234.965 | 41  | 80.8       | 4,449,872  | 8   | 26.1       | 5,367.138 | 12  | 53.6        | 156,438.718 | 21.8    |
| 計  | 30,001.095 | 47         | 100 | 17,016.223 | 36         | 100 | 10,000.924 | 32        | 100 | 425,917.028 | 13.4        |         |

〔出典〕寛永19年「浅野光辰領知判物」(『三原市史』第5巻)、寛永19年「上田家知行目録」(『大竹市史』史料編第1巻)、延宝2年「浅野高次宛浅野綱長領知判物」(近世資料編 第44号)、寛文4年「徳川家領知判物・目録」(『広島県史』近世資料編Ⅱ)による。  
〔備考〕東城浅野家は寛永18年拜領の与力知を含む。郡石高は三次藩領も含む。兼はA+B+C/D。



図4-3 広島藩家老給知の分布図

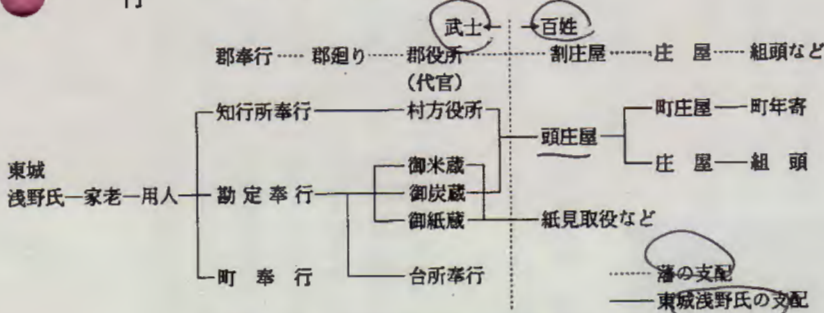


図4-5 東城浅野氏知行所の支配系統

『東城町史』自然環境・原始・古代中世・近世通史編

東城浅野家給知村は、東城浅野家の頭庄屋の支配下(年貢収納のみ)にあるとともに、もう一方で、広島藩の郡奉行-郡廻り-代官など(郡役所)-割庄屋-庄屋・組頭という藩の支配機構のもと、割庄屋の支配下にもあり、組み合わせが異なる二重の支配を受けた。

⑫頭庄屋：正徳二年(一七一二)、五代藩主浅野吉長は「正徳新格」と呼ばれる郡方支配の改革に着手し、諸郡の代官などの役職を廃止して、郡中の最有力の農民から四〇名の所務役人、有力農民から八一名の頭庄屋を置き、土分の格式を与えて、郡方政治機構の中へ組み込み、直接郡政に当たらせようとしたことがあった。この改革は享保一揆によって失敗に帰したが、その頭庄屋の名称が家老給知だけに残ったといわれる。

東城浅野家の給知には、文久元年(一八六一)に、奴可郡の七か村に一名(東城町勘助)、世羅郡五か村と豊田郡久芳村、計六か村に一名(小童村三郎治)、佐伯郡六か村に一人(古江村吾作)の頭庄屋が置かれていた(庄屋兼帯)。しかし、残りの安芸郡二か村、賀茂郡三か村、高宮郡三か村、山県郡二か村、高田郡三か村に何人の頭庄屋が置かれていたか明らかでない。

奴可郡四一か村は四組に編成され、それぞれ四人の割庄屋(庄屋兼帯)が各組を統括し、郡役所から通達される触書などを各村へ廻達し、各村からの書類を郡役所へ上申し、郡全体に関する負担を差配し、村落間で発生する紛争の吟味や調停(内済)などの業務に携わっている。

頭庄屋など、家老給知の村役人は東城浅野家に対して献金などを行うことにより、蔵入・明知などの村役人のように、永代格の名譽職的な役格が与えられることがあったが、それはあくまでも給知内だけに限り、郡内では使用しないよう郡役所から戒められている。このような一件からしても、給知役人は蔵入・明知の役人からは一段低く見られていたものと思われる。

表4-11 東城浅野氏の知行地の変遷（寛永11年と延宝2年） 単位：石

| 郡名   | 寛永11年 (1634) |                  | 延宝2年 (1674)   |                  |
|------|--------------|------------------|---------------|------------------|
|      | 村名           | 石高 (%)           | 村名            | 石高 (%)           |
| 佐伯郡  | 古江村          | 634.824          | 古江村           | 634.824          |
|      | 石道村          | 2,239.007        | 石内村           | 2,239.007        |
|      | 高井村          | 86.851           | 高井村           | 86.851           |
|      | 上小深川村        | 77.110           | 玖島村内          | * 95.000         |
|      | 山田村          | 83.565           | 友田村内          | * 70.000         |
|      | 下伏谷村内        | * 65.000         |               |                  |
|      | 小計           | 3,121.357 (39.0) | 小計            | 3,190.682 (31.9) |
| 安芸郡  | 川角村          | 161.300          | 川角村           | 161.300          |
|      | 平谷村          | 86.366           | 府中村内          | * 38.095         |
|      | 小計           | 247.666 (3.1)    | 小計            | 199.395 (2.0)    |
| 高宮郡  | 九品寺村         | 103.207          | 九品寺村          | 103.207          |
|      |              |                  | 大林村内          | * 85.000         |
|      |              |                  | 大毛寺村内         | * 50.000         |
|      | 小計           | 103.207 (1.3)    | 小計            | 238.207 (2.4)    |
| 山県郡  |              |                  | 本地村内          | * 94.242         |
|      |              |                  | 今田村内          | * 35.758         |
|      |              | 小計               | 138.200 (1.4) |                  |
| 高田郡  |              |                  | 上根村内          | * 100.000        |
|      |              |                  | 長田村内          | * 50.000         |
|      |              |                  | 戸島村内          | * 45.000         |
|      |              | 小計               | 195.000 (2.0) |                  |
| 賀茂郡  |              |                  | 高屋堀村内         | * 200.000        |
|      |              |                  | 溝口村内          | * 100.000        |
|      |              |                  | 木根原村内         | * 61.905         |
|      |              | 小計               | 361.905 (3.6) |                  |
| 豊田郡  | 玖芳村内         | 318.597          | 玖芳村内          | 318.597          |
|      | 安置村内         | 400.000          |               |                  |
|      | 小計           | 718.597 (9.0)    | 小計            | 318.597 (3.2)    |
| 安芸国計 |              | 4,190.827 (52.4) |               | 4,633.786 (46.3) |
| 世羅郡  | 宇賀村          | 718.050          | 宇賀村           | 718.050          |
|      | 老歩村          | 309.100          | 老歩村           | 309.100          |
|      | 小童村          | 1,198.939        | 小童村           | 1,198.939        |
|      | 西上原村内        | 397.638          | 西上原村内         | 143.019          |
|      | 田打村          | 476.065          | 田打村           | 476.065          |
|      | 小計           | 3,099.792 (38.7) | 小計            | 2,845.173 (28.5) |
| 奴可郡  | 川島村          | 519.796          | 川島村           | 519.796          |
|      | 安田村          | 190.509          | 安田村           | 190.509          |
|      |              |                  | 川西村内          | 168.001          |
|      |              |                  | 川西村内          | * 910.000        |
|      |              |                  | 下千鳥村          | 137.476          |
|      |              |                  | 菅村            | 300.396          |
|      |              |                  | 田殿村           | 183.647          |
|      |              | 戸字村内             | 112.140       |                  |
|      | 小計           | 710.305 (8.9)    | 小計            | 2,521.965 (25.2) |
| 備後国計 |              | 3,810.097 (47.6) |               | 5,367.138 (53.7) |
| 計    |              | 8,000.924 (100)  |               | 10,000.924 (100) |

〔出典〕 寛永11年「浅野高英宛浅野光展領知判物」・延宝2年「浅野高次宛領知判物」  
 (近世資料編 第43・44号)による。

〔備考〕 延宝2年の\*は与力知。

⑬ 山田善九郎

○(文久元年八月十八日) 山田善九郎義 先年健徳院(浅野高平)様当所(東城)

江被成御坐候節者両度共被為成候義も有之二付、何卒腰を掛くれ候様ニ与村方通  
 り此間願出候へ共、外響合ニも相成候ニ付及断候処、軽キ菓子一箱今日差出、  
 御代官渡部廉之助方達而厚意申聞候趣も有之候故致受納、右善九郎者先年先考  
 東城御逗留中之御日記ニ有之七日市今藏事也

⑭ 人機(じんき) : 「人氣」とも。①人々の気配。人が群集してつくりだす騒然  
 とした気配。②人々の気配。世間のそれをよしとする感情。にんき。③人の  
 気持。その地方一帯の気風。

『東城町史』自然環境・原始・古代中世・近世通史編

⑮ 坂井保之進

坂井 似 堂

名は經、字石堅、保之進と稱し、似堂と號す。藝藩の士、田宮典二の四男にして、藩儒坂井  
 虎山の養子なり。幼にして讀書を好み、長じて學大に進む、人に接して城府を設けず、  
 脱の才を有せり、故を以て之と交るの人、心服せざるはなし、始め江戸に遊び、後藩の儒員と  
 なる、文久二年九月十七日、年僅に三十八歳にして歿す、廣島東寺町本照寺内、先塋の次に葬  
 る、法諡を文繼院勉確似堂居士といふ。(尙古、徳義光緒)

『広島県人名事典 芸備先哲伝』(歴史図書社、昭和五十一年、原著は大正十四年  
 発行)

⑮ 廉(かど) : 数えたるべき簡条。条理。理由。ま  
 た目につく特徴。

◎ 四月十四日

⑯ 丹羽庄司 : 家老上田家士丹羽正蔵。正蔵の父。安政  
 二年(一八五五)五月出頭格、同五年九月出頭上席  
 知行所奉行・勘定奉行兼帯。同七年二月九日に知行一  
 ○○石(役料三〇石)、用人見習、知行所奉行その儘兼  
 帯、文久二年(一八六二)一月に二〇石加増され用人  
 本役(役料五〇石)。六月に出頭格御側用達。元治元年  
 八月隠居。

⑰ 丹羽庄蔵 : 家老上田家士丹羽正蔵。正蔵の子。室は  
 木野一馬娘しげ(安政二年七月婚姻)。嘉永六年(一八  
 五三)四月に召し出され、安政三年(一八五六)児小  
 姓、同年八月外様中小姓、同五年一月御次詰(軍事御  
 用向引請)、同六年九月知行取格出頭所詰、文久二年  
 (一八六二)六月出頭格側用達、元治元年(一八六四)  
 八月用人見習。



「八日

酒肴

井 酢漬

大盆 八寸葛煮

平鉢 魚いりて  
わらひ

花鮓

すまし

吸物 鯛  
あら

以上

「九日

御切米四石

二式人扶持

御歩行組並

定右衛門家督

伊田千松

一願之通隠居

伊田定右衛門

右千松義幼年二付

御切米式割引也

定右衛門いまた壯年

二候へ共、病氣柄不得止

右様退隠願出

候之由、其美病氣者

消渴症之様子二

候得共、夫二付外向二而

顔出難出来程之

鄙劣之義有之、

仍而病二托し退身

いたし候由也

「十三日

「善九郎

姓を山田

与称ス

御家人被

一 仰付

先頭庄屋

善九郎

右之通被仰付候間

自今名字相名乗

○六日、庚辰、晴、冷氣也、「朝例時出勤、九半時退、

「夕堀尾へ囲碁二被招行、近々御多門引移候由二付打納め意之

由、有饗、森仙太郎・岩崎常介会、同勤兩人も被参、「夕吉田藤馬

内談事有之、入来、御用向也、其後藤馬も堀尾へ参也

○七日、辛巳、晴、冷氣也、「例時出勤、九半時退、

「未鼓頃方主水様へ時候御機嫌伺罷出、吉田藤馬へも行、

時候見舞且昨日御用向之内答も有之也、達而被留、及囲

碁、福山直衛・妙風寺隠居会、夕酒出ル、入夜帰、山村静人

をも訪、「西向寺へ千代吉為参也

○八日、壬午、晴、夕曇、冷也、「辻清人入来、「午後

堀尾眠石老人を招、囲碁、岩崎常介も相手二呼、聊饒意

を寓し酒鮓を饗スル也

○九日、癸未、雨、寒、「例時出勤、夕八時前退、

「常介昨日之謝二来

○十日、甲申、朝雨後晴、冷氣也、「塞炉、「例時出

勤、九半時過退

○十一日、乙酉、晴、「朝岩崎常介入来、河野権六方江遣

置候娘おせつ義、所存も有之、取戻し候之由申也、其美権六義甚以

氣随放埒二付、不得止取戻し候由也、「午前方遠江様へ時候

為伺御機嫌罷出、夫方長束茂兵衛へ先頃御船奉行兼役被

仰付、且御多門引移之歛旁二行、達而留、酒を出ス、其内上之方

出火与申候故早速帰宅、牛田村人家老軒焼失之由也

○十二日、丙戌、曇、寒、「例時出勤、夕八時前退、

「辻清人・堀尾眠石入来、「少々風邪之気味、悪寒有之、夕方

臥

○十三日、丁亥、雨、「素読所講釈へ出席、此度同

所蒙養軒与云扁額出来、掲せらる、書者金子徳之助殿、雕刻者

湯川新太郎、楠木之額殊外立派也、右軒号者昨年被命

候也、「例時出勤、九半時退

○十四日、戊子、晴、暖、「未鼓後方出、岩崎常介へおせつ

取戻之見舞、山田多喜登へ時候見舞、丹羽庄司江此間俣

庄蔵被召出、御兒小姓被仰付候由為知越候二付歛、坂井保之進殿へ

先頃入来之挨拶、松本玄順へ無沙汰・見舞旁二行、申鼓後帰

庄司方二而達而留、祝酒を出ス、坂井先生・玄順皆他適二而不遇

帶刀可致候、被下物  
之義者追而可被  
仰出候事

一 御取扱振、村方下  
役二准し候事

一 豊田・世羅両郡

御知行所村々教導

筋被仰付候間、折々

致入村、頭庄屋三郎

次申値、追々人機立直

候之様教諭方厚

力入取計可申事

一 廉有之役談候者

立入厚申談可申

候之事

但右者常者心得

方宜、奇特之至

二 付、生涯右之通

被仰付候御趣也、

全文二者あらず

○十五日、己丑、雨、寒、「例時出勤、九半時退、

「周防様江鱒魚一尾御内々差上ル、老女瀬河へ文二而為持出ス也、右者  
誠二御懇意を奉蒙、不絶頂戴物にも仕候得共、近来之

御場合二而者暮之差上物等不仕候故、聊其御恩を奉謝候寸志二、

時二触真之御内々差上候也、尤与三右衛門へ者一応及内話置也、同方者  
毎時沖川へ獵二被行候故、時二取獵之魚被差上候由、兼而承候事也

○十六日、庚寅、快晴、暄也、「例時出勤、八時前退、「風呂を

建、近隣来浴、「退出後妙慶院へ参詣、堀尾へ御多門替前見

舞二行也、「当年も来ル廿日也

旦那様石風呂江己斐村也、御入治被遊由二付、予も昨年之通御相伴

相願度、今日御用達堀尾精一郎へ於御次相頼置候処、其後右之趣

申上候処、勝手二罷越候様御沙汰被為在候与の旨申聞也、猶御請之義

厚相頼置候也

○十七日、辛卯、晴、有風、薄暑、「朝六丁目御館江

為伺御機嫌罷出、森岡へ寄、帰途国泰寺新開を逍遙ス、

森岡二而昼飯を出ス、「石井寿兵衛入来

○十八日、壬辰、晴、薄暑、「朝素説所会説へ出席、

直二出勤、九半時頃退、「朝渡辺四郎右衛門・三宅内外来、

「夜森岡万之進來、「堀尾眠石明後日屋敷替之由二而暇乞入来

令和六年一月例会資料(十二月份後追い)  
家乗嘉永六年 三月十八日(三月卅日)



一、先月の解説文活字読みの確認点

P 32 頭書8行目『廿一日夕◇御茶◇紅豆飯◇朝おくわしをも◇備る也』がヌケ  
P 33 4行目『当観院殿和速夜へ被召行』傍線部は トル  
廿八日頭書P 33 2行目『虫損)、格別』傍線部は「格外」先例会中に

訂正あり。

二、指摘・意見・質問・他

① 三月十九日『杉原紙巻帖』(例会で解説がありました。)

「一帖」は紙の種類によって異なり、半紙では一帖≒20枚、檀紙・程村紙では一帖≒25枚、懐紙では一帖≒30枚、美濃紙・杉原紙・奉書紙では一帖≒35枚又は40枚といえます。(ジャパンナレッジ・和紙の博物館他)

一般的には、10帖で一束、10束で一締(しめ)といい、奉書紙は、10束で一丸(ひとまる)という。(和紙と日本の文化)

半紙は古資料に「20枚をもって一帖となし、25帖をもって一束となす、4束をもって一々(一締)となす」とある。(みなせ筆本舗)

② 三月廿一日 久米之介・当観院に関して・

先月の例会翌日、B 3班豊原さんから「久米之介は山田讚右衛門(東城浅野家勘定奉行)の二男で坪内の養子に・・・弘化3年8月7日に記事あり」とのメールを頂きました。

7日「・・・《文治(文政十二年没、当観院)息坪内平之丞(弘化2年上田家出頭役拜命)が今晩已来俄ニ衝心ニ相成今朝五時頃及絶續候由、扱々案内之義致驚嘆也、当年二十五歳・・・養子之相談有之少々見合帰ル、「小倉甚右衛門相頼山田讚右衛門二男久米之介義坪内へ養子ニ所望致候ハ、可任其意哉之所内々聞繕もろふ、然所所望も致候ハ、可任其意哉之趣相聞候付早速坪内之方へ掛合遣ス、夕水谷大蔵入来、坪内之方養子外思わしき事も無之、山田之分ニ治定致、尤同方へ掛合之義者丹羽庄司へ相頼ミ入事也、依之又々甚右衛門を以山田之方へ右之趣相通し、猶早々相調候様厚頼置也、

翌8日「夜朝山田讚右衛門へ二男久米之介坪内へ養子之義約束相濟候歎・挨拶旁二行、・・・「夜坪内江行、出棺迄見合帰ル也、久米之介晩過引越相濟、直ニ供を致也、

それにしても慌しい事甚しですね。久米之介は十月三日跡目・馬回りを仰付っています。その後御児小姓↓?↓参考資料8の⑤

三、報告・お知らせ

◇ 今月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください。

◇ 会員動静

退会 A 1班 加藤綿代さん、B 5班 立川元英さんが十一月例会を以て退会されました。

◇ 次例会は、二月二十四日(第4土曜日)午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。当日の会場当番は、A 3班及びB 4班です。

三月例会は九日(第2土)、四月例会は十三日(第1土)です。

◇ 次年度役員について。次年度役員はA 7・8班 B 7・8班から選出をお願いします。二月例会後決定の運びと致したいと思います。

\*\*\*\*\* 萬津箱 \*\*\*\*\* (余談) \*\*\*\*\*

先月参考資料の⑤東叡山火之御番 (忠臣蔵の時期は過ぎましたが)

大名火消しと云えば浅野が有名ですが、赤穂藩の浅野ですね。

浅野 長直、慶長十五年下野国真岡藩主(のちに常陸国笠間藩主)である浅野長重(浅野長政の三男、広島浅野家の傍流の一つ)の長男として誕生。幼名は又一郎。寛永八年十二月三日、従五位下内匠頭に叙任された。寛永九年十月廿九日、父の跡を継いで笠間藩主となる。寛永十一年には幕府より駿府城城代に任じられ、寛永十三年には江戸城西の丸の普請を手伝い、さらに大坂城の加番を命じられた。...中略...寛永十八年一月廿九日江戸京橋桶町から発生した大火災は、江戸市中の消火防災体制が未熟だったために大被害をもたらした。幕閣は対策を講じるために、「奉書火消」の長直ら六人を招いて相談させ、二年後の寛永二十年に「大名火消」の制度が生まれた。また、江戸において赤穂藩は大名火消としても評判が高かった。『松雲公御夜話』には長直自らが陣頭指揮を執り、延焼を防いだ逸話が記されている。

《内匠頭が出動すれば、江戸の人々は「最早火事が鎮まった」と云うぐらいであったという。時には燃えさかる火事現場の屋根に家来たちと共にあがり、そばの物置が燃え出すと、その屋根へとダイブして押し潰すという荒技で消火したという。(松雲公御夜話より)》

大坂在番中の正保二年赤穂藩主の池田輝興が正室の黒田長政の娘を殺害する事件が起こり、池田家は改易となった。幕命により城受け取りに赤穂へ赴いた浅野長直は、そのまま国替え・赤穂藩主を命じられ、以降は孫の長矩の代に改易されるまで浅野家が赤穂藩主となった。...中略...寛文十年中風を發し半身不随・言語不明瞭の状態となる。翌十一年に長男長友に家督を譲り、翌年七月廿四日に死去した。享年六十三。墓所は赤穂の花岳寺。江戸における菩提寺である泉岳寺にも墓がある。

孫の長矩(内匠頭)も、江戸在留中の元禄四年に本所「東京都墨田区の一地区」の火消大名に任命されています。元禄十一年の江戸の大火で吉良上野介の邸が全焼しましたが、このとき消防の指揮をとっていたのが長矩でした。邸を守りきれなかったことを吉良が恨みに思い、後に刃傷事件を起こす対立につながったのではとする説もあります。

吉良邸への討ち入りの際は、火事装束に似せた黒ずくめであったようで、公権力の象徴、怪しまれる恐れがない姿でした。

《(参) wikipedia・文化デジタルらびらりー・日本芸術文化振興会 他》

三月二十八日『足袋相用...』の実例 口上覚 と 許可の返書

平成二十五年の例会資料を再掲

口上覚

私儀名簿改定出得之  
送之は山月夏中義折々  
足袋相用...  
不若...  
直...  
以上

六月十五日

朱印

許可の返書  
送之...  
お...  
何...  
中...

## 今後のスケジュールについて

今年は西村先生が3月末を以って文書館を退職されます。

それに付き、4月以降の運営について講師補佐で副幹事の八田さん 古文書勉強会の代表上田さんと私で西村先生と11月に話し合いをしました。

主な課題として今まで先生が文書館で作られていた資料について、4月以降は先生がご自宅で作成されることとなった場合印刷 配布どのようにするのかといったことです。

11月の時点では結論は出ず、先生のご都合も有ることから2月に改めて協議することと致しました。

他に課題としては費用の面 文書館の協力の有無 新入会員の受入れ等があります。

そこで4月以降の新体制にスムーズに移行できる様、例年より前倒しで準備していきたいと思いきスケジュール致しました。

- ・1月で新年度役員を選出 (持ち回りによりA7、8班 B7、8班より)
- ・2月に選出されたで4名で幹事 副幹事 会計 監査を決定する。
- ・3月に2月の先生との協議に基づき新旧役員及び勉強会代表上田氏で4月以降の会の運営を決定する。

以上の段取りで進めていきたいと思っております。

皆様ご協力の程宜しくお願い致します。

尚、皆様には是非ともお伝えしたいこととして、西村先生が退職後も引き続き本同好会の講師を続けて頂くことは周知のことですが、講師料についても不要とのお申し出であります。

西村先生のご厚意に深く感謝したいと思います。

幹事 山下英樹

嘉永六年「村上家兼」参考資料(令和6・1・6) 9

◎四月十六日

①石風呂：海に面した崖に洞穴を掘り、又は石を積んで浴室とした風呂。瀬戸内海沿岸に多く作られ、病氣治療や健康増進の場であった。浅野道興の石風呂入

治は恒例で、彦右衛門等も度々同行。嘉永五年は3/28〜4/7の十日間。

◎相伴(しようばん)：①互いに連れ立つこと。伴って行くこと。②供応の席に

◎四月十七日

◎国泰寺新開：

◎国泰寺・千田地区

国泰寺・千田地区は西堂川と平田屋川(二ページ参照)の間に形成されました。かつて白神社(市中区中町七二四) 一帯は海岸の岩礁であったと言われており、そこから南に向かって上地の開発が行われたのですが、西堂川と平田屋川が一直線に開削されていることから、築城期に西堂川の河口付近および平田屋川に架かっていた鷹野橋までは上地が拓かれていたのではないかと考えられます。「寛永年間広島城下図」および承応二年の絵図では、その部分(①)は国泰寺新開と表記されています(図90・91)。

さらに承応二年の絵図(図91)を見ると、この国泰寺新開の沖には国泰寺沖新開・柳新開が拓かれています。その後もさらに沖に向かって新開が段階的に拓かれたと思われる(②の部分)、後にそれらが国泰寺新開と一体となって国泰寺村になっています。国泰寺村の最終的な海岸線は、広島電鉄(株)千田車庫の北辺沿いに西進し、中区千田町二丁目と三丁目の間を通る道がおおよそその位置になります。

なお、当時国泰寺は白神社の東隣にあり、その南側に拓かれたことからこの名前が付いています。「知新集」によると古くは「嶺新開」とも呼ばれていました。



図89 国泰寺・千田地区の土地開発(推定)  
広島市平面図(2500分の1地形図)より作成  
図中の番号は本文中および図90~92と対応しています。

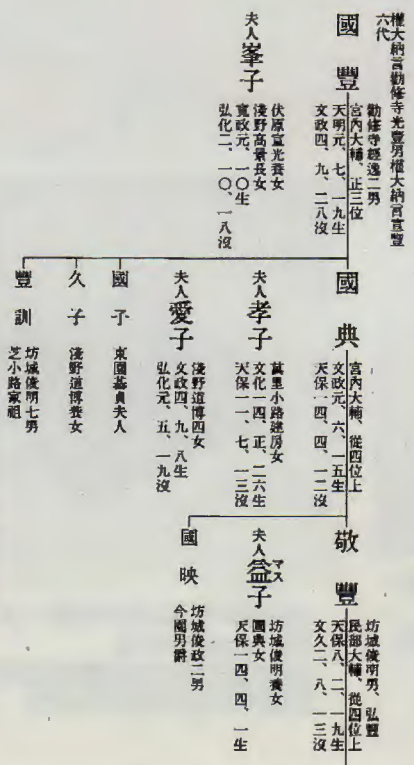
広島郷土資料館特別展図録『「広島町新開絵図」にみる浅野時代の広島城下』(2019)  
②は文政12年(1829)、③は昭和31年(1956)の海岸線

つらなつて正客の相手をし、みずからも供応を受けること。他の人に便乗して飲食すること。また、その人。陪食。伴食。接伴。③他とのつり合いや物事の行きがかりなどのためにいっしょにつき合うこと。また、その人。

④芝山宮内大輔様：芝山家は藤原氏北家勸修寺(かしゅうじ)流。勸修寺家の庶流。家格は名家(新家、内々)。宮内大輔は養父の国典で、当主は民部大輔敬豊(たかとよ、一八三七〜六二)で「宮内大輔」は誤りか。敬豊の二代前の国豊室は、東城浅野家第八代高景の娘雅姫(まよひ)姫、旭峯院、晴峯院、養父の国典(く

にすけ)室は東城浅野家の先代道博四女の愛子。また国典の妹久子は道博の養女となり、家老三原浅野家の甲斐(あづま)忠敬室となるなど、東城浅野家とは関係が深い。

⑤昌姫様：芝山民部大輔敬豊の室、益子(二八四三)。実父は芝山家先代の国典。坊城俊明の養女となり、安政四年四月二十七日に敬豊と婚姻。



『平成新修旧華族家系大成 上巻』  
(社団法人霞会云舘 吉川弘文館)

◎四月十九日

⑥文匣(ぶんこ)：紙で下張りをし、その上に漆をかけて作った手箱。書物・書類・雑品などを入れるのに用いた。

⑦潤誓願：村上家三代彦兵衛。文久元年秋に院号を追贈され、法名は大融院釈宗念。潤誓信士となった。宝暦十二年(一七六二)閏四月二十一日死去。

⑧休誓願：村上家三代彦兵衛室。文久元年秋に院号を追贈され、法名は大教院釈休誓。妙順大姉となった。宝暦七年十一月二十七日死去。

⑨苞(つと)とうふ：豆腐の一種。水分をよくしぼってすりつぶし、棒状にして藁苞などに入れ、堅く締めて蒸したものだ。

⑩くつ煮：「ぐつに」は、長時間とろ火で煮ること。またその煮物。

⑪山薯蕷(やまとうろいも)：ヤマノイモ科の多年生つる植物。園芸植物。薬用植物。ヤマノイモの別称。

⑫短冊掛：短冊をはさんで、鑑賞できるようにしたもの。掛軸のように表装したり、板などで作ったりする。短冊ばさみ。

⑬洛焼：楽焼(⑦①)の別称。楽焼は京都本位であるからこの名がある。(加藤唐九郎編『原色陶器大辞典』、淡交社)

(参考)「京焼」⑭⑮

⑭助情(じよせい)：「助勢」と同様に用いられる。

⑮重(じゆう)：重箱。食物を入れる木製の四角な容器。二重三重に重ねられるようにしてあり、漆塗りが多く、蒔絵などをほどこした精巧なものもある。

⑯蓋物：蓋のある容器。特に、蓋つきの陶器。

⑰蒔絵：漆工芸の技法の一つ。漆で文様を描き、乾かないうちに金銀粉や色粉などを蒔きつけて附着させ、文様を表わすもの。基本的技法には高蒔絵・平蒔絵・研出蒔絵の三種があり、文様以外の地に蒔く地蒔には、塵地(ちりじ)・平塵地・沃懸地(いかげじ)・平目地・梨地(なしじ)などがある。また、螺鈿(らでん)・平文(ひょうもん)・切金(きりがね)・金具その他の技法と併用されることもある。奈良時代の末金鏤(まつきんる)にはじまり、平安時代の研出蒔絵が盛んに行われてから、日本の漆工芸の代表的技法として発展してきた。

⑱硯蓋：①硯箱のふた。古くは、花、果物、菓子などを載せるのに用いた。すずりのふた。②祝などの席で、口取りさかななどを盛る盆状の容器。また、その口取りさかな。

⑬⑭

京焼 きょうやき

桃山時代以降、京都に興った窯業の総称。ただし楽焼は含まない。桃山時代の末、瀬戸の陶工が世の需要にこたえて京都の粟田口あたりで開窯、書物写し、古瀬戸写し、高麗写しなど茶器を焼いたのに始まる。蒔絵・染付などを併用し、交趾釉や七宝釉をもとに独自の京焼色絵陶が作られた。その大成者が、野々村仁清で、明暦年間(一六五五―一六五八)にすぐれた色絵陶器を作っている。典雅艶麗、純日本風な絵付けが特色である。元禄(一六八八―一七〇四)末年には仁清の陶法を受け継いだ、尾形乾山が出て独自の境地をひらき、最初の黄金期を迎えた。仁清陶の影響は他窯にも及び、「古清水」と呼ばれる色絵陶が粟田口その他で作られた。その後製陶の中心は五条坂へ移り、文化・文政期(一八〇四―一三〇)に、奥田徳川・青木木米らにより磁器が作られ、煎茶趣味の普及とともに中国風な染付磁器・色絵磁器が京焼の主流となり、俗に「清水焼」と呼ばれるようになった。

河原正彦『京焼』日本陶磁大系26、平凡社、一九九〇年。

(平凡社『日本史大事典』)



⑭⑮波千鳥浜松蒔絵硯蓋(永田友治作)18世紀の作品(滋賀県甲賀郡信楽町「MIHO MUSEUM」のホームページ)



天然木 屋久杉 短冊掛 (楽天市場のホームページ)



楽焼蒔絵蓋物 豊楽 (文化庁/文化遺産オンライン)

『日本史大事典』(平凡社)

①9 檀紙

だんし「檀紙」奈良時代にはマユミ(檀)の樹皮で漉いたといわれるが、平安期ごろからはコウゾを原料とした厚紙。紙面にこまかい皺紋があるのが繭紙・松皮紙ともよばれた。この皺紋は初期に繩にかけて乾燥したためといわれ、のちには干板に張っている。「繭のような」を「まゆみ」といい、檀あるいは真弓の字を当てたとすれば、奈良時代の原料もコウゾであった可能性が強く、乾燥法の差によって、普通の穀紙と区別して、檀紙とよんだとも考えられる。平安期のみちのく(陸奥)紙と同じもので、朝廷・幕府の高級公用紙であり、正式の詠草料紙であり、平安期公家の男たちは懐紙として愛用した。中国の公用紙のならわしを継承して、身分によって料紙に大小の差があり、とくに詠草の懐紙とする場合にはそのまわりが守られて、大高・中高・小高といった種類が生まれた。「編御記」の建永元年(一一二〇)四月の条に初めてみえる高檀紙は、丈高檀紙の意で、標準寸法より大判にし

たことを示し、南北朝期には小高檀紙・大高檀紙の名があらわれている。近世には中高檀紙の名もみえ、高を廢とも書くようになり、また現代のように目立つ皺紋を加工するようになったのは元禄(一六八八〜一七〇四)のころといわれ、「新撰紙鑑」に「色縹」と記しているように染色した色檀紙もあらわれている。中世の引合紙は檀紙と同質とされているが、需要の増加にともなってより安く供給するためにつくられたものと考えられ、近世には姿を消している。古代の主要産地は陸奥であるが、中世には讃岐(香川県)、ついで備中(岡山県西部)が著名となり、備中松山城下の広瀬(高梁市)の柳井家は御用檀紙調製の特権を与えられて、江戸幕府にも上納した。このほか近世には越前(福井県)・丹後(京都府北部)・阿波(徳島県)・京都などでも漉いている。

『和紙文化辞典』(わがみ堂、一九九五年)

②0 殿中扇

殿中扇：扇は、あおいで風をおこし、涼をとるための道具。儀礼用としての扇もある。竹や木、またはプラスチックなどを骨にして一方に軸を通して要(かまめ)とし、先方を広げて紙、布などを貼(は)って折り畳めるようにしたもの。折り畳めないものを団扇(うちわ)ともいう。

近世の公家の紙扇は、皆彫骨を簡略化した骨や、新しく丁字(ちようじ)形に透彫りしたものになり、それで家の流儀、すなわち門流を示す道具としての意味をもたせるようになった。冬の末広(親骨の上部が反り、扇の先が銀杏(いちじょう)の葉のように開いた形のもの)のうち、平常用を殿中扇(でんちゆうおうぎ)と称し、天皇は十骨、公家は八骨と定めるものも現れた。武家では、儀礼用に黒骨を、日常は殿中扇とよんで白の細骨のものを用いた。そのうち將軍や大名が殿中で用いた好みのもので、御召扇(おめしおうぎ)とよんだ。

(小学館『日本大百科全書』の「扇」の項から「殿中扇」の部分に要約)

◎四月廿二日 ②1 客冬…去年の冬。昨冬(十月〜十二月)

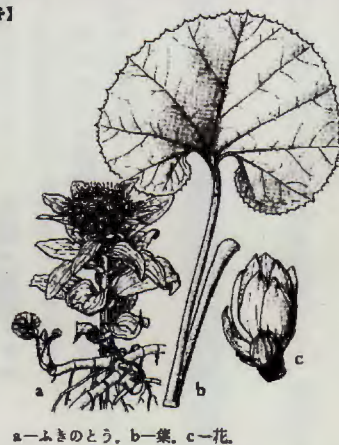
◎四月廿三日

②2 秋田蒔(あきたぶき)：フキの亜種。関東北部以北に生え、葉柄(ようへい)を食用とするため栽培もされる。全体が大型で、葉は直径一・五以上、葉柄の長さ二以上になる。砂糖漬けなどにする。秋田蒔といえば、広島藩八代藩主浅野宗恒が、宝暦十三年(一七六三)に、治世12年で隠居に追い込まれたという有名な話があるので、次に紹介します。

○秋田の大蒔(其一)

芸藩主浅野家第八世鶴阜院(諱は宗恒)は、天明七年十一月十九日、高齡七十有一にて長逝し玉ひたり、然れども四十七歳のとき別に疾病あるに非ず、他に不平のあるにも非ずして早くも致仕せられしは、或る止を得ざる事状ありてなりと一条の逸話を存せり。

(中略)時に出羽の佐竹侯も又同年の大広間詰たり、一日是等の諸大名は幕府に上り、列坐の面々互に自国自慢の談話起れり、佐竹侯曰く、我国には非常に優物の蒔を産し俗に秋田の大蒔と云ふ、其軸を輪切りとして膳上の下物とせば、一切れにて四寸の平椀に充滿し尚是以上のものありと。公等二三の人々は之を信ぜずして大に非斥せり、佐竹侯甚だ憤慨し誓言して曰く、然らば明年の参勤には此蒔を携来り目前に之を饗せんと約し、同侯就國の後領内に命じ特に培養して巨大なる蒔を作らしめ、曾て江戸に於て交話せし同列者に誇示せんと準備せり其事幕府の知る所となり若し同侯にして実効せんか、将来言ふべからざる珍事の生ぜんことを慮かり之に關したる相互の三四藩主に向ひ悉く退隱せんことを諷諭したれば、侯も亦此厄運に逢ひ老いずして致仕せられたりといふ。是余少年の頃、或る古老の口碑伝ふる所を期するのみ、事の真偽は今尚探索中なれば他日さらに述べる所あらんとす



a-ふきのとう, b-葉, c-花

『大百科事典』(平凡社、1985年)

小鷹狩元凱『広島蒙求次編』(三元凱十著)

○秋田藩七代藩主・佐竹義明は宝暦八年(一七五八)に病死。  
○秋田藩八代藩主・佐竹義敦は宝暦八年に十一歳で家督を相続し、明和二年(一七六五)に初めて御国入りしている。右の逸話とは合わない。

◎四月廿四日

⑳ 乾餅(ほしもち) ……かき餅。

㉑ 御慰(おなぐさみ) ……「お」は接頭語) おたのしみ。結構なこと。期待しながらも失敗するであろうことをやや期待し、たわむれ、皮肉の意味を込めている。

㉒ 無屹(きつとなく) ……「きつと(急度・屹度など)」は、①時間的に短いさま。急に。すばやく。とつさに。②急に。はつと。③厳しいさま。状態にゆるみのないさま。嚴重に。きつぱりと。しつかりと。④行為の確実に行われるさま。たしかに。必ず。相違なく。この上に「無」がついても、否定ではなく、意味は変わらず、むしろ強調されている気がする。

◎四月廿五日

㉓ 大石餅：広島市立中央図書館が「広島銘菓「大石餅」の由来について知りたい」という質問に対して、調査している(広島銘菓「大石餅」の由来について知りたい。レファレンス協同データベース (ref. go. jp))。

(1) 赤穂浪士の一族または大石内蔵助の一族が餅屋を開業し、作った餅がはじめであるとの記載がある。

「…赤穂浪士の一族がつくったことから「大石餅」と名付けられた。文政年間、(一八一八〜二九)の創業というから、広島では歴史のある餅菓子。…毎年、十二月の討ち入りの日や義士忌が近づくと、お茶の趣向によく使われて、品薄になるといふ。(藤井昭典編「ひろしまふるさと銘菓」) 広島図書 一九八四年)、「大石内蔵助の二男が商人となって餅屋を開業したのが初めて、子孫があとを継いで商いを続けています」(仲野欣子『和菓子女彩』、淡交社、一九九六年)など。

(2) 大石内蔵助の妻が国泰寺の供養塔にお参りする際に備えた白い餅を戦前大石餅と呼んでいた。

「広島浅野家は赤穂浅野家の本家で、赤穂浪士討ち入りの後、広島浅野家に預けられた浪士の家族に大石内蔵助の妻がいた。妻は国泰寺の供養塔にお参りする際白い餅を供えていた。その餅が戦前「大石餅」とよばれ名物

となった。戦争で途絶えたが、近年三河屋により復元された。江戸期から

あった別の「大石餅屋」は一九九八(平成十)年に廃業した(亀井千歩子

『47都道府県・和菓子ノ郷土菓子百科』丸善出版、二〇一六年)

(3) 大石餅は草津の名物で、播磨屋惣右衛門・お国という夫婦が餅商をはじめ、その店頭に大きな石があつたことから大石餅と呼ばれていた。

○今ハ草津ノ名物大石餅ハ子カ幼年ノ頃、惣兵衛トテ白髪ノ老夫婦アリキ、此人ハ村ノ走リト言コトヲ務メテ貧困ニ暮シタリシカ、或時松屋文次(今ノ河面量之助ノ父)・井口屋九郎左衛門(今ノ望月九左衛門ノ祖父)ノ阿庄屋ヨリ資本ヲ与ヘテ、餅屋ヲ片手間ニ営マシメシテ初トス。餅シ初ノ程ハ微々タル事ナリシカ、俸助(是ハ大干ノ某ヨリ貰ヒシ子ニシテ実子ハ無しトナリ)辛抱人ニテ追々繁昌ニ至リテ今日拾五円以上ノ地租ヲモ納ル程ノ身上ニ昇リス、感人ノ人ナリ。此卯助モ一昨年癩ヲ病テ死亡シ、今ハ三代目ノ餅屋ナリ、大石ト言事モ其初メ家ノ側ニ大石有シテ(新地築造ノ際掘出セシ物ノ、其儘ニ成居リシナリ)以テ名付シナリト言、初ノ家ハ屋根低クシテムサクルシキ小家ナリシカ、近年改造シテ立派ノ家トナセシナリ(卯助若年ノ頃ハ筆者トコトヲ務メテ餅ハ片間ナリシカ、後ニハ夫ヲヤメテ餅ヲ専務ト稼キタメシナリ)。

小川清介「老のくり」(『日本都市生活史料集成』四 城下町篇二) 九七八年、学習研究社

(4) 一説には寛保、延享のころ、播州赤穂の浪人寿平なる者来りて、現在の地に播磨屋と称し売出せるを始祖とする。

(5) 大石餅は「オイシイ餅」にかかる。

\* (1) (2) の大石内蔵助の「大石」を由来とする「大石餅」と、(3) の草津の「大石餅」とは異なるものと思われる。二〇一三年の「広島菓子博」に合わせ発行された『城下町ひろしまのお菓子』(広島県生菓子工業会)にも、(1) (2) が江戸時代にあつたという記録はなく、昭和四年「広島商工案内」(広島商工会議所)の「商工人名録」によれば大須賀町「忠臣大石餅」の創業は、明治四十一〜四十五年となっている。



堀江典膳(性りえ てんぜん) 宝暦元年、文化十一年(一七五二-一八一四) 広島藩士。名は維徳。七代藩主浅野重辰・八代斉賢に仕えた。小禄の藩士から身を起こしたが、その力量が認められて寛政元年近習頭用人、翌二年若年になり、一千六百石を給された。文化六年『山林考合書』を著し、太田川の洪水対策として水源涵養が重要であり、そのためには計画的な山林経営が不可欠として、林政の改革を行った。また自らも三十万本に及ぶ苗木の無償配付を行うなど、藩の殖産興業政策の一環としての森林経営に大きな役割を果たした。佐伯郡の恵下山・不明山一带はその恩恵に大きく浴したところである。また典膳は兵制の改革にも当たったと伝えられる。文化七年大寄合に転じ、同十年に致仕した。翌十一年九月二十六日没。享年六十四歳。墓所は広島市の専勝寺。

〔玉井源作「芸備先哲伝」、林保登「芸藩輯要」、広島県史「近世2」、「尚古」、「新修広島市史」第四巻〕

- 37 堀江虎之進……天保15(1844)歩行頭③62B12 (太左衛門)
- 堀江太左衛門… 嘉永5(1852)中小姓頭③47B5  
嘉永5(1852)騎馬弓筒頭③46B1  
安政2(1855)大小姓頭③44B15  
圓丈左衛門  
安政6(1859)用人③42B1  
圓用人③231B2  
圓用人③110A1, ②64  
(天保14父大進家督)

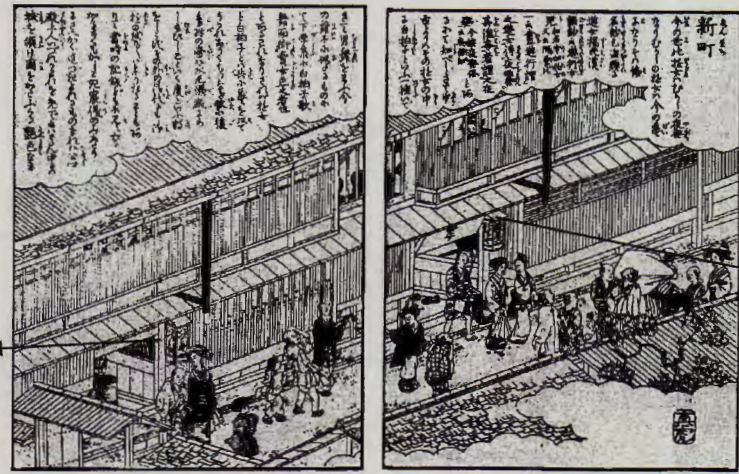
高橋新一編『芸藩輯要』人名索引

- 38 故典膳…
- 39 三ヶ津…古代には薩摩坊津(ぼうのつ)・筑前博多津・伊勢安濃津を三箇(さんか)の津と呼び、また、江戸時代には、特に京都・大坂・江戸を三箇の津と称した
- 40 語り出…ここは「語」ではなく、「騙・術」の漢字をあてる方が適当と思われる。①まことらしく言って、人をあざむく。いつわる。②人をだまして、金品などを取る。詐欺にかける。
- 41 御構(おかまい)…江戸時代の刑罰の一つ。特定場所(御構之地、御構之場)への立ち入りを禁ずる刑。追放。
- 35 着具(ちやくぐ)…用具を身につけること。特に、武装すること。
- 36 払物(はらいもの)…売り払うべき品物。売り払ってもいい不用品。
- 37 堀江太左衛門…



目で見て解かる時代小説用語 (fc2.com)  
看板文字は「おすいもの、御にさかな、さしみ、なべやき」

42 煮売屋 (にうりや) 手軽な食事と茶や酒を売った店。煮売茶屋ともいう。煮売の語は、浅井了意の『東海道名所記』(1661)に「在所により家によりて、国の名物、酒、さかな、煮売、焼売」とあるように、はじめは餅、だんご、あるいは魚などを焼いて売る焼売に対して、魚や野菜の煮物を売る商売をいって、江戸では明暦の大火(1657)以後、復興事業のために地方から流入した労働者相手に煮売屋が急増し、飲酒にともなう事件が多発したのであろう、1661年(寛文1)には振売をも含めて煮売屋の夜間営業が禁止された。以後も再三夜間営業に対する禁令が出されているが、煮売屋の数はふえる一方だったようで、『飛鳥川』(1810)は「両国ばかりに何軒といふ数を知らず」と書いている。業態はいろいろで、野菜、豆腐、こんにゃくなどの煮しめや煮豆を売るだけの店はやがて菜屋が、惣菜屋、煮豆屋などと呼ばれるようになり、酒を飲ませるために、さかな(肴)となるものをあわせ売った店は煮売酒屋と呼ぶこともあった。上方でも事情はほぼ同じだったと思われるが、煮売屋といえばタコというほどで、タコの煮つけに人気があったようである。井原西鶴は京都伏見の船着場に「たきゴボウ」を売りに行く男の話を書いているが、その伏見と大坂を結ぶ淀川の乗合船を相手に独特の商売をしたのが枚方船の「くらわんか舟」であった。船の船員や乗客に対して酒食を売った煮売舟は各所に見られたが、枚方のそれは『東海道中膝栗毛』が描くように「めしくらはんかい、酒のまんかい」と、乱暴、がきつな物言いをするのが名物で、「くらわんか舟」と呼ばれていた。



『嚴島図会』巻二(『宮島町史』資料編・地誌紀行I)



図1 嚴島門前町概略図 (大願寺所蔵島絵図より作成) 池田道人「嚴島門前町の形成と展開」(野坂元良編『嚴島信仰事典』(戎光祥出版))

「十九日早晨

酢和会

蓮根

御皿 莖蕪

木耳

大根

けん 柚の花

すめ

御汁 苞豆腐

結昆布

小しめたけ

めうか小口

くつ煮

玉麩

御坪 銀杏

さや豆

おろし生姜

御飯

御香物

油揚

筍

落

御平

山薯蕷

三ツ葉

葉山椒

御菓子

焼饅頭

巻煎餅

干くわし

以上

夕 御茶

さや豆飯

「同日、芝山様方御到

来

御短冊掛 一

洛焼重蓋物 一

外二御家司・御用人江

一黒漆時絵硯蓋

一

右御家司へ

一檀紙張文匣 一

一殿中扇 五本 宛

右御用人三人へ

○十九日、癸巳、晴、薄暑、夕曇、「例時出勤、九時過退、

「於京都之山宮内大輔様昌姫様へ去冬御銀被進候為御答

礼、宮内大輔様方御到来物被為在、御家司・御用人へも夫々頂

戴物被仰付、予も左之通頂戴仕ル也

文匣 一 扇子 五本

「堀尾精一郎弥明日白島屋敷へ引遷候由二而為暇乞入来、

同人室并老室も同断見へる、昨今為助情千代吉遣ス也、

「夕射場へ出ル、「来ル廿一日潤誓願御祥月之処、廿日御入治之

御相伴二罷越候筈、殊此節慈君御留守中旁都合悪敷

候二付、今朝祭祀仕、如恒規宿戒・早起・献膳仕ル也、且又

休誓願も如例配祀仕候也

○廿日、甲午、朝曇雨落後晴、薄暑、「今日より

己斐村石風呂へ為御入治御出被遊、予も御相伴仕候二付、四時

過方罷越、日之入頃帰ル

○廿一日、乙未、曇、涼、夜雨、「例時出勤、四時過退、

直二石風呂江行、夕七半時頃帰宅、「今日御祥月一昨記二有之通也

○廿二日、丙申、曇後晴、涼、「朝素読所講釈へ出

席、帰而直二出勤、四時過方己斐村へ行、日之入頃帰宅、行掛

西向寺へ参詣致ス也、「京師貴名氏方客冬以来之浄書帰ル

○廿三日、丁酉、晴、薄暑、「四時頃方石風呂へ行、日之

入過帰、「辻清人入来之由、

「六丁目様方御庭前之秋田蔭頂戴被仰付、見事成落也

○廿四日、戊戌、快晴、薄暑、「例時出勤、四時過方石風呂へ

参、日之入頃帰、行掛西向寺へ参詣、「手製之乾餅を焼、石風

呂二而御慰二無屹差上ル也

○廿五日、己亥、快晴、薄暑、「今朝幾二郎幟を立、

田中実五郎来、手伝呉る也、「例時出勤、夫方石風呂へ参、同所二而

大石餅御分賜被仰付、外御相手之者方申値差上候由也、日入

頃帰ル、「幾二郎夜前以来少々微熱有之、口中を痛候様子二而

終日乳を不飲、全火之事与相見也、気者随分軽方也

○廿六日、庚子、快晴、薄暑、「四時頃方石風呂へ行

同所二而周防様方御見舞二被進候由、御鮎并始御吸物御した

頂戴被仰付也、今日者出衛様御見舞与して御出被成

間二而罷出、御機嫌相伺也、暮前帰、「水谷又左衛門殿御出被成、

酒を出、暫御咄被成、福田直右衛門殿方一件二付御咄事有之、何分

「廿五日、石州津和野

亀井侯御城下先日

大火、御城を始、御家

中・町家共不残焼

失、寺三ヶ寺残り候

而已、希代之珍事ニ

有之由風説也、

未虚を不知

(表脱力)

先方答振甚つまらぬ様子也、「幾三郎今日者益気輕二候へ共、  
不相更乳を者終日不飲、尤夜前一度飲也、飯者少宛喰、熱も醒候也

〇廿五日、石州津和野  
 亀井侯御城下先日  
 大火、御城を始、御家  
 中・町家共不残焼  
 失、寺三ヶ寺残り候  
 而已、希代之珍事ニ  
 有之由風説也、  
 未虚を不知  
 (表脱力)

先方答振甚つまらぬ様子也、「幾三郎今日者益気輕二候へ共、  
 不相更乳を者終日不飲、尤夜前一度飲也、飯者少宛喰、熱も醒候也

〇廿五日、石州津和野  
 亀井侯御城下先日  
 大火、御城を始、御家  
 中・町家共不残焼  
 失、寺三ヶ寺残り候  
 而已、希代之珍事ニ  
 有之由風説也、  
 未虚を不知  
 (表脱力)

令和六年二月例会資料（一月分後追い）

家乗嘉永六年 四月朔日〜四月十三日

一、先月の解説文活字読みの確認点？

二、指摘・意見・質問・他

① 四月二日『大蔵一件』

天保十年外篇巻2二月廿二日頭書「水谷養子者公儀御中小姓廿日市口屋番

福田直右衛門殿弟、名大蔵、新婦者嫡女也

嘉永四年十一月十八日「所存二不叶・・・廿三日「大蔵義常二心得不宜二

付願出之通御扶持方被召上候由之被仰付也、依之大蔵義者今晚直二

実家福田直右衛門殿方江為逗留罷越：十二月末「大蔵離縁之一件今

以福田之方承知之返答無之、

嘉永七年八月廿五日「兼而御頼之福田直右衛門殿弟一件、・・・

安政二年十二月十六日「水谷二而深更迄咄帰ル、同方二而者福田差纏一件此

余表向之取計（虫損）二相成候之外有之間敷与相考候二付、其運ひ方

御咄合申置也

安政三年四月十一日「水谷へ見舞帰ル・・・水谷之方大蔵離縁之達も兼而

之通相濟、道具も去月十七日船便二福田江送り戻し、何も相濟御安

心之由御咄被成也

右の通り、大蔵は福田直右衛門の弟であり、この一件が解決したのは安政三年のことである。

因に、安政五年十月水谷又左衛門亡き後、家督を継いだ八十郎は：

弘化三年十一月十八日「大蔵妻（又左衛門嫡女）一昨日安産、男子出

生之旨為知来ル也

嘉永四年一月十九日「夕水谷へ祝詞・見舞旁二行・・・有饗、又左衛門

殿御年賀之延引且八十郎袴着祝之延引相兼而之御祝意之由也

：の記により大蔵の息子であり又左衛門の孫と推察される。跡目相続当時

十三歳と幼く、文久二年十七歳の時前髪を取っている。

安政五年十月九日「又左衛門殿百三拾石之跡、知行高百拾五石、御馬

廻り、幼年中年頭・歳暮・節句・朔望之外平日不及出仕

② 寺西要人・水谷大蔵

要人・・・かなめ（東百官名）・かねと・かなと・としひと等  
大蔵・・・おくら（百官名）・だいぞう・たいぞう等

福田直右衛門の父親は「伝蔵（でんぞう）」です。だいぞうかもしれません。  
（「おくら」は少々「たいぞう」な気が？）

③ 四月八日「餞意を寓し」

餞・セン・はなむけ

寓する・・・1 仮住まいする。 2 他にかこつけて意味を持たせる。 託する。

④ 四月十三日頭書「一廉有之役談候者」

候者・・・そろろうは 「候はば」の略（実務の友近世古文書用語検索システム）

⑤ 四月十四日「他適」⇨他行

適・・・テキ ①かなう。ふさわしい。あてはまる。②心にながう。こころよい。「快適」③ゆく。おもむく。「適従」④たまたま。

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 B1班 吉岡大介さんが一月例会を以て退会されました。

◇ 次例会は、三月九日（第2土曜日）午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A4班及びB5班です。

四月例会は十三日（第2土曜日）です。

五月例会は十一日（第2土曜日）です。

\*\*\*\*\* 萬津箱 \*\*\*\*\* (余談) \*\*\*\*\*

己斐石風呂 (参考・・・広島史話伝説第三集中 浅野藩公も愛用した己斐石風呂)

浅野藩公が紀州から御国替えのとき同行した「江信」なる人物につくらせ

たといわれている。浅野氏入国当時の己斐新山は旧己斐橋近く迄出ており、

その足元は海であった筈。山腹に直径一坪の穴をあけ、その奥に高さ約二

坪六畳ほどの石室を三部屋造った。熱風呂・中風呂・ぬる風呂である。こ

の石室で山から集めた松葉を燃やし、熱灰の上に海から採った「藻草」を

敷き詰める。その効き目を見た人たちは、今のサウナブームの様に各地に

石風呂を造った。廿日市・仁保・牛田・・・己斐は広島県の石風呂元祖である。

1921年(大正10年)頃の己斐町の鳥瞰図

画：北条正



丹那の石風呂も、忠海の石風呂「岩乃屋」も閉じてしまい、広島から石風呂が消えてしまいました。一度くらいは経験して置けばよかった！



梶川銀次郎……天保6(1835)奥詰③95B6  
 天保7(1836)薩方頭取③71B15  
 天保7(1836)留守居③49B14  
 留守居③233A1

天保14(1843)歩行頭次席③63A22  
 文久2(1862)大小姓組頭格/次席  
 ③44B3  
 慶応元(1865)用人並③43B5

用人並(留守居)③232A1  
 用人並(留守居役)③110A3、③55  
 (文政8父金太郎家督)  
 留守居③111A1、③57

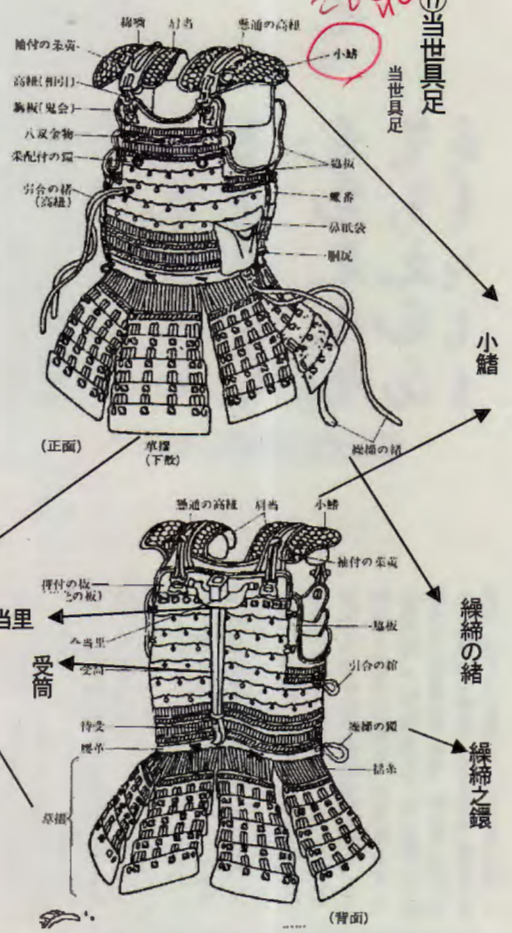
②③ 上野田権蔵……嘉永5(1852)伏見屋教番③108B9  
 上野田孝太郎……馬廻③248B3

↑ ②③ 高橋新一編『芸藩輯要』人名索引

- ②④ 高橋新一編『芸藩輯要』人名索引
- ②⑤ 竟日(きょうじつ)……(竟)は終わるの意。終日。一日中。ひねもす。
- ②⑥ 五月二日
- ②⑦ 流槍術指南、万延元年(一八六〇)十月目付筆頭。
- ②⑧ 山田多喜登……家老東城浅野家士。嘉永七年(一八五四)閏七月目付免。安政三年十一月御側詰。日参、同五年四月目付。同六年九月武内純介死去により香取
- ②⑨ 茶巾餅(ちやきんもち)……(「しゃきんもち(砂金餅)」の変化した語)餅に餡(あん)を包み、焼目をつけた餅菓子。茶巾。
- ②⑩ 万年屋利三郎……己斐村石風呂の亭主。慶応三年時には万年屋平助となっているので、改名したか、代替わりしたと思われる。
- ②⑪ 御揚(おあがり)風呂……湯治を行う期間や入浴作法などはおおむね決まっていた。たとえば、中世にはすでに七日間を一廻りと教えて最小単位とし、少なくとも三廻り(二十一日間)は湯治を行うべきであると認識されていました。
- ②⑫ 第一章 湯治場としての温泉 本の万華鏡 第23回 本から広がる温泉の世
- ②⑬ 界一国立国会図書館 (ndl.go.jp)
- ②⑭ 万年屋利三郎……己斐村石風呂の亭主。慶応三年時には万年屋平助となっているので、改名したか、代替わりしたと思われる。
- ②⑮ 茶巾餅(ちやきんもち)……(「しゃきんもち(砂金餅)」の変化した語)餅に餡(あん)を包み、焼目をつけた餅菓子。茶巾。
- ②⑯ 山田多喜登……家老東城浅野家士。嘉永七年(一八五四)閏七月目付免。安政三年十一月御側詰。日参、同五年四月目付。同六年九月武内純介死去により香取
- ②⑰ 流槍術指南、万延元年(一八六〇)十月目付筆頭。
- ②⑱ 五月二日
- ②⑲ 竟日(きょうじつ)……(竟)は終わるの意。終日。一日中。ひねもす。

④ 四月廿九日

『国史大辞典』(吉川弘文館)



⑧ 質(しつ) 質(しつ) 質(しつ)

『異体字解説字典』(柏書房)

②⑹ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑺ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑻ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑿ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑿ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑿ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑿ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑿ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑿ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑿ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

②⑿ 如何様(いかさま)……①(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。②(副)「いかさまにも」の略から。①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんとしても。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかにも。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。④(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。いんちき。ぺてん。

# 臈当

臈当 (すねあて) 下肢部を防御します。使われる篠や板は奇数が一般的ですが、例外もあります。

片箱 (かたばこ) 箱壹個を片箱といい、二個ならべ持たするを対箱という。徒の先に持たするは先箱にして、馬、乗物等自身の跡に持たするを跡箱と唱う (近世こもんじょ館方)

## 1 兜鉢



頭形兜

筋兜

星兜

## 2 百重刺し

赤ペンの様に螺旋状に細かく糸で縫い、周りから引き絞って、帽子の形にする。



## 3 猿頬・垂

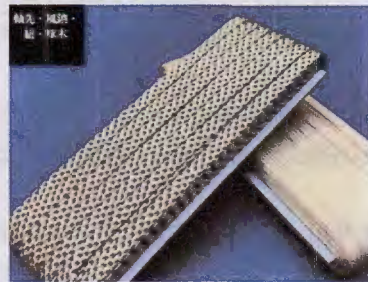
猿頬

半首

垂



## 4 啄木組紐



## 5 小簾&立領

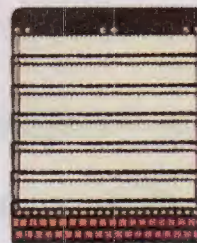
肩上 (わだかみ)



## 6 毛引絨・素懸絨の袖

(家乗の着具に袖は附属していません。)

Q

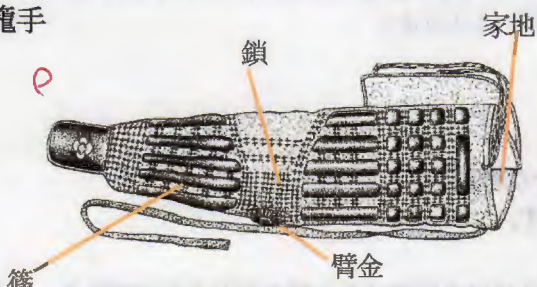


けびきおとし  
毛引絨



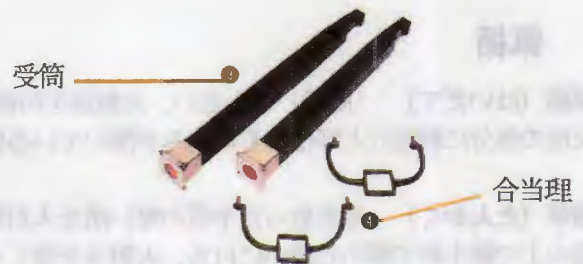
すかけおとし  
素懸絨

## 7 篠籠手



篠の形・数、配置は千差万別です。又この手甲は家乗の物とは形が違います。

## 8 合当理と受筒



(参考: 具足櫓・しげ部・ホームメイド・名古屋刀剣ワールド・コトバンク・wiki・・・等)

耳糸 (みみいと) 各札板 (さねいた) の両端を縦に緘ている緘糸

12  
13 家地 (いえじ) 甲冑類に用いる布・綿類を言います。特に籠手・臑当・佩楯にはほとんど必ず使用されています

14 啄木組 (たくぼくぐみ) 紐の組み方の一つで、白・萌黄・紫などの糸を交えて斑模様に組んだものを言います。啄木鳥がついばんだ木の模様に似ていることからこう呼ばれます。→『写真4』  
紺・白・萌黄・紫の四色の色系を取り合わせて組んだものは特に「四色啄木 (ししきたくぼく)」と呼ばれます。

小鱗 (こびれ) 肩上の外端に付き、肩を守る鱗状の防具で、一枚鉄製・三段札板製・鎖製などがあります。また、肩当に襟廻 (立襟) と共に縫い付けた物や、蝶番で付けた物などもあるようです。→『写真5』

15 小札・小実 (こざね) 甲冑を構成している小さな短冊状の板のこと

17 繰締の緒 (くりじめのお) 鎧や具足の胴の下端につけ、繰締の鑑に通して締め、胴を身体に密着させるためのひも。繰締の本緒 (もとのお)・胴先の緒。

18 練繰 (ねりぐり) 撚りをかけていない絹糸

立領 (たてえり) 立て襟。

草摺 (くさずり) 当世具足では「下散 (げさん)」とも言い、腰から上脚部を防御します。通常は揺絲 (ゆるぎのいと) を使って胴に接続されますが、腰韋附と呼ばれる形式もあります。一片を一間 (いっけん) と言ひ、当世具足では七間、大鎧では四間の場合が普通です。

受筒 (うけづつ) 指物を挿入する筒です。筒には四角と丸の形式があるほか、指物を二本同時にさす「二本指物」用に二股に分かれた物なども有ります。

合当理 (がったり) 当世具足には欠かせない物で、指物を挿入する受筒の上部を支える部品のことを言います。受筒の差込口が四角い形状のものを「角合当理」、丸い形状ものを「丸合当理」と呼びます。→『写真8』  
そのほか姜 (はじかみ) 合当理や板合当理と呼ばれるものも有ります。

待受 (まちうけ) 受筒の下部を差し込み、胴に固定するための部品。

## 小手・籠手

籠手・小手 (こて) 二の腕・小手・手の甲迄を防御します。大きく筒籠手・篠籠手・瓢籠手・鎖籠手に分けられます。

篠 (しの) 籠手・臑当・佩楯などに使われた長細く四角い板棒状の部品を言ひ、大きさによって「大篠」・「小篠」に分けられます。表面の平らな物を「平篠」、鎬を立てた物を「角篠」、ふくらみのある物を「丸篠」など多くの形がありました。板所の一つとされます。→『図7』 (肩先蝶番は不明。小鱗の項の物と同様肩へへの留め具かも)

筏 (いかだ) 籠手・膝当などに使われた座盤のひとつで、篠の1/3~1/4の長さの物を特にこう呼びます。篠筏・角筏・花筏・・・等々色々あります。 掬皮=揉革 (もみかわ)

## 佩楯

○ 佩楯 (はいだて) 「膝鎧」とも言い、大腿部を防御します。様々な種類が有ります。家地の部分に鞭差穴と呼ばれる切込みが開いている場合が有ります。

28 鍛革 (たんかく) 毛を取った牛革の厚い所を入用程取って2~3日白水中に漬けると厚さが七八分が増える。これを平盤の上で鉄小槌で端から静かに打ち、火熨斗を強くして懸ける・・・以下略 (京極家鍛革秘伝之巻方)

練革 (ねりかわ) 牛の生革を火であぶり、又は膠を溶いた水に浸して柔らかくし、複数枚重ねて鉄槌で叩き互いに密着させ、乾燥させて作った革のこと。

# 甲冑用語

## 冑・兜

- 1 冑鉢 (かぶとばち) 頭を守る部分。頭形兜・星兜・筋兜・桃形・烏帽子型等多種多様です。→『図1』  
頭形兜 (ずなりかぶと) 文字通り頭の形をした兜を指します。広い意味では筋兜なども含まれますが、江戸時代以降からは特に室町時代末期より行われた、三枚張や五枚張の新しい形式の兜鉢を指すようになりました。
- 2 鍔 (しころ) 鉢に付けられたしころを鉢付板、その取り付ける鍔を鉢付鍔、次を第二の板、菱縫の板まで3枚である場合は三枚兜、5枚である場合は五枚兜という。  
花塗りは、塗って研磨しない艶塗りのこと。
- 3 素懸威 (すがけおどし) 威しの手法の一つで、二本の糸を用い、間をあけて所々を下段へ縦取威のように垂直に威して行く手法を言います。絨糸が荒く見えます。→『写真6』
- 4 鉢の裏側には通常韋 (なめしがわ) などを張り裏張と呼んでいたが、鉢裏と裏張の間に緩衝材を入れるようになり、さらには鉢裏との間に空間を設けて韋または布を張る浮張 (うけばり) が生まれた。  
百重刺し (ももえざし) 重ねた布を螺旋状に糸で細かく縫って、平面の布を帽子型に絞り浮張に仕立てる技法『写真2』←鉢の裏側。百重刺しを施した布の浮張。←(家乗では「受裏」と)
- 5 忍緒 (しのびのお) 兜鉢には兜の緒、忍緒と呼ばれる紐をとりつけ、頭部を固定するために顎で結ぶ。  
鼓のしらべ (つづみのしらべ) 能などで用いられる楽器、鼓 (大鼓、太鼓、小鼓) に使用される紐のことである。能の世界では単に「しらべ」と呼ばれることが多い。調べ緒とも表記される
- 6 立物 (たてもの) 兜に付ける装飾で、「験金 (しるしがね)」とも言います。  
兜の前方に付ける物を「前立」、両脇に付ける物を「脇立」、後方に付ける物を「後立」、頭上に付ける物を「頭立」と呼んでいます。

## 頬当・面具

- 猿頬 (さるぼお) ①: 燕頬と同じく半頬の一つですが、顎から両頬のラインだけでなく、頬の部分までを覆うようにした物のことです。形が猿の顔の毛の生え際に似ているのでこう呼ばれます。「猿面」とも言います。  
②: 半首 (はつむり・はっぷり) のこと。(家乗の場合は①) →『写真3』
- 垂 (すが) 「須賀」・「下げ」・「たれ」とも言います。面具の顎下に付いて喉から胸元までを防御します。喉や胸元を護る防具には他に喉輪や曲輪などが有ります。(家乗では「涎掛」と) →『写真3』

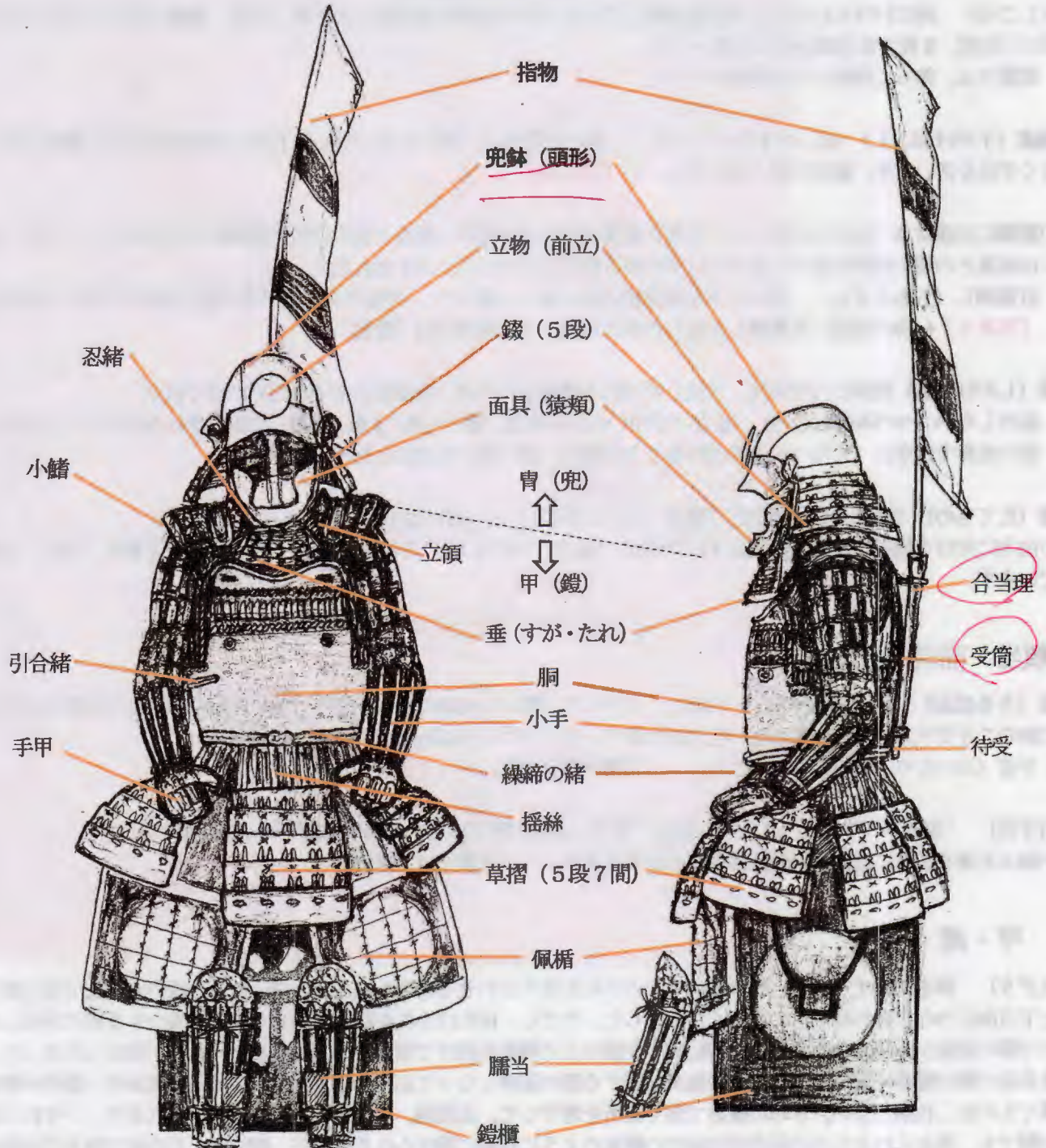
## 甲・鎧

胴 (どう) 体を防御するもの。胴は前代までの小札を綴り合わせるものも残る一方で、煉革や鉄の一枚板である板札を上下方向につなぎ合わせたものが多くなりました。ただし、板札は小札を綴り合わせたものと異なり柔軟に屈曲しないので胴の着脱が困難となります。その為、胴の左脇などに蝶番を設けて開閉自在にするなどの工夫が加えられました。当世具足の胴は蝶番で繋がれた胴部品の数で分類する際の基準となっており、例えば、胴の前面と背面を一箇所の蝶番で繋ぐものを二枚胴と云い、さらに蝶番で繋ぐ箇所を増やして、五枚胴、六枚胴としたものもみられます。いずれの形式の胴でも、体を入れるための引合部は前代の胴丸のように右脇に開けられるものが一般的で、引合緒で胴上部を締め閉じます。(一枚胴は不明です。胴丸・腹巻或いは仏胴の形式の胴かもしれません。糟塗も不明です。)

⑩ 足掻胴 (あがきどう) 別名を「海老胴」とも言います。  
横柄の桶側胴で各板を鍔で固定せずに鍔穴を縦に長くし、その中を鍔が上下にスライド出来るように工夫された胴のことです。通常の立胴と違って屈伸出来ると言う利点があります。→(足掻)

⑪ 毛引絨 (けびきおどし) 威しの手法の一つで、一枚の小札に対し一行を威し、次々と横に上下を「W」字状に威して行く手法を言います。絨糸が蜜に見えます。→『写真6』

# 当世具足



甲冑の種類・構造・部分名称、どれも多様で纏めきれません。嘉永6年46頁の内容に沿って、戦国以降～江戸時代の甲冑の一形式、当世具足の用語を調べてみました。

但し、私の書くことは殆どネット頼りですから、間違いも有ると思います。ご容赦のほど・・・

(上の図は彦右衛門着具を想像で書いてみました。但し胴の形式は分かりません。適当です。兜に前立が付いています。臑当は家地有りです。指物も適当に描いて挿してみました。)

「廿七日、御祥月延

○廿七日、辛丑、快晴、薄暑、「今日信楽廟御祥月二

引二付

候得共、幾三郎前記之通少々申分も有之、且此節予石風呂へ

御菓子

日々罷越候故、祭祀者御断申上、来月七日常称君御祥月

夕 御茶

御一緒二献膳仕候筈也、「朝素読所会読へ出席、夫方一

豆飯

応御館へ出、直二石風呂へ行、途西向寺へ卒与参ル也、暮頃

「同日朝五時御用

帰宅、「朝昔馬之進見舞与して入来、幾三郎へ菓子を恵、何之

御扶持切米被

意を不知、迷惑也、「幾三郎今日者快、夜前以来者乳も能飲也、

一 召上、蟄居被

今朝松本良伯来診しくれる、格別之事二者無之由申也、

仰付

河野権六

「川木屋伊助先達而着具之私物を為見呉、全働具足にて、

右

全備之品二も無之、少々損しも有之候得共、惣体堅キ物与被相考、

思召之儀有之二付

其上出所を内々承候処、堀江太左衛門殿方出候而、同方故典膳殿之

「同日

頃方働用之具足二充置れ候物之由相違も無之趣二付、一応佐藤

一御暇 佃清賀

与三右衛門へも為見、相談いたし候処、同人考二も随分堅キ物与被相考

都而奉公并二ヶ津・

候之由、尤高料物二而者当時辻茂及も無之候へ共、とう敷下料二而

芸備両国住居

手二入可申様子二付、先日以来直乞をいたし、伊助も彼是働呉候而、約ル

御構

処金五両式朱二而先方被手放候事二相決候由、今日留守へ伊助申

右権六者近来兎角

来候由、年来之志願相違大慶之事共、仍而買入候方二相決也◇

飲食二耽、煮壳屋

着具覚書 (綴方)

這入杯致、其上近頃

頭形三枚刷、五枚綴、黒花塗、緘紺糸素掛、受裏

近辺御歩行組何某

百々指、忍緒鼓之しらへ、立物無之

之畠証文を語り出、

類当 猿類、涎掛五枚垂、黒塗裏朱、緘紺糸素掛

外へ質二入、金子を

一枚胴、胸腰背あかき付、惣黒糟塗、胸あかき

借入、巖島へ渡海、

紺糸毛引緘、腰同茶糸素掛緘、耳糸并緒処白

新町二而女郎を揚

甲 萌黄糸啄木打、小ひれ紺糸毛引緘、革小実、繰

大騒致、大分之

之緒萌黄ねり繰四ッ打、立領無之、草搦七枚、鍛

金子を遣候趣等

革紺糸素掛緘、受筒合離

相聞候由也、清賀者

篠鎖繫、筏手甲、臂隠肩先蝶番、惣地錆色

貧窮二付金銀

小手 鎖黒塗、家地紺麻布、手甲撥皮 緒処同上

取引不埒筋多有

佩楯 鍛革短冊、家地紺麻布

之候之由也、権六者

臍当 籐、家地無之

外二相組之者両二

右片箱入組、栗色塗損し箱也

人有之、夫等皆々

○廿八日、壬寅、曇、朝雨はらつく、「例時出勤、直二御断

悪党者二右様悪

石風呂へ罷越、日入頃帰、「昔馬之進石風呂見舞入来、「清人・万之進

道へ被誘入候由、可

来候由、「夜慈君中津屋方御戻り被成、周五送り来、宿ス、長々

啓事也

御逗留中何之御申分も無御坐候由也

「廿九日、此度御入治之

○廿九日、癸卯、晴、「四ツ時前方己斐村へ行、入夜帰宅、

御相伴人数左

今日二而十日之御入治御揚風呂被仰出、乍恐御相応被遊候由

之通り也

村上彦右衛門

渡辺雅登

佐藤益之丞

山崎右内

山田多喜登

長束茂兵衛

岩崎常介

渡辺四郎右衛門

小倉甚右衛門

松本良伯

三宅内外

吉本繁右衛門

外御跡風呂

山川熊賀

「去ル廿七日

一知行高百石

権蔵跡目

上野田孝太郎殿

「同十八日、於江戸

一御加増五拾石

梶川銀次郎殿

奉恐悦、予も御蔭ニ而殊外心持宜被存也、夕方御休息被為濟候

(筋力)候処ニ而雅登一緒ニ御前へ罷出、御入治無御滞被為濟候恐

悦申上、御相風呂之御受も申上ル也、風呂亭主万年屋利三郎へ

昨年之通雅登申合茶巾餅廿五遣之、「周五今朝帰ル

○卅日、甲辰、晴、「例時出勤、九半時頃退、

「山田多喜登・佐藤益之丞・小倉甚右衛門・渡辺四郎右衛門石風呂之

見舞・挨拶旁二来、矢野源内入来

五月 小

○朔日、乙巳、壬寅、晴、「例時出勤、九半時退、

○二日、丙午、癸卯、晴、朝罷後晴、薄曇、「渡辺雅登

午後方入来、習書竟日、夕茶漬飯を出ス、「丹羽庄司先達而

歡ニ參候謝入来、「夕矢野源内入来、奴可郡川西村山田善九郎

方庭前二三尺回り許之梅古木、土方壹尺四五寸上方当春幹へ

一面二花を生し、実を結候由、其实を皮共ニ剥取差越候由ニ而

見せる、如何様大なる幹ニ見へ候ニ、枝なくして花を生、実を結候者

予等初而見之、珍奇之事也

○三日、丁未、甲辰、晴、朝涼、「朝素読所講釈へ出席

直ニ出勤、九半時過退

○四日、戊申、乙巳、曇、冷氣、「例時出勤、夕八時前退

○五日、己未、丙午、曇、冷氣、「麻上下着、五時前出仕、

御登城前於御居間御祝詞申上、周防様江之御祝詞

於御次御用達迄申上、出衛様・高謙院様へ御祝詞も例

之通申上、御奥へも罷出、四時前退、「辻清人・森岡万之進入来

祝酒を出ス、「夜長喜三太来、其外出入之者少々来候由

○六日、庚酉、丁未、曇又晴、涼、「例時出勤、夕八時退、

「夜辻妹来宿、清人将来

令和六年三月例会資料(二月份後追い)  
家乗嘉永六年 四月十四日～四月廿六日

一、先月の解説文活字読みの確認点 ?

指摘・意見・質問・他

① 四月廿四日『無屹』の「くなし」を調べてみました。

「くなし」(接尾語 ク活用) (ク活用 く・く・し・き・けれ)

○(明解古語辞典) 他の語にそえて、ソノヨウナの意を表す語。

「いはば大切な(＝大切な)御首」

○(学研古語辞典) 「状態や性質を表す語に付いて」まことに…である。…の状態である。▽形容詞を作り、その語意を強める。

「うしろめたなし(＝うしろめたない)」「いとけ(幼)なし(＝幼い)」

○(古語辞典) 「はした端(端)なし」も「端(中途半端)」に右と同様な強調の「くなし」がついて、いかにも中途半端だ＝みつともない

○(国語辞典) でも「せわしない」＝「せわしい」や「切(せつ)ない」

＝「せつない」は右同様とおもわれる。

○(ジャパンナレッジ)・・・この否定の「ない」か強調の「ない」かということは、実はかなり紛らわしいことは確かである。実際、

強調の「ない」である「はしたない」を「無端(はしたなく)」などと「無い」と表記している『太平記』のような例も古くからある。

と云うことで、『無屹(度)』も本来は「屹度なく」であり、屹度の意味を強調した言い方なのではないでしょうか？ 小さな辞典とネット検索の末の答…これが正解かどうか分かりません。

齊彬公阿部正弘ト外国人取扱御談話 (東京大学史料編纂所) に

…無之様取締モ付可申儀ト 御安心ニ御委任被成置候儀ノ処追々無屹ト承込候ハ 彼国江差渡シ被置候守衛人数ノ儀…

御用済まし候は退散致し候様無急度は又達候事 (古文書を楽しむ会(横浜))

殿様此度無屹度郡中御廻在被遊、… (三原市史・言葉を面白狩る)

家乗だけかと思えば例は他にもありました。(長々と申し訳なし!!)

② 四月十五日

『毎時』:(いつ)でも

『時二取』(ときにとりて) 場合によって。その時にあたって

(明解古語辞典)

③ 2月例会の参考資料の一行目のタイトルを左の様に变更后下さい。

「嘉永六年「村上家乗」参考資料(令和6・2・24) 10」

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 B 6 班の後藤 昭さん・B 7 班の藤本早苗さんが2月例会を以

て退会されました。

◇ 本日例会後全体会を行います。

そのあと、役員引継ぎ・会費等の検討をいたしたいと思しますので、現役員、及び次期役員並びに次期班長はお残り下さい。

なるべく短時間で終わらせたいと思いますので宜しくお願い致します。

◇ 次例会は、四月十三日(第二土曜日)午後二時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A 5 班及びB 6 班です。

五月例会は、十一日(第二土曜日)です。

六月例会は、一日(第一土曜日)です。

◇ 四月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で今回より

1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください

\*\*\*\*\* 萬津箱 \*\*\*\*\* (余談) \*\*\*\*\*

全く家乗とは関係ありません。上の『無端』の

「端」を(はし)と読めば、(はしなし)＝「端無し」で否定の「無し」です。

(端無くも非)図らずも あじきなし・そぞろ等とも読むようです。

「端」を(はした)と読めば、(はしたなし)＝『端なし』であり、上に書いた

強調の「なし」です。本来は「無」ではありません。

昔、漢語の「無端」の意味「思いがけなく」とその訓読み「はしなく(も)」が重なり、そこに「はしたなし」も「無端」と絡み合っ此の様な面倒な

事になったようです。

(漢語語彙史の研究)



①  
 上は「広島市ーくさつ町 歴史の探訪マップ」の一部。  
 左の写真は2011年6月、グーグルマップストリートビューの切り抜きです。大石餅店は1998年に閉店しましたが、少なくとも2011年迄は跡地に説明版や石臼・大石などが残されていたようです。(奥の木の下)  
 次の2014年1月のストリートビューでは左の建物と共に更地となっていて、今は有りません。  
 石臼は草津公民館に今もあるかも？しれません。

◎五月二日

①竟日(きようじつ) ……(竟)は終わるの意 終日。一日中。ひねもす。

②奴可郡川西村…

川西村 東城町川西

戸宇村の東に位置する。元来当村内にあった東城の市街地区域が分離され、別の町方支配とされたため、当村は東城町を周囲から取囲むような形になっている。一般に東城町の北側を上川西、南側を下川西とよぶ。北西の諸原村から村内に流れる小奴可川は、北の栗田村から南流した栗田川を村内の元藤で合わせ東城川となり、東城川は上川西では村の中央部を東南流し、下川西では東端の川東村境を南流して久代村に入る。また戸宇村から東流する戸宇合川は下川西の波瀾(波瀾)沖で東城川に合流、久代村境を北東流する友末川(重川)も下川西の友末で東城川に合流する。集落は東城川に沿って開けた東城盆地の周辺に散在するほか、古く五品城のあった城山の麓で、近世には広島藩家老浅野孫左衛門屋敷(東城陣屋)が置かれた東城町の市街区域に接続する地域に密集する。

③三尺：約九〇・九cm

④(梅古木の)幹へ一面に花を生し…Q「梅林に梅を見に行きました。花は枝先に咲くものとはかり思っていたら、幹に直接ついているように見える花がありました。本を見ると、花や葉や枝になる芽は1番新しい枝の葉腋と茎頂につくと書いてありました。手近な木をみると確かにそのようです。でも切り株では根元の幹から芽や枝がでますよね。この梅の花はそれと同じことですか？」

A「前略」回答ですが、ウメの古い幹に花がついたり、切り株の幹から新梢が生じるのがついたり、まだ若い時期に休眠芽としてつくも多分潜伏芽によるものでしょう。つまり、まだ若い時期に休眠芽としてつくられた葉芽や花芽が潜伏芽として残ってしまい、年をへて、何かの刺激で目覚めたと考えられます。(回答は、JSPサイエンス・アドバイザー・勝見允行)

日本歴史地名体系 35 『広島県の地名』(平凡社)

⑤如何様(いかさま)…(1)(形動)状態、方法などについて疑問の意を表わす。どのよう。どんなふう。(2)(副)「いかさまにも」の略から ①自分の考えや叙述のたしかさを表わす。きつと。たしかに。どうみても。てつきり。②意志の強さを表わす。ぜひとも。なんと。③(感動)相手の意見を肯定して感動的に応接することば。いかに。そのとおり。ほんとに。なるほど。ごもつとも。(4)(名)いかにも本当らしく見せかけたもの。似せたもの。ごまかし。

いんちき。ぺてん。

◎五月七日

⑥天保十三年寅年御示し：彦右衛門の父星右衛門の「村上家乗」後編巻33は天保十三年(一八四二)二月二十五日で終わり、彦右衛門(角人)の家督前の「村上家乗」外編巻五(天保十二年)が欠落しているので、東城浅野家の「天保十三年寅年御示し」は具体的にはわからない。

この時期、広島藩財政は火の車状態で、藩は天保十二年四月、広島藩士に対して、向こう三年間の知行二つ物成(通常は五つ、半知で二つ五分)を申し渡すとともに、次のように質素儉約を命じている。東城浅野家では、翌年にそれに準じた質素儉約を命じたのであろう。

別紙に被仰出候通り、御勝手向必至と御差間に付當年より来る卯年迄三箇年之間向又御家中知行二つ物成御切米等も右に準じ減少被仰付彌、以可及難儀と御氣毒思召候得共、此御場合被為遊方も無之不被得止儀に付、銘々格別に艱難相盡取續御奉公可仕候事、

一質素節儉振之儀連々被仰出候通り被相守候儀は勿論之事に候當御年限中彌、以內輸取給等之儀、分限に不拘、如何様共銘々便利次第可被仕、外向へ係り候儀にても、着服供進等に至る迄、如何様作略を仕候共御免被下候事、

但、譬ば並寄合以上之輩、槍長柄傘等如何様に被減候共、素より不苦其以下共、右に准儀、其内時に取長柄傘等被持、三百石以上之輩槍被持候共、是又不苦、都而同御役一様に無之、格外減少被仕候共、銘々便利次第、尤御役成等并御加増拜領、右等御禮之節は格別の廉に付、供進格祿相應可被召連候事、

一都而旅行之輩、御供建たり共、供進減少、綿服被相用候共、不苦、末々にては別而、龜服相用候事、

一旅詰勤番之輩、時勢にて以前と違ひ、何となく暮向及超過候得共、此御場合之儀、古風に立戻萬端質素、寄合等之節、響應々間敷儀、堅無用に可被仕候末々にては別而、其心得可有之、御世話筋之儀は不被得止彌、増御手難被為、屈候間、銘々急度覺悟可有之候事、

一以前無之廉々其外共物に寄此上被差止候儀も可有之候事、

一上々も猶御勤辨御盡可被遊思召に候間、於精々御取給之義此上厚力入、

御爲筋之儀は無用捨被申出候事、

右之趣何れもへ申聞置候様御沙汰に候間、相組支配方へも精々可被申聞

候事、

四月

『広島市史』第三卷(大正十二年)

⑦酌取之婦人：いわゆる「酌婦」(料理屋や居酒屋などで酒の酌をする女。また、そのようによそおった売春婦)のこと

◎五月十一日

⑧見せ馬：①正月や祭の日に馬を飾ったり、走らせたりして、群衆に見せること。

②売るために、買手に見せる馬。また、往々にして別の馬を売るための見せかけに使われたところから、商売や約束などに用いる替玉の意にもいう。

⑨因州荒尾家：「因州」は鳥取藩。「荒尾家」は、

ア○格と職

| 階級名 | 格   | 式 | と | 職 | (定)人数                     |
|-----|---|---|---|---|---------------------------|
| 着座  | 荒尾(米子)・荒尾(倉吉)・和田・津田・鶴殿・乾・池田・池田・荒尾・荒尾の一〇家。着座 |   |   |   | 家の中から家老職に就職。但し、多少増減あり。一〇人 |

・家老は着座家のみから就職する。就職した場合、これを御職・当職という。若年の場合、御職見習を経て就任することもある。

①「家老とその業績」

| 池田兵庫介之貞 | 勝手掛根取         | 天保12・7・5 | 文化5・明治5・2 | ・嘉永元年、一二代慶永の藩政に当たって、旧勢力を矯正し、人材を登用し、藩政改革に着手。新田開拓。                                     |
|---------|---------------|----------|-----------|--|
| 荒尾駿河成軍  | 学校総督<br>勝手方根取 | 嘉永4・2    | 文政8       | 一二代慶永の信任が厚く、江戸の留守家老を勤めることが多かった。島羽、伏見の職が起ると、在京の成軍の決断で鳥取藩は薩長軍に加わり参戦。東北戦争には越後國軍監として出征。  |
| 荒尾但馬成裕  | 文事大奉行<br>(民政) | 嘉永4・11   | 文化10      | ・筆頭家老として重きをなす。討幕令が出されるにおよび、隠居していた成裕は再び政務に参手し、徳川の血縁の藩主の退隠・職職・筆頭勤王の方策を打出して鳥取藩の安泰をはかった。 |
|         |               | 明治2・10   | 明治11・11   |  |

『藩史大辞典』第6巻 中国・四国編 (雄山閣出版)

⑩渡辺宗右衛門：家老東城浅野家の家司。文化十年(一八一三)五月から家司役に昇進し、安政六年(一八五九)七月十四日に七十六歳で死去するまで、四十七年間勤めた。その子渡辺雅登は用人。

⑪仙寿院：渡辺宗右衛門の実母。翌嘉永七年七月に九十一歳で死去。

「嘉永七年七月」廿日(頭書)廿日、渡辺宗右衛門殿母義死去、当年九十一歳、誠二稀成果報厚き人と一統申值候事也

右母義病氣太切之趣達御職、御両殿様方為御尋宗右衛門へ奉文被下候由也

「廿二日(頭書)、渡辺氏母儀死去二付今日為御悔御尋御両殿様方御使者被下、御上屋敷方御兒小姓名倉求馬、御下より御側詰室角左源次相勤、表門通り罷越、玄関前白沙江家来兩人出迎、同式台へ取持御取次永井仲之助出迎、退出之節主人式台まで被送出候由也」

「村上家乗」続編卷十一(安政元年)

⑫服忌(ぶつき)：(喪服を着ることと汚れを忌んで慎むこと)の意。父母、その他、親族の死に際して一定期間喪に服すること。

服忌令 元文元年刊

他、親族の死に際して一定期間喪に服すること。

ア⑦ぶつきりょう 服忌令 近親者が死没した際、喪に服する期間を定めた江戸幕府の法令。服忌令は、その後、細部について数回の改正があり、八代將軍吉宗のとき、元文元年(一七三六)九月十五日の改訂令で最終的に確定した。

この改訂令は、親族の服忌を尊卑・親疎の程度によって六段階に分け、ここに規定された範囲の親族が原則的に親類とされ、種々の法的義務を課された別表参照。なお服忌の規定のほか、穢として産穢・血荒・流産・死穢・踏合・改葬の忌日規定が添えられている。幕府の服忌令は武士および庶民に適用されるもので、諸藩においてもおおむねこれが準用されている。ただし、公家では合制の系統を継いだ服忌制度が行われていた。明治維新後、明治七年(一八七四)十月十七日太政官第一〇八号布告において、公家の服忌制を廃して旧幕府制定の服忌令一本に統一されたが、その後、民法が制定されると親族関係を規定する法的意味は失われた。↓服忌(ぶつき)

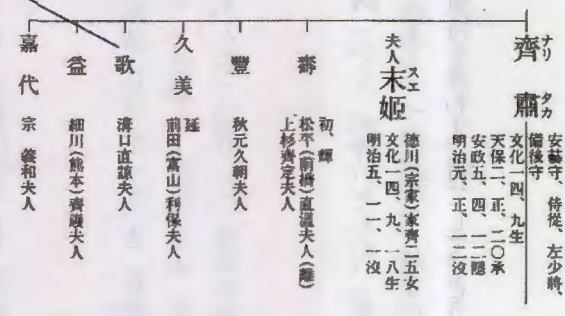


『国史大辞典』(吉川弘文館)

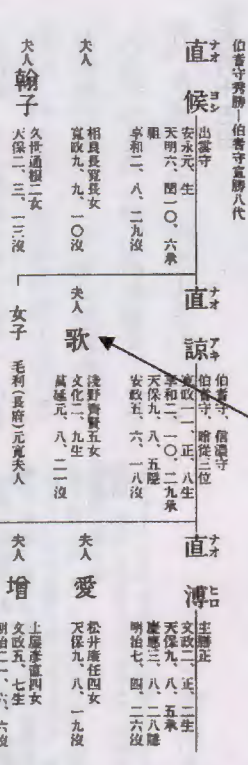
① 元元元年令の服忌規定

| 服忌期間 | 忌期間 | 親族の範囲   |
|------|-----|---|
| 一三ヵ月 | 五〇日 | 父母・離別の父母・養父母(遺跡相続・分地記当があった場合)・祖父母(嫡孫が承祖した場合)  |
| 一三ヵ月 | 三〇日 | 夫   |
| 一五〇日 | 三〇日 | 養父母(遺跡相続のない場合)・夫の父母・父方の祖父母  |
| 九〇日  | 二〇日 | 妻・嫡子・養子(嫡子と定められた場合)・母方の祖父母・父方の曾祖父母・父方の伯叔父姑・兄弟姉妹・嫡孫(承祖した場合)・嫡母・継父母・末子・養子(遺跡相続しない場合)・異父兄弟姉妹・嫡孫(承祖しない場合)・母方の伯叔父姑・父方の高祖父母 |
| 三〇日  | 一〇日 | 末孫・息子の曾孫・玄孫・従父兄弟姉妹・甥姪   |
| 七日   | 三日  |   |

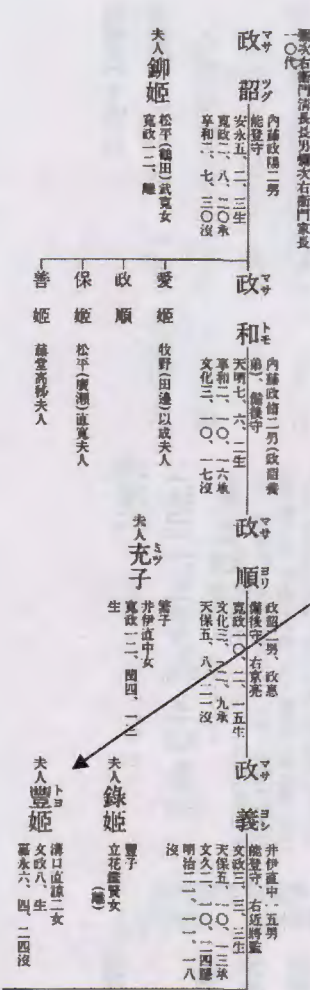
①④ 広島藩主浅野斉賢の子



①④ 新発田藩主溝口家系図



①④ 延岡藩主内藤家系図



①④『平成新修旧華族家系大成』(社団法人霞会館、吉川弘文館)

①③ 内藤能登守(政義)：日向国延岡藩(七万石)第七代藩主(一八二〇〜一八八)。実父は彦根藩主井伊直中で、井伊直弼の異母弟に当たる。正室は越後国新発田藩主溝口直諫の三女豊姫。

①④ 溝口様：越後国新発田藩主(十萬石)。当主は第一二代藩主直諫(なおひろ)。その父直諫(なおあき)の正室は広島藩主浅野斉賢の五女歌姫。

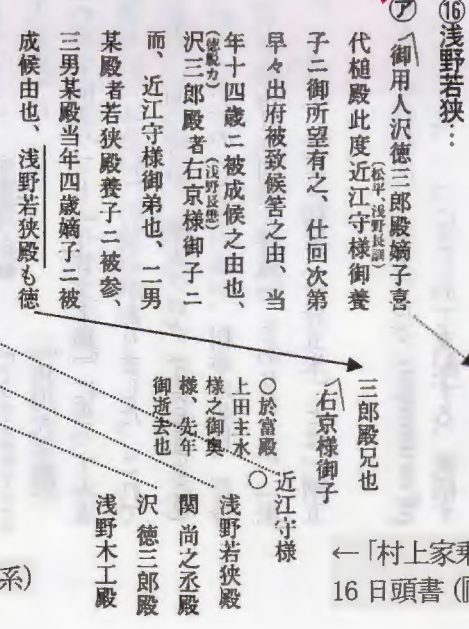
①⑤ 餅：コウ(カウ)。「古勞切」。「餅」。

①⑥ 糕(餅)：「糕」別名「餅」。米や小麦の粉を練って蒸した食品。(北史・燕通鑑)九月、九月、糕未好。

①⑦ 怡：「怡」。「興之初」。「怡」。

①⑧ 怡：「怡」。「興之初」。「怡」。

①⑥ 浅野若狭：五月十二日



①⑦ 『角川大辞源』

【草津餅の追記】(会員情報) 草津の大石餅は、今は廃業されてい

て、「草津まち交流広場」に石臼を寄贈され、置かれています。家の跡地は、宗教団体の会館が立っています。私の小さい時は、お正月前にはお餅買いに行っていました。



〔七日早晨〕

す和へ

れん根

油あけ

御皿  
こんにやく

胡瓜

大根

けん

すめ

苞とうふ

御汁  
結こんぶ

しゐ茸

めうか小口

葛煮

玉ふ

御坪  
銀杏

岩茸

おろし生姜

御飯

御香物

油揚 蔞

御平

新牛房

椎茸 山のいも

御菓子

焼饅頭

卷せんへい

枇杷

以上

夕 御茶

豌豆飯

〔十五日〕

夏至

〔同日渡辺氏年〕

賀を祝、玉菊酒

式升を贈、佐藤方も

辛 敷亥

○七日、戌申、曇又晴、薄暑、「常称廟御正忌、宿戒・

晨興・礼服・献膳・祭祀恒規之如相勤、信楽廟も先月

廿七日祭祀延引仕候付今朝奉配祀也、「早朝西向寺へ参詣、

〔素読所会説へ出席、直二出勤、八時頃退、「町方此節

又々稠敷俚約被仰出、何も去ル天保十二年寅年御示し有

之候通り、畢竟其後猶又流合ニ相成候故、重而被仰出候由、近来

酌取之婦人杯大流行ニ而、嚴島方も大分芸子等窃ニ渡世ニ

来居候由之処、夫等も嚴敷相止候由也

○八日、<sup>壬亥子</sup>丑酉、晴、薄暑、入梅、「夕方辻清人来、妹

帰ル、慈君も一緒御出、御宿し被成、清人へ酒酢を饗

○九日、<sup>癸丑</sup>庚辰、曇、「御内密稽古ニ付朝御馬場へ出、

四時頃相済、直二出勤、九半時退

○十日、<sup>甲丑寅</sup>辛巳、雨、「例時出勤、夕八時前退、「石井

寿兵衛倅岩榎手本を頼度由ニ而今日も来ル也

○十一日、<sup>乙寅卯</sup>壬午、晴、涼、「朝見せ馬有之、御馬場へ出ル、因

州荒尾冢之乗役門大夫与申者牽来候由ニ而乗也、「渡辺

宗右衛門殿方此度母堂仙寿院九十年賀、宗右衛門殿七十之賀内

祝被致候由ニ而祝膳一重ね被恵也、「内藤能登守様之御奥様

御病忌御養生不被成御卒去被成候二付、今日中諸事穩便二仕、火

之元別而念入候様御移檄出ル也、右御奥様者溝口様方御出被成候而、

殿様御姪之御続二被為在候也、依之御両殿様共御定式之

御服忌被為受候由也、「夕堀尾眠石転移何角之謝与して入来

○十二日、<sup>丙卯辰</sup>癸丑、曇、涼、「例時出勤、夕八時前退、尤今

朝浅野若狭殿此間江戸方被罷帰、御意御達与して御出二付

出勤者例時方早く出候事、「桑原吉郎二入来、「夜慈君

○十三日、<sup>丁巳</sup>甲寅、曇又晴、薄暑、「朝素読所講釈へ

出席、直二出勤、九半時頃退

○十四日、<sup>戊巳午</sup>乙卯、曇、覚向暑、「午後堀尾へ転徙之怡二

行、菅馬之進・伊藤徳之助を訪、山県兵太郎・桑原内蔵二・桂

辰馬へ先達而之怡二行、吉本繁右衛門へも同断、辻・藤川へも見舞・

挨拶旁二行、辻二者酒飯出ル、帰り堀尾へ寄、<sup>(基鹿丸)</sup>囲、岩崎常介も

来ル、夕酒出ル、入夜帰

○十五日、<sup>己未</sup>丙辰、時々暴雨、「例時出勤、九半時頃退

同様也、尤予者詩  
并書を認、添而贈也

「渡辺氏母子年賀今日内祝被致候由二而夕方被招行、段々有饗  
深更帰ル、佐藤与三右衛門父子、堀尾眠石夫婦、石井園蔵、井沢寿体  
星野正大夫、岩崎常介、長喜大夫夫婦・喜三太、大島五兵衛、渡辺  
四郎右衛門、小倉甚右衛門母子、山村静人、横関蔵二郎并横関室・

後室等会也

庚未申

○十六日、廿巳、曇、向暑、「御寄合二付例時方早出勤、夕

八時前退、「夕妙慶院へ参詣、渡辺へ昨夕之謝二行、尤台所

「十九日

二而申置也、「夕堀尾老室人来、「今朝有雷鳴

一御役御免

辛午酉申(酉方)

竹本友之丞殿

○十七日、戌巳、雨夜大二降

思召有之二付

○十八日、丑未、雨終日大二降、河水も出候由二候得共不至備

右者去ル二月廿三日之

防、「朝素説所へ出席、夫方直二出勤、九半時退

頭書二有之一条二依て

○十九日、辰申、雨罷、涼甚、「朝六丁目御館江為伺

之事之由也

御機嫌罷出ル、九時前帰、直二出勤、九半時頃退

一知行高百五拾石

○廿日、未戌、晴、涼、夕曇、「午鼓前方渡辺へ習書

虎二郎跡目

百々兵之進殿

二行、茶出ル、暮前帰ル、「堀尾眠石此間参候謝入来之由

令和六年四月例会資料(二月份後追い)

家乗嘉永六年 四月二十七日〜四月卅日

一、先月の解説文活字読みの確認点

二、指摘・意見・質問・他

○ ① 廿六日最終行『不相更』の読み：質問がありました。

(あいかわらず)でせう。

○ ② 廿七日2行目『申分』先例会補足

申分(もうしぶん)：①不平・不満に思う点。非難すべき点。欠点。

② 物事を申し立てること。また、その内容。

家乗では、健康状態が良くない時や何か差し障りがある時に「具合がよくない」程度の意味でつかわれているようです。(先生解説)

廿九日の「申分(もうしぶん)」も「特に言う程の事も無かった」か「申しぶん無し」非難点が無い＝良好であった＝概ね機嫌よく過ごされた

○ ③ 廿七日7行目『迷惑』

国語辞典では、「ある行為がもとで、他の人が不利益を受けたり、不快を感じたりすること。」と、嫌がる様子ですが、

古語辞典では、「どうしてよいか迷う事」「途方に暮れること。困惑。当惑」と、戸惑う：位の感じですが。

「菓子なぞ持って来おって、迷惑じゃ」ではなく、「菓子をくれたが、何でか分らん。どーしよーかの〜」くらいの意ではないかと思えます。菅馬之進は用達で彦右衛門も割合付き合いです。突き返さんばかりの「迷惑じゃ！」ではないでしょう。

○ 序に廿七日5行目『卒与』(そつと) 以前にも書きましたが

国語辞典では、「音をたてないようになにかをすること。窃に何かを行ふこと。」と、コソコソ・・・した感じですが。

漢和辞典では、「卒」にわか・あわただし・・・

古語辞典では、「そつと」にちよつと・すこし・わずかばかり

家乗では、コソコソする必要が無い場合に「卒与」が使われています。

「ちよつと」そこまで来たついでに寄ったんじゃないかと「直ぐ帰るけーね」と立ち寄ったのではないのでしょうか？

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 A8班の仁保 巧さんと 三浦 忍さんが三月例会を以て退会されました。

入会 (失礼ですが敬称を省略しております。)

阿賀岡 希子 天羽 佳緒里 枝元 咲 川上 勤 川口 真由美

杉山 博之 高木 総 高士 義則 中林 慶光 山本 浩美

渡辺 敏明 以上11名の方が入会されます。

◇ 新役員が決まりました。

幹事：諸富さん(B7)、副幹事：横村さん(A8)、

会計：入江さん(B8)、監査：城さん(A7)

と決まりました。承認、宜しくお願い致します。

◇ 年度替わりに際し役員交代・会費等全体会に報告いたしたいと思えますので、本日、会の前後に少々お時間を頂きたいと思えます。

又閉会后、新旧役員並びに新班長は引継ぎなどの為お残りください。よろしくお願いいたします。お時間は取らないように致します。

◇ この封筒に記入用紙を同封して置きますので、出来れば本日中に班長のメールアドレス(緊急連絡や休会時の資料送付用)を記入してお返しいたください。(班長変更無しの場合には封入してありません)

班員の住所・電話番号等の間違いがあれば八田迄お知らせください。

◇ 次例会は、五月十一日(第2土曜日)午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A6班及びB7班です。

六月例会は、一日(第1土曜日)です。  
七月例会は、6日(第1土曜日)です。

◇ 今月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より

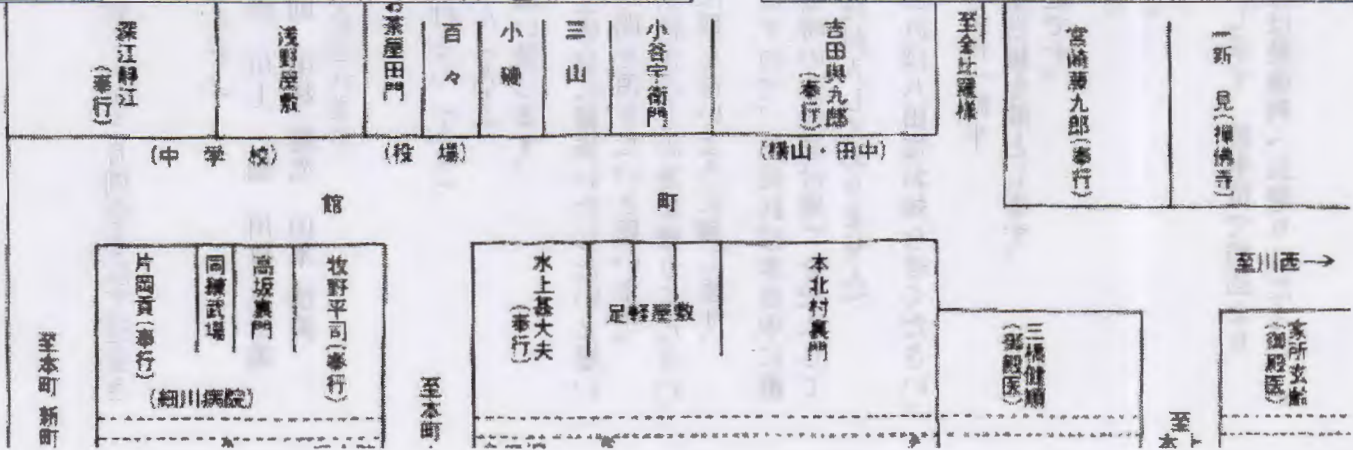
1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください



五月二日「奴可郡川西村」⇨東城町川西  
ついでに  
東城浅野家屋敷と与力六奉行の屋敷



東城町武家屋敷想像図 (明治初年)  
(東城小学校創立百周年記念誌刊行委員会)



「七日早晨

す和へ

れん根

油あけ

御皿  
こんにやく

大根  
胡瓜

けん

すめ

苞とうふ

御汁

結こんふ

しの茸

めうか小口

葛煮

玉ふ

御坪  
銀杏

岩茸

おろし生姜

御飯

御香油

油揚 蔞

御平

新牛房

椎茸 山のいも

三葉二山椒

御菓子

焼饅頭

巻せんへい

枇杷

以上

夕 御茶

豌豆飯

「十五日

夏至

「同日渡辺氏年

賀を祝、玉菊酒

式升を贈、佐藤方も

○七日、<sup>辛 戲</sup>戲申、曇又晴、薄暑、「常称廟御正忌、宿戒・晨興・礼服・献膳・祭祀恒規之如相勤、信楽廟も先月

廿七日祭祀延引仕候付今朝奉配祀也、「早朝西向寺へ参詣「素読所会読へ出席、直二出勤、八時頃退、「町方此節

又々稠敷儉約被仰出、何も去ル天保十三年寅年御示し有之候通り、畢竟其後猶又流合二相成候故、重而被仰出候由、近来酌取之婦人杯大流行二而、殿島方も大分芸子等窃二渡世二

来居候由之处、夫等も殿敷相止候由也

○八日、<sup>壬 亥子</sup>申酉、晴、薄暑、入梅、「夕方辻清人来、妹

帰ル、慈君も一緒御出、御宿し被成、清人へ酒鮓を饗

○九日、<sup>癸 丑</sup>庚辰、曇、「御内密稽古二付朝御馬場へ出、

四時頃相済、直二出勤、九半時退

○十日、<sup>甲 丑寅</sup>辛亥、雨、「例時出勤、夕八時前退、「石井

寿兵衛倅岩槌手本を頼度由二而今日も来ル也

○十一日、<sup>乙 卯辰</sup>壬午、晴、涼、「朝見せ馬有之、御馬場へ出ル、因

州荒尾家之乗役門大夫与申者牽来候由二而乗也、「渡辺

宗右衛門殿方此度母堂仙寿院九十年賀、宗右衛門殿七十之賀内

祝被致候由二而祝饗一重ね被恵也、「内藤能登守様之御奥様

御病忌御養生不被成御卒去被成候二付、今日中諸事穩便二仕、火

之元別而念入候様御移檄出ル也、右御奥様者溝口様方御出被成候而、

殿様御姪之御続二被為在候也、依之御両殿様共御定式之

御服忌被為受候由也、「夕堀尾眠石転移何角之謝与して入来

○十二日、<sup>丙 卯辰</sup>癸丑、曇、涼、「例時出勤、夕八時前退、尤今

朝浅野若狭殿此間江戸方被罷帰、御意御達与して御出二付、

出勤者例時方早く出候事、「桑原吉郎二入来、「夜慈君

辻方御帰被成、「夕渡辺氏へ昨日祝餅到来之謝・怡旁二行

○十三日、<sup>辰巳</sup>甲寅、曇又晴、薄暑、「朝素読所講釈へ

出席、直二出勤、九半時頃退

○十四日、<sup>戊 巳午</sup>乙卯、曇、覚向暑、「午後堀尾へ転徙之怡二

行、菅馬之進・伊藤徳之助を訪、山県兵太郎・桑原内蔵二・桂

辰馬へ先達而之怡二行、吉本繁右衛門へも同断、<sup>(基脱カ)</sup>辻・藤川へも見舞・

挨拶旁二行、辻二而者酒飯出ル、帰リ堀尾へ寄、<sup>(基脱カ)</sup>困、岩崎常介も

来ル、夕酒出ル、入夜帰

○十五日、<sup>己 未</sup>丙辰、時々暴雨、「例時出勤、九半時頃退、

同様也、尤予者詩  
并書を認、添而贈也

「渡辺氏母子年賀今日内祝被致候由二而夕方被招行、段々有饗

深更帰ル、佐藤与三右衛門父子、堀尾眠石夫婦、石井園蔵、井沢寿体  
星野正大夫、岩崎常介、長喜大夫夫婦・喜三太、大島五兵衛、渡辺

四郎右衛門、小倉甚右衛門母子、山村静人、横関蔵二郎并横関室・  
後室等会也

○十六日、庚未申曇、向暑、「御寄合二付例時方早出勤、夕

八時前退、「夕妙慶院へ参詣、渡辺へ昨夕之謝二行、尤台所

二而申置也、「夕堀尾老室入来、「今朝有雷鳴

○十七日、辛午酉申(酉方)雨夜大二降

○十八日、壬酉戌起未、雨終日大二降、河水も出候由二候得共不至備

防、「朝素説所へ出席、夫方直二出勤、九半時退

○十九日、癸戌亥雨罷、涼甚、「朝六丁目御館江為伺

御機嫌罷出ル、九時前帰、直二出勤、九半時頃退

○廿日、甲亥子晴、涼、夕曇、「午鼓前方渡辺へ習書

二行、茶出ル、暮前帰ル、「堀尾眠石此間参候謝入来之由

「十九日  
一御役御免  
竹本友之丞殿  
御供頭也  
思召有之ニ付  
右者去ル二月廿三日之  
頭書ニ有之ニ条ニ依テ  
之事之由也  
一知行高百五拾石  
虎二郎跡目  
百々兵之進殿

# 中国・四国地区アーカイブズウィーク

6月1日は公文書館法が施行された日です。

これにちなんで、中四国地区の公文書館施設では、6月の第1週をアーカイブズウィークとしています。

今年度当館では、収蔵文書展「広島港の歴史と資料」と、6月1日(土)にこの収蔵文書展にちなんだ講演会を開催します。



## 古文書解読入門講座

広島県立文書館では、地域の皆様に親しまれる文書館を目指して、展示や講座を行っています。本年も古文書解読入門講座を開催することになりました。多数参加くださるよう御案内します。

- 期 間 令和6年6月8日(土)～10月26日(土) (全8回)  
※毎月第2・第4土曜日(7月は第2のみ、8月は第4のみ)
- 時 間 毎回午前10時00分～12時00分(2時間)
- 場 所 広島県立文書館 研修室 (広島県情報プラザ県立文書館内)
- 対 象 これから古文書のくずし字を読みたい初心者の方で、この期間中続けて受講できる方
- 定 員 30名(多数の場合は抽選。ただし、以前に受講を申し込んで抽選に漏れた方が再度申し込まれた場合は優先します。)
- 講 師 広島県立文書館研究員
- 受 講 料 1,600円(テキスト代)
- 申 込 方 法 右の記入例をご参考の上、往復はがきにてお申し込みください。
- 申 込 期 限 令和6年5月18日(土)

- 申込み・問合せ もんじょかん  
**広島県立文書館**  
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47 広島県情報プラザ2階  
TEL 082-245-8444 / FAX 082-245-4541  
E-Mail [monjokan@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:monjokan@pref.hiroshima.lg.jp)  
URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/>

### 記入例

|   |   |
|---|---|
|  〒730-0052<br><input type="checkbox"/> 往信<br>広島市中区千田町<br>三丁目 7-47<br>広島県立文書館 行 | (何も記入しないでください)  |
|  〒<br><input type="checkbox"/> 返信<br>(ご自分の住所・氏名をお書きください)                       | 「古文書解読入門講座受講希望」<br>1. 郵便番号<br>2. 住所<br>3. 氏名<br>4. 氏名・よみがな<br>5. 電話番号 |



(テキストの一例)



### 広島県立文書館収蔵文書展

#### 広島港の歴史と資料

- 期 間 令和6年3月26日(火)～6月8日(土)  
(土曜の午後・日曜・祝日は休館)
- 場 所 広島県立文書館展示室 入場無料

### 展示関連講演会

- 期 日 令和6年6月1日(土) 10:00～12:00
- 場 所 広島県立文書館研修・会議室
- 講 師 荒木清二 (広島県立文書館職員)
- 申 込 5月24日(金)までに、電話・FAX・Eメール・往復はがき等でお申し込みください。

◎五月廿一日(続き)

①口入(くちいれ)：…ここでは、江戸時代、金銭の斡旋をすること。また、それを業とする人。金貸し。くにゆう。

②上八端(うわは)：…単位に満たない余分の端数。特に金銭についていう。はした。[上前(うわまご)を撥(は)ねる] (人に取り次ぐ賃金や代金の一部を自分のものとする。かすめとする。上前を取る。ピンはねをする) ことでは?

③口銭(こうせん)：①江戸時代、問屋、仲買が生産者や荷主から徴収する手数料をいう。運送料、保管料、仲介手数料、資本利子、危険負担に対する報酬意味をもつ。「くちせん」「くちぜに」とも称した。②売買のなかだちをした手数料。コミッション。

④おとり歩：(江戸時代、貸金業者が一、二か月または四、五か月間の短期間融資の場合、返済期日をその月の晦日としないで二五日限りとし、これに遅れた場合は二五日以後月末までの分としてさらに一か月分の利子をとったことによる。) 借金の利子が二重となること。踊(おどり)。月おどり。

入交 金銀貸借の利下げにつき示し書

「温徳公済美録」巻二十六甲

金銀貸借利足引下候様ニとの儀ハ、是迄度々御示し之趣も候処、兎角近年之仕辭ニ泥ミ得勝手之致貸付高利ヲ貪り、借主利倒レ与相成候而已ならず、諸色備江も拘り一統難決之事ニ候、此度利足限を付、別紙之通郡町江触示有之候、御家中并末々之者共、右等携候者も有之趣ニ相聞候、以来触示之趣ニ反し心得違之ものも有之候ハ、急度可被及御沙汰候右之趣相組支配方末々迄不洩様可被相触候

五月十九日

⑤『広島県史』近世資料編IVに掲載された触書

貸借利足引下ケ候様ニとの儀ハ是迄度々御示之趣も有之候、付而ハ追々甘合候様子ニハ候得共、兎角近年之仕辭ニ泥ミ高歩ヲ取引以前江難復、中ニハ其身之銀子を貸付候共取次出し

候振り合ニ而、口銭等囉ひ受候抔得勝手之取引いたし、斯而者諸色之直段江拘り一統難決而已ならず借り方之者利倒与相成、家滅之者出来湧不便之事ニ候、質物受引利足者歩五朱引上ケ候儀ハ決而相成、其外貸借都而之利足も前々之振合

右質物之利足成丈引下ケ取引可申、勿論右ニ依而下地利安ニ貸付置候分、利足引上候儀ハ致間敷候

一限月を縮メ田上り歩、或ハ先ン歩、又ハ限月以前ニ受質之儀申談候得者、一ヶ月ニ而受返し候而も限月迄之利足取立候を、括り抔種々之名目を附、聊不当之取引致間敷、先ン歩抔甚統合不立、若御趣意ニ反し不筋之取引いたし候者も有之候得者、しらへ之上其次第二寄り不実利潤之銀子ハ、取上借主之者江下ケ遺咎可申付候

一取次口入之者銀主借主其心遣ひ致候儀ハ格別、口銭と唱へ不当之世話料貪申間敷、取次銀子之利足口入之者手元ニ而者上ハ端ニ不相成様取引可申候

一是迄高利ニ貸付有之候銀子ハ来月朔日ハ利足引下ケ可申、借主おみても取約銀主不納得ニ而不引下、或者限月も不來内質物受返し候様なと、理不尽之儀申族も有之候得者、如何体之先柄ニ而も無用捨内意可申出候

右之通此度改メ申付候条、余ハ兼而定法通相心得銀主借主共取引都而念入突意正路専要之事ニ候、銀主共精々勘弁相尽シ成丈ケ利安取引候様心寄せ可申、心得方ニ依而ハ賞罪之可及沙汰候、此旨町中新開村町質屋共江不洩様夫々江届敷可申聞候、以上

五月

五組 新聞 江

『広島県史』近世資料編IV

\*口は「村上家乗」との相違部分

⑥幕府の天保13年(1842)の利足引下げ令

4953 天保十三年寅年九月二十九日 越前守殿御渡

三奉行江 世上金銀貸借利足之儀、是迄一割半ニ候処、以来金式拾五兩ニ付一分之利足ニ利下ケ被仰出候間、諸国共、右之割合を以無滞貸借致相対、右より高利金一切貸出申間敷候、尤、右定之外、品々之名目を附、多分之雑費取候儀決而致間敷候 (後略)

『幕末御触書集成』第五卷(岩波書店)

⑦新旧利息制限法の内容

旧利足制限法(明治10年9月11日 太政官布告第66号)

- 元本の金額が100円未満:年20%
- 元本の金額が100円~1000円:年15%
- 元本の金額が1000円以上:年12%

利足制限法(昭和29年5月15日 法律第100号)

- 元本の金額が10万円未満:年20%
- 元本の金額が10万円~100万円:年18%
- 元本の金額が100万円以上:年15%

⑧受質(うけしち) : 元金と利息を支払い、預けた質物を取り返すこと

⑨届敷(とどけしき?) : 行き届くように?

⑩心遣(こころづかい) : 心付け。祝儀

⑪定法(じょうほう) : ①さだまった方式。きまつている方法。②公に決められたきまり。

⑬習慣。慣例。

⑫五組・新開 : 五組と新開は、広島城下の町人町である新町組・中通組・白神組・中島組・広瀬組と新開組

◎五月廿三日

⑬植田賛三郎 :

⑭明星院 : 城下明星院村の古義真言宗御室派寺院。浅野家が帰依する五ヶ寺の一つで、領内真言宗一派の触頭。浅野長政とその室の位牌を安置する。一葉山社の別当職を勤める。

⑮三ツ井玄賀 : 家老東城浅野家士。嘉永三年(一八五〇)八月御次坊主(玄賀)、安政四年(一八五七)三月遷俗して滝次郎と改名、御用部屋詰、日参、同六年十月御用部屋詰免、万延元年(一八六〇)十月鼓員方加役、文久三年(一八六三)八月歩行目付、御先供頭取兼帯

慶応三年(一八六七)九月勘定所詰。

⑯周参見豊吉

⑰天津斎

⑱藤田恒之丞

⑲山崎為之進

⑳寺川九十九 :

◎五月廿五日

高橋新一編『芸藩輯要』人名索引

⑬・⑯・⑰・⑱・⑳

- ⑱ 藤田恒之丞.....天保11(1840)奥詰③95B11(新五郎粹) 嘉永6(1853)側詰膳番兼③73A10 安政3(1856)側詰次席③74A13 家④86A2
- ⑲ 山崎為之進.....万延元(1860)浦辺蔵奉行③100A14 圓組外人支配(浦蔵) ④246A5 隠浦辺蔵奉行③123B1, ④114 (弘化2父直之助家督) 田大隊長請引③146F7, ④109
- ⑳ 寺川九十九.....文政8(1825)奥小姓③84A7 天保2(1831)奥詰③95A25 弘化8( )側詰膳番兼③73A7

- ⑬ 植田賛三郎.....嘉永4(1851)奥詰次席③96B6 安政3(1856)奥詰③96A5
- ⑯ 周参見豊吉.....嘉永元(1848)鎗奉行③70A24 文久2(1862)宮内少輔様番頭③45B5 (勇記) 周参見勇記.....元治元(1864)大小姓頭③44B18 慶応2(1866)用人③42B5 慶応2(1866)年寄③39A4 圓年寄④230B4 隠年寄④109B3, ④54 (弘化元勇衛家督) 田権少参事③138B4, ④7 家④141B6(利器)
- 周参見利器.....明治元(1868)宮内少輔様家老③42B8 明治元(1868)用人③42B7

- ⑰ 天津数登.....文政13(1830)昵近見習③81A5 文政13(1830)側詰膳番兼③72B30 天保6(1835)目付③68A3 天保15(1844)持弓筒頭/供頭③60A5 (斎) 天津斎.....嘉永5(1852)先手者頭次席③53B7 (良平) 安政6(1859)新組者頭③58A19 文久9(1863)側足輕頭③57B1 圓側者頭④235B1 慶応3(1867)並寄合次席③50A3 (良平) 隠並寄合次席③111A2, ④57 (安政4父昇家督)
- ⑳ 永富易次郎.....文久元(1861)側詰膳番兼③73A14 慶応3(1867)奥詰③96A29 隠奥詰③119C11, ④76 (嘉永6父仲人家督) 田卒分隊長③142C18, ④23

◎五月廿八日

⑳ 御鎮守天満宮 : 東城浅野家上屋敷の御奥鎮守社は天満宮。二十五日は天満宮の縁日。なお、東城浅野家上屋敷には、御裏御鎮守に稲荷社・巖島社・地藏尊がある。

◎五月廿六日

㉑ 木野齡智院様 : 村上彦右衛門の祖母。父親星右衛門の実父である、家老上田家士木野文右衛門の妻。左の記事によると、嘉永三年(一八五〇)五月六日が五十回忌なので、享和元年(一八〇二)五月六日に死去。

○(嘉永三年四月十一日)「前略」木野一馬方江速夜ニ被招行也、祖母齡智君来月六日五十回忌御相当之处、明日江取越致法事候由、一昨日案内有之し也

◎五月廿六日

㉒ 石井婦姑(ふこ?) : 「石井後室」「石井老室」嘉永七年五月二十九日に死去した東城浅野家中(弓術師範)石井園蔵の室。安政六年十月二十八日に死去。法名は随法院。

㉓ 瘧(ぎやく) : 寒さやふるえや高熱が一定の時間をおいて繰り返かえされる病氣。わらわやみ。おこり。マリア。ぎやくびよう。ぎやくへい。

㉔ 半夏生(はんげしよう) : ①(半夏(カラスビシャク)が生える頃の意。七二候の一つ。夏至の第三候。夏至から一日目で、今の七月二日頃にあたる。この日には毒気が降るといっていっさいの野菜を食べず、また竹節虫を生じる時だといって竹の子を食べないなどの俗習がある。はんげ。

乙未丑  
○廿一日、壬辰、曇、例時出勤、夕八時退、「左之通

公儀方御移檄出ル、全体是迄ニも此被仰出者有之度事ニ候処、  
漸此度被仰出有之、此義正敷被行候へ者四民一統貧者之大  
幸也

金銀貸借利足引下候様ニ与の儀者是迄度々御示之

趣も候処、兎角近年之仕辭ニ泥ミ、得勝手之致貸付、

高利を貪り、借主利倒与相成候而已ならず、諸式価(色方)へも拘り、

一統難渋之事ニ候、此度利足限を付、別紙之通郡町へ触示

有之候、御家中井末々之者共右等携候者も有之趣ニ相聞、

以来触示之趣ニ反し心得違之ものも有之候ハ、急度可被及

御沙汰候

右之趣相組支配方末々迄不洩様可被相触候 月日

写

貸借利足引下候様ニとの義者是迄度々触示候趣も有之

候付而者、追々廿八日候様子ニハ候へ共、菟角近年之仕辭ニ泥ミ、

高歩を取引、以前難復、中二者其身之銀子貸付候をも

取次出し候振ニして口錢等囉ひ受候杯、得勝手之手引いたし、

斯而者諸色之直段へ拘り、一統難渋而已ならず、借り方之者

利倒ニ相成、家減之者出来湧不便之事ニ付、質物受引

利足壹歩五朱方引上候義者決而不相成、其分貸借都而之

利足も前々之振合、右様質物之利足方者成丈ケ引下ケ取

引可申、勿論右ニ依而下地利安ニ貸附置候分、利足引上候義ハ

致間敷候

一 限月を縮メおとり歩或者先ン歩、又者限月以前ニ受質之義

申談候ハ、壹ケ月ニ而受返し候而も、限月迄之利足取立候を括り

杯種々名目を付、聊不当之取引致間敷、先ン歩など甚

統合不耳、若御趣意ニ反し不筋之取引いたし候者も有之

候へ者、しらへ之上其次第二寄り不実利潤之銀子者取上ケ、

借主之者へ下ケ遣し、咎可申付候

一 取次口入之者、銀主借主其心遣致候義者格別、口錢与唱へ、

不当之世話料貪申間敷、取次銀子之利足、口入之者

手元ニ而上ハ端ニ不相成様取引可申候

一 是迄高利ニ貸附有之銀子者来月朔日方利足引下ケ

可申、借主おゐても取約、銀主不納得ニ而不引下、或者限月も

〔廿二日〕

一 御先手者頭

周参見豊吉殿

／御鎗奉行方

御広式重役

天津 斎殿

／御傳役方

新知百石

取来御切米高二結

都合百弍拾石へ被成下

御側詰

御膳番兼役

藤田恒之丞殿

／御奥詰方

一 伏見御屋敷番

山崎為之進殿

御側詰御免

寺川九十九殿

不来内質物受返し候様など、理不尽之義申族も有之候へ者、如何体之先柄二而も無用捨内意可申出候

右之通り此度改メ申付候条、余者兼而定法通り相心得

銀主・借主共取引都而念入、実意正路專要之事二候、

銀主共精々勘弁相尽し、成丈ケ利安取引候様心寄

可申、心得方二依而者賞罰之可及沙汰候、此旨町中新開カイ

村町質屋共へも不洩様夫々届敷可申聞候、以上

五月 五組新開へ

庚丙 丑寅

○廿二日、癸亥、微雨又晴又曇、蒸、「朝素読所講釈江出席、直二出勤、九半時頃退、」退出後西向寺へ参

辛丁 寅卯

○廿三日、甲子、晴又曇時々雨、蒸、「植田賛二郎殿被来、謁、勝手向之義二付御無心筋之内談有之也、」辻清人入来

「長束茂兵衛方先達而出生之孫女病死之由、以使悔申遣ス也、

「堀尾精一郎転宅之節何角之謝入来、」御例之通今日於

明星院御祈禱有之、御供物頂戴被仰付、坊主ニツ井玄賀

持参、通し而謁、御用達中江御請申返ス也

戊 卯辰

○廿四日、乙丑、晴、蒸暑、「例時出勤、夕八時前退、

「西向寺へ千代吉為参也、」極夕方水谷氏江行、酒出、深更迄

話ス、留守中方之進來候由

癸己 辰巳

○廿五日、丙寅、晴、暑し、「例時出勤、九半時退、」夕

周防様御出被遊、為伺御機嫌御次迄罷出、引取掛御鎮守

天満宮へ拝ス

甲庚 巳午

○廿六日、丁卯、晴、暑し、「夏岳君御祥月忌ニ付、朝妙慶

院へ参、興徳寺二而木野齡智院様御墓所へも去ル六日怠候故拜ス、

「石井婦姑瘡二而難義之由ニ付訪之、小倉甚右衛門へ先日石風呂

入治且慈君御留守中見之謝ニ行、星野正大夫并奥田隆玄院

をも訪、「湯川新太郎波木井昇斎と云旅人之彫刻物を見せる、雅巧妙也

乙辛 未

○廿七日、戊辰、晴、暑し、「朝素読所へ出席、直二出勤、

九半時頃退、」千代吉夜前方下宿、今晚帰ル

丙壬 申

○廿八日、己巳、晴、暑し、「例時出勤、九半時頃退、

「渡辺雅登先日年賀之節贈物之謝入来、長束茂兵衛娘安産

歎且孫女病死悔挨拶入来、星野正大夫先小梅贈候謝入来

丁癸 酉

○廿九日、庚午、晴、暑し、「夕木野一馬入来、夜迄咄、酒

飯を出ス

「廿六日

半夏生

「廿八日

隆玄院

下女

右只今迄~~半~~下~~女~~右人

御付被下候得共、猶又

今右人御増、兩人

御付被下候旨被

仰出

「前廿七日

一知行高百貳拾五石

仲人跡目

永富易次郎殿

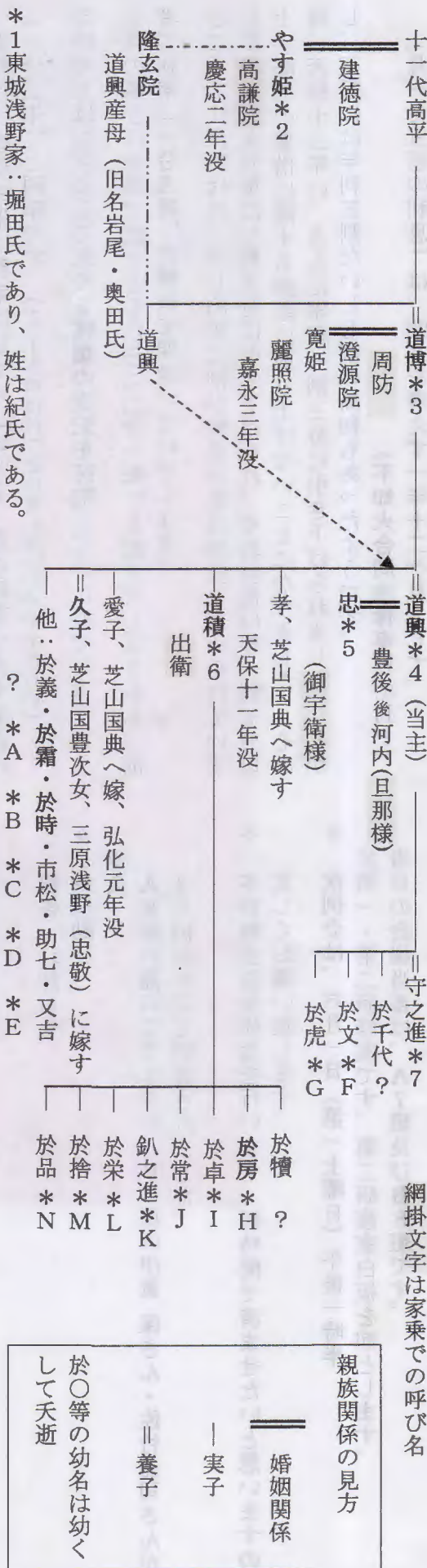


東城浅野家系譜\*1

(青山内証分家と)

(宮川藩(堀田氏)と)

(以前の資料を改め、新会員の為再掲。未だ間違いが有ると思います。発見の際は、お教えください。太字は嘉永六年当時存命者。網掛文字は家乗での呼び名)



\*1 東城浅野家…堀田氏であり、姓は紀氏である。

\*2 やす姫…錦小路頼理(三郎)娘、頼易(三郎)妹。丹波家医道。

\*3 道博…宮川藩堀田正毅の庶子真野亮之助。寛政八年1796生まれ、文化十一年養子、文化十二年相続、万延元年五月没六十六才(実六十八才)。

初め高博、字子升、のち道博・子厚、嘉永元年隠居、法名澄源院。嘉永三年より六丁目屋敷に住む。

\*4 道興…高平の長男。文化十二年1815生まれ、嘉永元年卅五歳の時相続。大炊・豊後を名乗り元治元年改名して河内を名乗る。

\*5 忠…家老上田家上田安節長女、文政元年1818生。安政四年結納、同十一月輿入、村上家乗にて御宇衛様と呼ばれる。

\*6 道積…道博公妾腹、文政元年1818生、万延元年八月1860没四十三才。法名建仁院。字君修。出衛様と呼ばれる。家老屋敷北部屋に住む。

\*7 守之進…慶応二年十二歳の時並寄合関家子養子。浅野懋積六男。

\*A 於霜…嘉永四年生、嘉永六年七月死去、母女中(老女並たつ)

\*B 於時…嘉永六年六丁目において生、幼名於留、同年改名して於磯、嘉永七年改名して於時、安政二年死去芳雲詠感大童女、母老女並たつ

\*C 市松…旧名舍人、嘉永七年生、安政三年三月死去 耕雲種月禅童子、母老女並たつ

\*D 助七…旧名太吉、安政二年生、安政四年死去、寒霜露月禅童子、母老女並たつ

\*E 又吉…安政四年五月生、安政六年死去、桃岳清林禅童子

\*F 於文…弘化四年四月生、同年八月死去。清輪智光禅子女。母は老女並かね。

\*G 於虎…嘉永二年生まれ、嘉永四年十月死去、玉林露光禅公女

\*H 於房…幼名於咲、嘉永五年生、嘉永六年八月死去、玉露曉夢禅子女。母は御側女中志津

\*I 於卓…旧名於信、嘉永七年生、安政三年五月死去、旭山暉光禅子女。母は女中ちか

\*J 於常…安政元年五月生、同年六月死去嶺光幻雲禅子女、母志津

\*K 於進…安政二年六月生、安政三年五月没紹庵慧苗禅子女、母は御側女中志津

\*L 於榮…安政四年生まれ、安政五年四月死去、瑚璉妙容禅子女、母志津

\*M 於捨…安政五年五月生、同年七月死去、秋岳幻錦禅子女、母志津

\*N 於品…万延元年閏三月生、同五月死去、荷香妙薫禅子女、母志津

③① 痘瘡（天然痘）関係年表

| 和暦   | 西暦   | 事項（ゴシック体は広島藩記事）  |
|------|------|--|
| 天平9  | 737  | 天然痘が西日本で大流行し、当時の権力者の藤原4兄弟はじめ、多数の死者発生。  |
| 寛政2  | 1790 | 筑前秋月藩医・緒方春朔、鼻草苗法で人痘種痘を成功させる。   |
| 寛政8  | 1796 | 英国医師ジェンナー、初めて牛痘苗による種痘を実施。1798年に発表。   |
| 文化11 | 1814 | 川尻村久蔵、漂流先のロシアから牛痘苗と種痘器具を持ち帰り、効果を広島藩の役人に進言するが信用されず、牛痘法は広まらず。  |
| 文政6  | 1823 | シーボルト来日、バタヴィアから牛痘苗を持参し、日本人に接種したが失敗。  |
| 文政7  | 1824 | 中川五郎治、ロシアから持ち帰った牛痘苗を蝦夷の松前で田中正右衛門の娘に施し、成功したが、秘術としたため、普及せず。  |
| 嘉永2  | 1849 | 3/ 幕府、漢方医の政治工作で蘭方医の登用を禁止。5/20 広島でも蘭方医の藩医への登用を禁止。   |
|      |      | 6/ 佐賀藩医梅林宗建、蘭商館医モーニッケがバタヴィアから持参した牛痘苗を3人の子に接種して1人が善感。牛痘苗による種痘に初めて成功。  |
|      |      | 9/21・30 長野秋雨が佐渡への帰国途次に広島藩儒頼車庵宅に立寄り、牛痘苗を車庵の子に接種して成功。10/10 その苗を頒けられた三宅春齡ら蘭方医が自分の子供に施術して成功し、2か月で161人に施術するも、漢方医の働きで町奉行が禁令発布。春齡らは苗を横側などに秘蔵。 |
| 嘉永3  | 1850 | 10/16 日野鼎哉、京都に除痘館開設。<br>11/7 緒方洪庵ら、大坂に除痘館開設。   |
|      |      | 2/ 山県郡有田村の児玉涼庵・有成父子が郷里で種痘接種し成功するも、他の医師から非難され、高田郡本村などで普及。3年余りで山県・高田両郡で数千人に種痘。   |
| 嘉永4  | 1851 | 2/12 森岡左代、11/4 村上幾三郎、11/26 村上彦右衛門が種痘接種。  |
| 嘉永5  | 1852 | 広島で2,000余人に種痘を施し、ついに1万人に及び、ことごとく効を奏する。   |
| 安政5  | 1858 | 5/7 伊東玄朴ら江戸の蘭方医80名、神田に「お玉ヶ池種痘所」を開設。  |
| 文久元  | 1861 | 種痘所を「西洋医学所」と改称し、組織を教授、解剖、種痘の三科とする。   |
| 明治元  | 1868 | 旧幕府医学館を「種痘館」とし、翌年に市中出張所を復活し、生後75日より100日の者に接種を受けさせる。  |
| 明治7  | 1874 | 12/ 「種痘規則」制定。種痘医を免許制とし、種痘済み人数を報告するよう命じる。   |
| 明治9  | 1876 | 5/ 「種痘規則」を改正、「種痘医規則」と「天然痘予防規則」を制定。生後70日から1歳までに必ず種痘を受けるよう強制。  |
| 明治42 | 1909 | 種痘法公布。定期種痘・臨時種痘の実施、市町村の定期種痘実施義務などを定める。   |
| 昭和51 | 1976 | 予防接種法改正。日本の種痘廃止。   |
| 昭和55 | 1980 | WHOは総会で「世界天然痘根絶」を宣言した。   |

② 波部卓爾：家老東城浅野家  
 七。安政二年九月ごろに「廉之助」と改名。

③ ⑦ 痘瘡：「天然痘」に同じ。「天然痘」は、平成十一年（一九九九）に廃止された伝染病予防



『和漢三才図会』の「痘痕（みつちや）」（令和5年度 第3回収蔵文書の紹介展）「県立文書館の「医」と「薬」資料から」

嘉永六年「村上家乗」参考資料（令和6・6・1）14  
 ◎五月廿八日  
 ① 隆玄院：東城浅野家当主浅野道興の実母。  
 ○（嘉永四年十二月九日）「御産母岩尾義 今日短髪 隆玄院与改候由也」  
 「村上家乗」続編巻八（嘉永四年）

法で定められていた、法定伝染病の一つ。病原体は痘瘡ウイルス。高熱とともに赤い発疹が出て膿疱（のうほう）となり、後に癩痕（はんこん）化してあばたとなる。種痘による予防率はきわめて高い。WHO（世界保健機構）によって一九七九年に根絶が宣言された。

③ ⑤ 「村上家乗」の種痘記事：「村上家乗」に種痘（牛痘）の記事が現れるのは、彦右衛門の姪である森岡左代（嘉永三年九月十八日生）が接種した嘉永四年二月十二日のこと。これは、蘭方医に対する逆風の中、その献身的な働きで広島に種痘が伝わって一年半後のことで、十一月には村上幾三郎、そして彦右衛門自身も「慈君」に勧められて接種した。彦右衛門は進取の気風に富んでいる？（嘉永四年二月頭書 十二日、近来引痘術稍行れ、此御多門内彼是致種痘候由二而、森岡二もお左代今日ら致種痘候由也、主水様御医師三宅春齡施術候由也、春齡專此術を行候由、誠良法也

○（嘉永四年六月廿五日）「於虎殿今日お御引痘被成、三宅養春老・井沢寿体御種申上候由也」  
 ○（十一月廿日）「今朝三宅春齡方へ幾三郎遣し、引痘致し貰て帰ル、左右之手腕肩臂之間へ六七点許ツ、種を入候趣二見ゆる也、田中榮作并二久保万治妻だけを頼付遣ス、尤下女をも遣ス也、丸薬五粒恵外二服薬者無之也」  
 ○（十一月廿四日）「今午後三宅春齡幾三郎来診、痘も種々数不残起張いたし、殊之外順症之趣申候由也、酒ヲ出ス也」  
 ○（十一月廿六日）「三宅春齡幾三郎来診、痘殊外順症之由申、佐々木彦藏殿息を連来

り、痘種を移ス也、予も慈君御勸被成候二付、両手臂腕へ試二種を刺もろふ、二十五顆刺くれる也

○(十二月四日)「予接痘此間内之様子ニ而者次第二灌水致し、灌膿とも可成有子ニ有之候処、一昨日あたり方只様勢減し、灌膿ニ不至し而痂(かさぶた)を結ぶ也、尤結痂之処ニ而者全真痘之如く相見ゆる也

○(十二月五日)「三宅春齡来診、幾三郎愈宜敷旨申也、予か痘も結痂口色合何分真痘ニ相違無之由申也  
「村上家乗」続編卷八(嘉永四年)

④小暑節：二十四節季の一。陰曆の六月の節で、二〇二四年は七月六日。

○六月三日

⑤益之丞後妻：益之丞の最初の妻は痼病のため死産し、嘉永三年六月二十五日に死去した(男子二人、女子一人あり)。その約三か月後に広島藩士有浦多喜登の娘と再婚したが嘉永六年六月に離縁。さらに同年九月に広島藩士徳永登妹と再婚するが、これも翌年七月に離縁。九月に広島藩士中江保登妹と再婚した。

○(嘉永三年六月四日)「佐藤益之丞妻先達而以来痼病ニ而難義之処、今朝安産ニ相成、女子出生、尤小児者直ニ死去之由也、使を以見舞申遣ス

○(廿四日)「佐藤益之丞内室不快兎角不相勝由二付、夕方訪之、何分気遣敷趣也

○(廿五日)「夕方佐藤病人不出来之由為知来、早速訪之、先刻絶續之由気毒至極之事也、直ニ相詰、何角見合、入夜帰ル、葬送今晩五ツ時二付出棺之節卒与参、見送ル也、寺興禪寺へ千代吉代参遣ス也

○(九月廿日)「佐藤方後妻(有浦多喜登の娘)夜前引越、婚姻も整候由、出掛御二参也

○(嘉永六年六月二日)「佐藤与三右衛門倅益之丞後妻不応家風、有浦多喜登方江被差戻、双方家内共義絶之由也、

○(九月廿八日)「佐藤与三右衛門倅益之丞後妻二徳永登殿妹縁組之義、願之通被仰出候段為知来、使を以欲申遣ス也

○(嘉永七年七月廿九日)「佐藤益之丞妻不応家風及離縁、徳永登殿方差戻候由一昨日与三右衛門方達し有之趣二付夕方為見舞行

○(閏七月廿九日)「佐藤益之丞後妻先達而離縁之処、尚又此度中江保登殿妹を縁組之含、尤回縁之事ニも有之、先真之逗留として去廿二日夜引受、婚姻者追而相調答之由也

○(九月六日)「佐藤与三右衛門倅益之丞後妻二御奥詰中江保登殿妹縁組、願之通昨日被仰出候由昨日為知有之、今朝御使遣ス也  
「村上家乗」続編卷七・十・十一(嘉永三・六・七年)

⑥有浦多喜登：

⑦義絶(ぎぜつ)：③近世、親族の関係を絶つこと。久離(きゅうり)、勘当(かんどう)がともに目上の者が目下の者との関係を絶つものであったのに対して、義絶は同等の親族間において行われた。しかし、近世後期には、久離、勘当と混同して用いられた。

○六月六日：

⑧万之進方園：森岡万之進は嘉永五年閏二月に御側詰、周防様付きに役替えとなり、白神六丁目の下屋敷御多門へ引越したのを契機に、家計の足しとするため付近の畠を購入したが、病弱の上、勤務との両立は困難で、安政三年十月に売却した。

○(嘉永五年閏二月朔日)「今日森岡万之進御用召、御側詰、周防様御附被仰付也、早速為普為聴来、此方方も夕方為御行

○(三月廿日)「森岡遷徙千代吉遣ス、万之進為暇乞来

○(十月十五日)「朝森岡万之進來、同人義世帯向兎角逼迫、余力事等も賤得不致、只今之通ニ而者先々取続之処も無心元候二付、養生方畑作を始試度兼而之心組ニ候処、此節五畝私物六丁目新田ニ有之、直金四両三歩ニ而手ニ入候二付、何卒買入度旨内談ニ参候二付、至極可然存候旨答置、尤差向代金者予才覚致遣候答也

⑥有浦滝登……

|   |       |                |       |
|---|-------|----------------|-------|
| 官 | 大小姓並  | ②54A1          | (46石) |
| 役 | 小姓浅野組 | ③130A2, ②097   | (36石) |
| 士 | 大隊長請引 | ③145F10, ②1100 |       |

○(廿一日)「夜万之進來、鼻弥買切候由申也」

○(嘉永六年八月六日)「万之進方園圃手入候由二付、早朝千代吉を助情二遣ス、

○(安政三年十月晦日)「朝万之進來、同方内職之鼻鬼角手二不引合二付、望人有之沽却いたし候由申也」

「村上家乘」続編卷九・十・十三(嘉永五・六・安政三年)

⑨助情(じよせい)：「助勢」(じよせい)と同じ。辞書にはないが、広島ではよく使われる。  
助勢：手助けし、力を添えること。助力。加勢。すげだち。

◎六月七日

⑩福山直右衛門殿方差違：参考資料8(令和5年12月)⑩の「大蔵一件」と同じ。

⑪(水谷)ちせ：家老上田家士水谷又左衛門(彦右衛門の伯父)三女。相手の南部要人は家老上田家士で、同家の弓術師範。この縁組は嘉永四年四月には決まっております(⑦)、ちせは嘉永六年十月に男子を出産しているので(⑧)、縁組届よりも早く南部家へ移っているのかもしれない。

⑪ア○(嘉永四年四月廿四日)「水谷へ見舞、おちせ南部寿太方へ内約相済、一通り之出会も有之候由也」

「村上家乘」続編卷八(嘉永四年)

⑪イ同(嘉永六年五月)廿三日

覚

一私末女南部要人後妻縁組仕度旨所望申候付、遣申度奉存候、此段奉願候、相叶候様宜奉頼候、以上

五月廿三日

水谷又左衛門

木野一馬様

三原市教育委員会所蔵上田家文書「御用向日記」(嘉永六年五月)

⑪ウ同(嘉永六年十月)九日

一南部要人妻今曉安産男子出生之由、一馬方達有之、喜和馬ヲ以申上置

三原市教育委員会所蔵上田家文書「御用向日記」(嘉永六年十月)

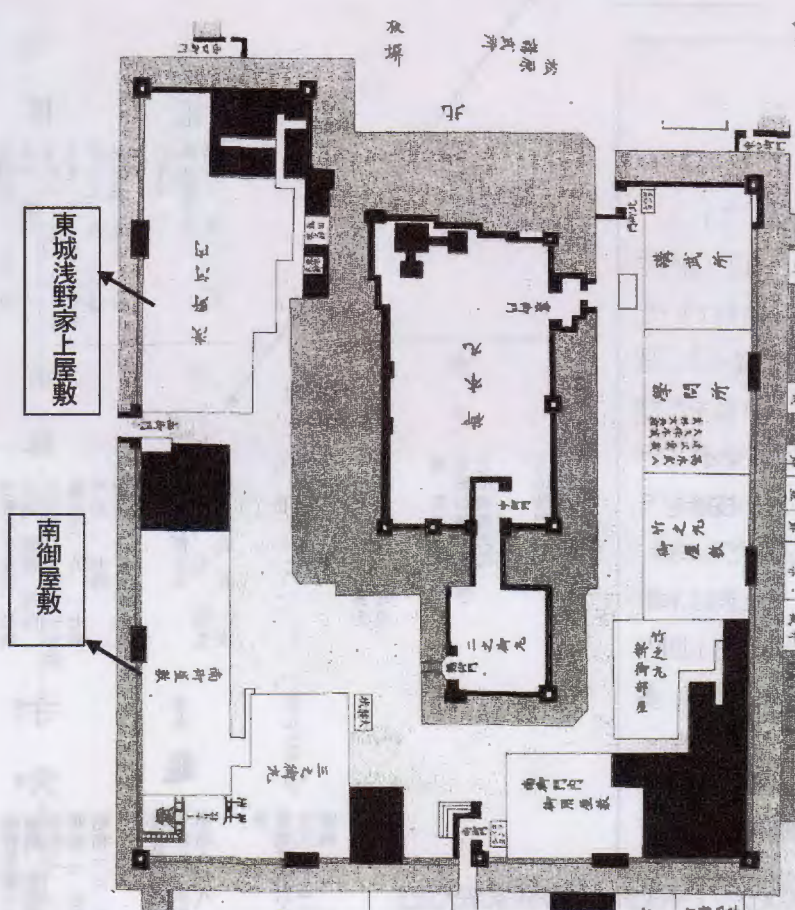
◎六月八日

⑫抑(そもそも)：「名詞」はじめ、おこり。

⑬左右：⑤(くする)態度をあいまいにすること。その場その場でことばを変えること。言いがれすること。

⑭モンチャク(悶着)：①(もんじゃく)とも②(くする)互いの意見や感情などが乱れもつれて争うこと。もめごと。いさかい。

⑮南御屋敷：



広島市史』第三卷(大正12年)

⑱⑦の 宍戸家系図

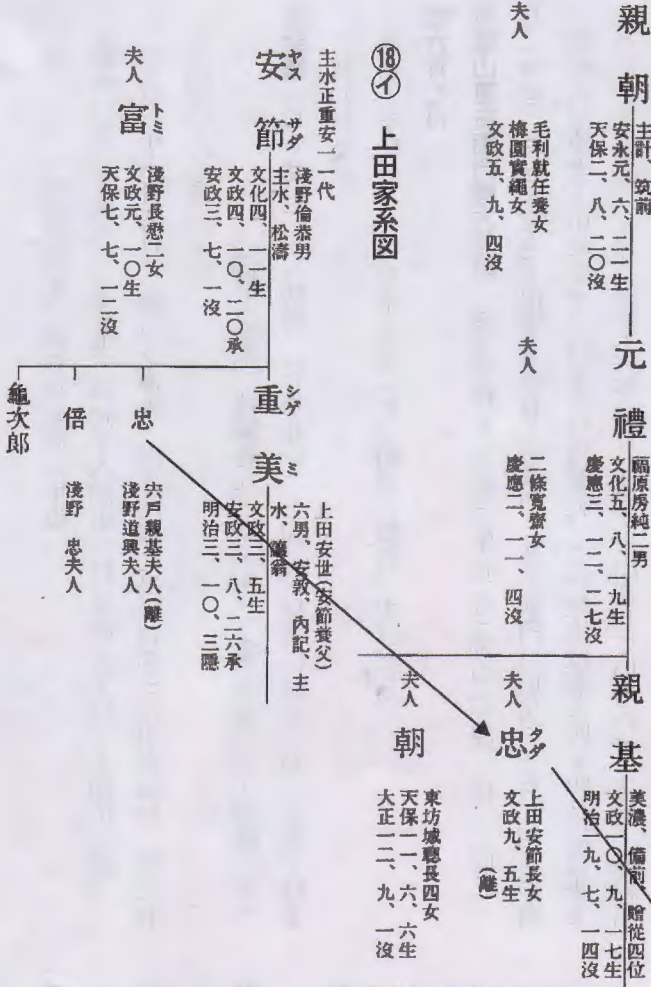


宍戸達彦 (男爵)

(山口藩家老 一万五〇〇〇石)

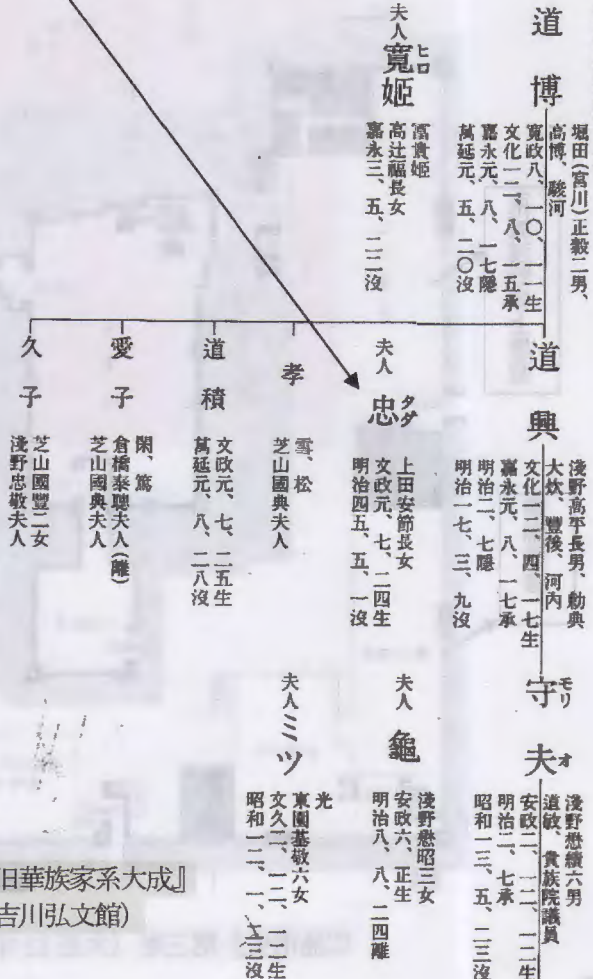
- ⑱ 昨年御出生之御子様：嘉永五年五月四日に、国元で、広島藩主浅野斉肃の女子として「於兼殿」が誕生した。母親は御側女中の多茂（京都で皇室や將軍家、諸大名などの呉服御用を勤める呉服所の朝尾彦三の三女。嘉永六年六月六日に広島城内南屋敷で死去し、国泰寺に葬られた。
- ◎六月十一日
- ⑰ 藤川広二：藤川毎登次男。安政二年四月〜十月に乙次郎と改名。
- ◎六月十二日
- ⑱ 秋宍戸家：山口藩家老家。

⑱① 上田家系図



⑱② 東城浅野家系図

孫左衛門高勝二二代



◎五月廿六日 (補遺)

⑱

波木井昇齋 はきいしょうさい

1808年 (文化5) ~1863年 (文久3) 7.1

木彫家。甲斐国 (山梨県) に生まれ、江戸に出て彫刻の技術を身につけ、その後各地を訪ねていたが、広島藩主の命令で広島に住むようになった。号を五峯、簑夫といい、木彫を得意とし、宮島をたびたび訪ね、宮島に木彫技術を伝えた人といわれている。木地師によって作られた盆に、昇齋の技術をうけついで、巖島神社と大鳥居を彫り込んだものは、宮島の代表的な木工品となっている。また彼は木彫技術の伝承に力を注ぎ、1877年 (明治10) 第1回内国勸業博覧会で入賞した小川良平 (号米齋) ら、多数の彫刻師を養成している。

(岡崎環)

『広島県大百科事典』下 (中国新聞社)

⑱⑦①②『平成新修旧華族家系大成』  
(社団法人霞会館、吉川弘文館)

○朔日、甲戌、晴、向暑甚、曇「当月予月番受也、

「例時出勤、九半時退

『二日◇ 小暑節

○二日、乙亥、晴、向暑嚴酷、浮于暑中、「朝為伺御機

嫌罷出、「午時渡辺雅登入来、暮前迄習書、「渡部卓爾娘此間

方痘瘡之處、今朝致死去候由、夜悔使遣ス、石井へも同断

○三日、丙子、朝曇後晴、向暑益甚、「朝素説所へ

出席、直ニ出勤、九半時退、「佐藤与三右衛門倅益之丞後妻不

応家風、有浦多喜登方江被差戻、双方家内共義絶之由也、甚気毒

之事共、如何之趣意哉、委細ニ話も無之候得共、何そ双方気違事共

出来候敷之様ニ相聞候也

○四日、丁丑、朝曇後晴、炎熱、「朝佐藤与三右衛門殿へ

昨日嫁離縁之見舞ニ行、石井病人を訪、「例時出勤、九半時頃

退

○五日、戊寅、朝曇後晴、炎熱如熾、夕遠雷、「朝伺

御機嫌罷出ル、「午後方堀尾眠石老入来、夕迄困甚、岩崎常介も

申遣来、夕有合之酒を出ス

○六日、己卯、朝曇後晴、炎熱如昨、大暑中も不過之、

夕遠雷、「今日方御役所早出ニ付朝五時前出勤、四時過退、

「万之進方園圃手入候由ニ付、早朝方千代吉を助情ニ遣ス、「夕宅ニ而

支配下御用有之、由良保人・野口半助兩人也、「夜長喜ニ来ル

○七日、庚辰、晴、炎熱益甚、「早朝素説所会説へ

出席、夫方直ニ出勤、四時過退、「西向寺江千代吉為參、「夜中

水谷君御出、御話被成、酒を出ス、福田直右衛門殿方差纏駈合方之

(術方)之義ニ付福山市之進方木野一馬并予等会谈致度由申聞

候ニ付、明夕来吳候様ニ与御噂也、并同方三女おちせ南部要人

妻ニ縁組之義先達而願出候處、願之通此間被仰出候由も

御咄被成也

○八日、辛巳、晴、炎威益猛、尤曉来有清風、朝之内

涼、「夕西北雷鳴、「朝為伺御機嫌罷出、「夕方木野へ見舞

酒出ル、夫方直ニ水谷江一馬同伴參ル、福山市之進会、兼而之

通福田猶右衛門殿方此余駈合振之義ニ付彼是有相談、

約ル處、抑以来内田織馬殿通り種々駆引も有之候得共、兎

「十二日

主水様様御用部

屋頭取役中村

淳介、去月下旬

御用向二而長州萩

穴戸家へ御使二参、

先方二而病死之由、

先達而承候処、右

者畢竟何事歟

少之差縫事有

之、御文通二而御挨拶

難相濟二付、同人

為御挨拶被差向候

処、同所到着間も

なく、御用向もいまた

不相調して自滅

いたし、甚以鄙怯

千万之挙動之由

風説也、尤供二参

候足輕何某与申者

功者之仁二而、少も変

死之状を不洩、矢

庭二病氣之建り

二して連帰り候由、

自滅者至而手際

之事二而、白昼なか

ら次之間二而不知

程之事二有之し

田也

角事を左右二寄而日を送り候而已二而、何こそ暇と趣意立候

返答振も不相聞、始終言語転変、全俗ニ所謂モンチヤクニ

有之候間、此上者市之進直右衛門殿方江参、有無之返答を承、

自然も長者敷返答有之候へ者論も無之、若弥張下地之通

離縁承引無之与之事二候へ者、何二依て承引難出来与申処

を承り、其答振を以水谷之方者申出を被成、余者上之御捌二

任せ候之外者有之間布与申事二相決、早々市之進廿日市之方へ

被参候筈ニ相成也、跡二而酒出、深更帰ル、「南御屋敷ニ而昨年御出生

之御子様先達而以來御病氣被成御坐候処、御養生無御叶、此間

御逝去被成、今晚国泰寺へ御葬式有之候由也

○九日、壬午、晴、炎威如前、有風、朝涼、「早朝出勤、四時

過退、「汗清人入来之由

○十日、癸未、晴、炎熱弥甚、朝有清風、「早朝出勤、

四時過退

○十一日、甲申、曇又晴、炎威甚、終日有風、纏々暑

「朝御乗馬へ罷出、御館へも出ル、「午鼓方渡辺雅登来、

共習書至薄暮、「藤川広次痘之由、見舞二千代吉遣ス、軽痘之由也

○十二日、乙酉、晴、炎威強、「早朝出勤、四半時退、

「土屋平左衛門母病死之由、此間為知差越候故、昨日以使悔申遣也、

「大島五兵衛妻今朝安産、女子出生之由、夕使を以歎申遣ス也

御手数ですが、嘉永六年家乗 参考資料の通算頁数を下記の  
ように訂正方お願いします

|                      |               |        |          |
|----------------------|---------------|--------|----------|
| 令和6年2月参考資料(令和6年1月9日) | 9             | 27~32頁 |          |
|                      | → (令和6年2月24日) | 10     | 49~54頁   |
| 令和6年3月参考資料           | 11            | 33~34頁 | → 55~56頁 |
| 令和6年4月参考資料           | 12            | 23~26頁 | → 57~60頁 |
| 令和6年5月参考資料           | 13            | 23~24頁 | → 61~62頁 |

令和六年六月例会資料（五月分後追い）

家乗嘉永六年 五月十三日～五月廿一日

一、先月の解説文活字読みの確認点

二、指摘・意見・質問・他

① 五月十五日「後室」

こうしつ【後室】1 家の後ろにある部屋。後房。2 身分の高い人の未亡人。

（例会で解説済み）

② 同廿一日「仕癖」（しくせ） 日本国語大辞典

「癖」へキ・くせ 1 消化不良・腹の病氣 2 くせ 漢和辞典

「僻」へキ 1 ひがみ・よこしま 2 くせ 漢和辞典

「僻」へキ・ヒ・ひがむ・くせ・いやしい・さける ぐずし字用例辞典

（例会で解説済み）

③ 右同日「諸式」

しよ・しき【諸式／諸色】1 必要ないろいろの品物。「万端を調べて待つ」

2 品物の値段。物価。「が高くなる」

（大辞泉）

しよ・しき【諸色・諸式】（名）色々な品。しなじな。（明解古語辞典）

「色」でも「式」でも良いようです。

④ 同日「おとり歩或者先ん歩」（「歩」は利息を表しているの「ぶ」と読むか？）

利息先取① 天引金銭の貸し付けに際し、その利息分を貸し付け額から控除

することを「天引」といいます。例えば、10万円を年18%の利率で「天

引」で1年間借りたとします。利息は18,000円ですが、天引きされたので、

実際の受領額は82,000円となり、1年後に10万円を返済する約束をしま

す。天引についても利息制限法の適用はありません。実際の受領額82,000円

につき利率の上限は年20%ですから、利息は年16,400円となり、天引額

18,000円は利息制限法に違反します。・・・（HP知るぼると）

高利（歩）貸・前略・江戸期・・・多く「元金」から「利息」を差し引いて貸

し渡した。いわゆる「天引」「天利」「踊り」の形である。そのほか「札

金・筆墨料」などの名目で余利をむさぼるものさえあった。「抵当」の要ら

ぬ簡便な金融で、生活費にも窮迫する庶民の要望には適合したが、当然暴

利に苦しむ人々も多く生じた。そのため、規制の「制令」も幾多発布され

たが、その効果はさしてなかったらしい。・・・後略。（世界大百科事典）

右の様に高利貸しが高利に加えて余利を取る常套手段、天引・踊り利息の

規制も度々行われたことから、「先ん歩」は「先の（に）歩」「先取の利息」で

あり、利息を天引する事ではないかと・・・（確証なし。当て推量です）

⑤ 同日「屈敷」

悪し・委し・宣し・厳し・珍し・難し（六ケシ）等々シク活用の形容詞の

語幹に連なる「敷」や、「く間敷」（否定・推量の助動詞「くまじ」の連用

形「くまじく」や、接尾語「くがましい」の「く間敷」等は、単に当て

字と思われませんが、「屈敷」はどうも当てはまりません。

「敷」フ・しく・あまねく・広げる・しき延べる・平らに広げ全体に及

ぼす（漢和辞典） 例：雪が降り敷く

届けて広く行き渡らせることか？ それとも・・・

P 61 六月八日に「長者敷」と出て来ます。

接尾語らしい《文語》し（シク活用、しく・しく・し・しき・しけれ）名

詞、動詞未然形又は疊語などに付いて形容詞をつくる。そういう様子である、

そう感じられると云う意を表す。例：名詞「おとな」＋「しい」＝「おと

なしい（しく）」。この伝でいけば「長者（年長者・有徳の人）の様な」「長者

らしい」と解釈できるのでしょうか？ 「屈敷」も動詞「届」＋シクで、

「行き届くように」という事か？（推測記事ばかり、済みません。）

⑥ 五月廿六日「波木井昇斎」 1808～1863 江戸時代後期の彫刻家。

文化五年生まれ。家は代々甲斐身延山の数珠商。江戸に出て彫刻の技術をおさ

める。安政三年から広島藩主の命で広島に住む。木彫を得意とし宮島を度々訪

れ、木彫技術を伝えた。文久三年七月一日死去。五十六歳。号は五峰。

（日本人名大辞典）

三、報告・お知らせ

◆ 会員動静

退会 A 4 班の田中俊二さんが2月例会を以て退会されて居りました

◆ 次例会は、七月六日（第一土曜日）午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A 8 班及びB 1 班です。

八月は、例年の通り夏休みです。

以後の例会予定日は、九月十四日（第2土曜日）・十月廿六日（第4土

曜日）・十一月十六日（第3土曜日）です。

◆ 来月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前月より1つ

宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください。

知新集による五組新開《文政五年(嘉永六年)の31年前頃》

五組

中島組

(中島)本町・材木町・天神町・木挽町・(中島)新町・元柳町

新町組

山口町・銀山町・東引御堂町・胡町・堀川町・斜屋(チギヤ)町・石見屋町・橋本町・京橋町・新愛宕町・東柳町・稻荷町西組・稻荷町下組・稻荷町中組・稻荷町東組・猿猴橋町

白神組

白神一丁目・六丁目・尾道町・塩屋町・紙屋町・猿栗町・細工町・横町・鳥屋町

中通組

平田屋町・播磨屋町・革屋町・西魚屋町・中町・袋町・研屋町・立町・東魚屋町・鉄砲屋町・新川場町・竹屋町・東白島町・西白島町

広瀬組

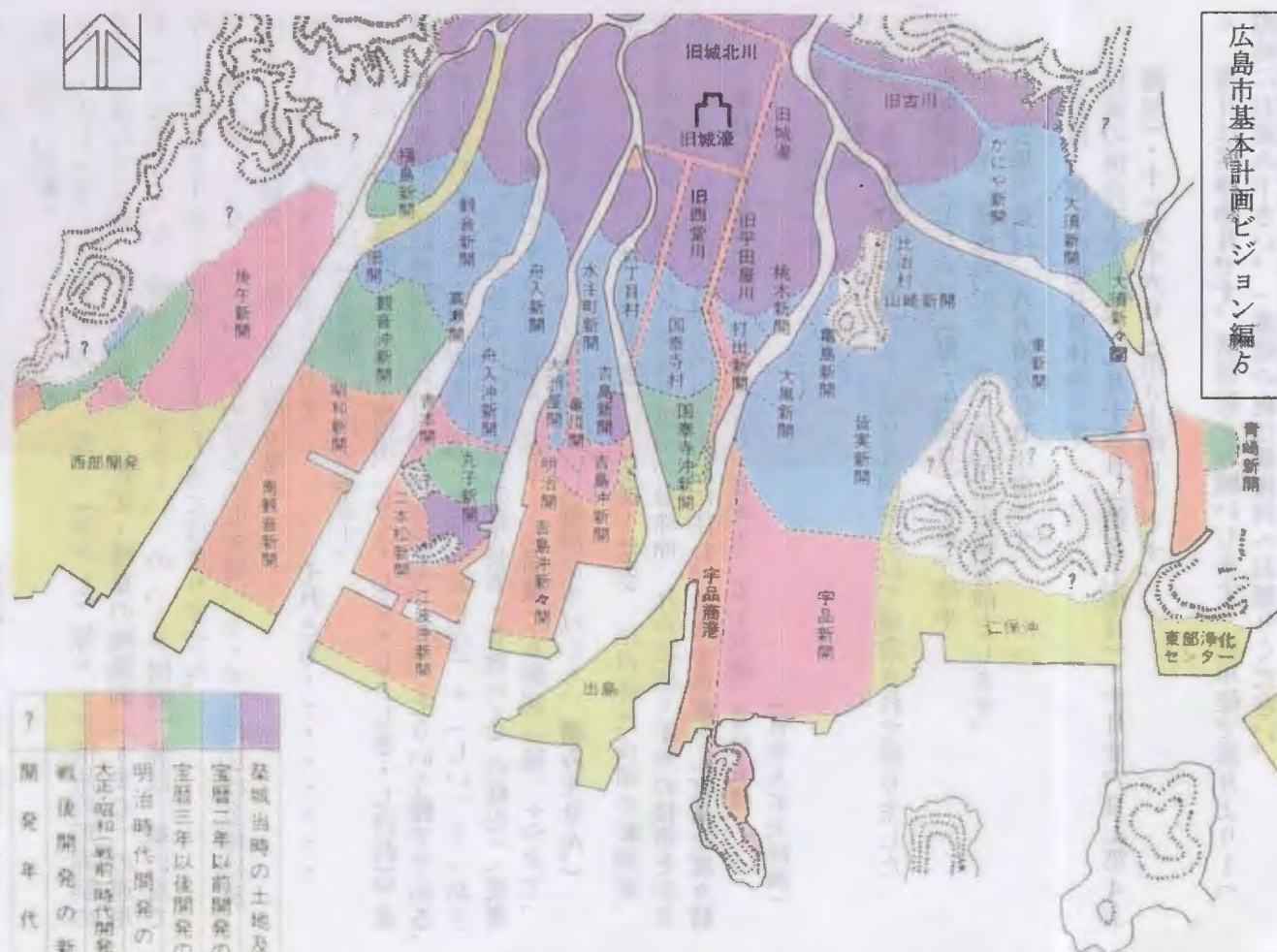
塚本町・堺一丁目・四丁目・猫屋町・油屋町・十日市町・西引御堂町・鍛冶屋町・新鍛冶屋町・西土手町・唐人町・西大工町・寺町

新開

国泰寺村・六丁目村・竹屋村・段原村・比治村・山崎新開  
大黒村・亀島新開・皆実新開・東新開・矢賀村・尾長村  
古川村・大須村新開・西愛宕町・東愛宕町・大須賀村・明星院村  
白島村・広瀬村・空鞘町・左官町・天満町・川田村・観音村  
西地方町・舟入村・水主町新開・吉島新開

黄マーカー六町は、元は町分(東西愛宕町は新町組。空鞘・左官・天満・西地方町は広瀬組)に属していたが、宝暦七年新開組に組み替えられた。この時代以前にも、以後にも町名が変わった所が沢山あります。消えた町名が何処に有ったか、探してみるのも・・・？

広島市基本計画ビジョン編



|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ? | ? | ? | ? | ? | ? | ? |
| 開 | 戦 | 大 | 明 | 宝 | 宝 | 幕 |
| 発 | 後 | 正 | 治 | 暦 | 暦 | 城 |
| 年 | 開 | 和 | 時 | 三 | 二 | 時 |
| 代 | 発 | 和 | 代 | 年 | 年 | の |
| 不 | の | の | の | 以 | 以 | 土 |
| 詳 | 新 | 新 | 新 | 後 | 前 | 地 |
|   | 開 | 開 | 開 | 開 | 開 | 及 |
|   | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 海 |
|   |   |   |   |   |   | 岸 |
|   |   |   |   |   |   | 線 |

新開地発展略図[出典：図説広島市史]